

資料編

目 次

【条例・例規】

嘉手納町防災会議条例	1
嘉手納町防災会議委員名簿	3
嘉手納町災害対策本部条例	4
《嘉手納町災害対策本部組織体系図》	5
《嘉手納町災害対策組織体制及び所掌事務》	6
九州・山口9県災害時相互応援協定	13
九州・山口9県災害時相互応援協定運営要領	15

【関係機関】

① 指定行政機関	17
② 指定地方行政機関	17
③ 自衛隊	18
④ 指定公共機関	18
⑤ 指定地方公共機関	18
⑥ 県教育委員会、県警察本部・管轄署、市町村代表、消防関係機関	19
⑦ 沖縄県機関	19
⑧ 県出先機関	19
⑨ 報道機関等	20
⑩ 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク	21
⑪ 中部地区医師会の災害時医療救急班連絡系統図	41
⑫ 避難指示等情報の伝達ルート及び手段	43
避難情報発令情報（市町村用）	44
放送による伝達例文	45

【現況編】

1. 自然的条件	
〈気象概況〉	46
〈台風発生及び沖縄近海に接近した台風〉	47
2. 社会的条件	
〈嘉手納町の人口・世帯等〉	48
〈人口・世帯数の推移〉	48
〈行政区別年齢構成：令和2年〉	48
〈行政区別人口の年齢層別推移〉	49

〈町土地目別面積〉	49
〈町内家屋の建物状況〉	49
〈町の産業構造〉	50
〈町内の主な公共施設〉	50
〈町有車両〉	56
〈町内の文化財〉	57
〈米軍基地の概況〉	59
3. 過去における災害状況及び各種災害出動（活動）件数	
① 消防本部調査（平成12年～16年）	60
② 消防本部調査（平成17年～20年）	61
③ 消防本部調査（平成21年～25年3月末）	63
④ 火災発生状況（平成30年～令和4年12月末）	65
⑤ 年別火災出動件数	67
⑥ 年別風水害出動件数	67
⑦ 年別事故種別救助活動件数	67
⑧ 警戒その他出動件数	68
⑨ 基地災害	68
【消防関連等】	
〈消防車両〉	69
〈二ライ消防本部消防資機材一覧〉	70
〈広域応援〉	71
【様式・基準等】	
〈車両通行止・緊急通行車両標章及び証明書〉	72
〈ヘリポートの設置基準〉	74
〈公用令書、公用変更令書及び公用取消令書（様式）〉	75
〈災害報告様式〉	78
〈災害救助法に基づく救助の概要一覧表〉	95
【特別警報・警報・注意報の概要】	
〈特別警報・警報・注意報の概要〉	99
〈特別警報・警報・注意報の種類と概要〉	99
【気象注意報・警報等の種類及び基準】	
〈気象警報発表基準〉	100

〈気象注意報発表基準〉	101
〈津波警報等の種類及び内容〉	102
〈水防警報の基準〉	106
〈気象庁震度階級関連解説表〉	106
〈町における避難指示、警戒区域の設定等の基準〉	114

【危険区域等の確認ポイント（土砂災害警戒区域、津波浸水想定区域）】

〈急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）〉	117
〈重要水防区域内で危険と予想される区域（海岸）〉	118
〈河川〉	118
〈海岸保全区域〉	118
〈消防水利〉	118
〈危険物施設一覧表〉	120
〈津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設〉	120

【災害避難の予定場所・避難所一覧】

〈避難場所・避難所の分類等〉	121
〈災害避難の予定場所・避難所一覧〉	122
〈地区別の避難指定〉	125
〈ロータリー広場(防災広場)の概要〉	126

資料編

【条例・例規】

嘉手納町防災会議条例

昭和47年3月30日

条例第7号

改正 平成10年6月29日条例第17号

平成12年3月31日条例第7号

平成29年9月20日条例第12号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第16条第6項の規定に基づき、嘉手納町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

（平12条例7・平29条例12・一部改正）

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 嘉手納町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 本町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（平29条例12・一部改正）

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、副町長をもって充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員は、25人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 法第2条第4号に規定する指定地方行政機関の職員
 - (2) 沖縄県の知事の部内の職員
 - (3) 沖縄県警察の警察官
 - (4) 町の職員
 - (5) 教育長
 - (6) ニライ消防本部消防長及びニライ消防団団長
 - (7) 法第2条第5号に規定する指定公共機関又は同条第6号に規定する指定地方公共機関の職員
 - (8) 自主防災組織の構成員
 - (9) その他町長が特に必要と認める者
- 7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

（平29条例12・一部改正）

資 料 編

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、沖縄県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和47年5月15日から施行する。

附 則（平成10年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第7号）抄

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成29年条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料編

嘉手納町防災会議委員名簿

嘉 手 納 町 防 災 会 議 委 員

番号	機 関 名	職 名
1	防災会議会長 嘉 手 納 町 長	町 長
2	指定地方行政機関 沖 縄 防 衛 局	地 方 協 力 確 保 室 長
3	沖縄県 沖 縄 県 土 木 建 設 部 中 部 土 木 事 務 所	所 長
4	沖縄県警察 嘉 手 納 警 察 署	署 長
5	嘉手納町 嘉 手 納 町 役 場	副 町 長
6	〃	会 計 管 理 者
7	〃	企 画 財 政 課 長
8	〃	福 祉 課 長
9	〃	都 市 建 設 課 長
10	教育長 嘉 手 納 町 教 育 委 員 会	教 育 長
11	消防長 ニ ラ イ 消 防 本 部	消 防 長
12	消防団 ニ ラ イ 消 防 団	団 長
13	指定公共機関又は指定地方 公共機関 NTT 西 日 本 沖 縄 支 店	設 備 部 長
14	〃 沖 縄 電 力 株 式 会 社 送 配 電 本 部 配 電 部 う る ま 支 店	支 店 長
15	その他 自 治 会 長 会	会 長
16	〃 西 浜 区 自 主 防 災 組 織	団 長
17	〃 嘉 手 納 町 社 会 福 祉 協 議 会	会 長
18	〃 第 5 1 普 通 科 連 隊 第 1 中 隊	第 1 中 隊 長
19	〃 一般社団法人 中部地区医師会嘉手納班	班 長
20	〃 嘉 手 納 町 民 生 委 員 児 童 委 員 協 議 会	会 長
21	〃 嘉 手 納 町 食 生 活 改 善 推 進 協 議 会	会 長
22	〃 嘉 手 納 町 商 工 会 女 性 部	部 長

資料編

嘉手納町災害対策本部条例

昭和47年3月30日

条例第8号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第6項の規定に基づき、嘉手納町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

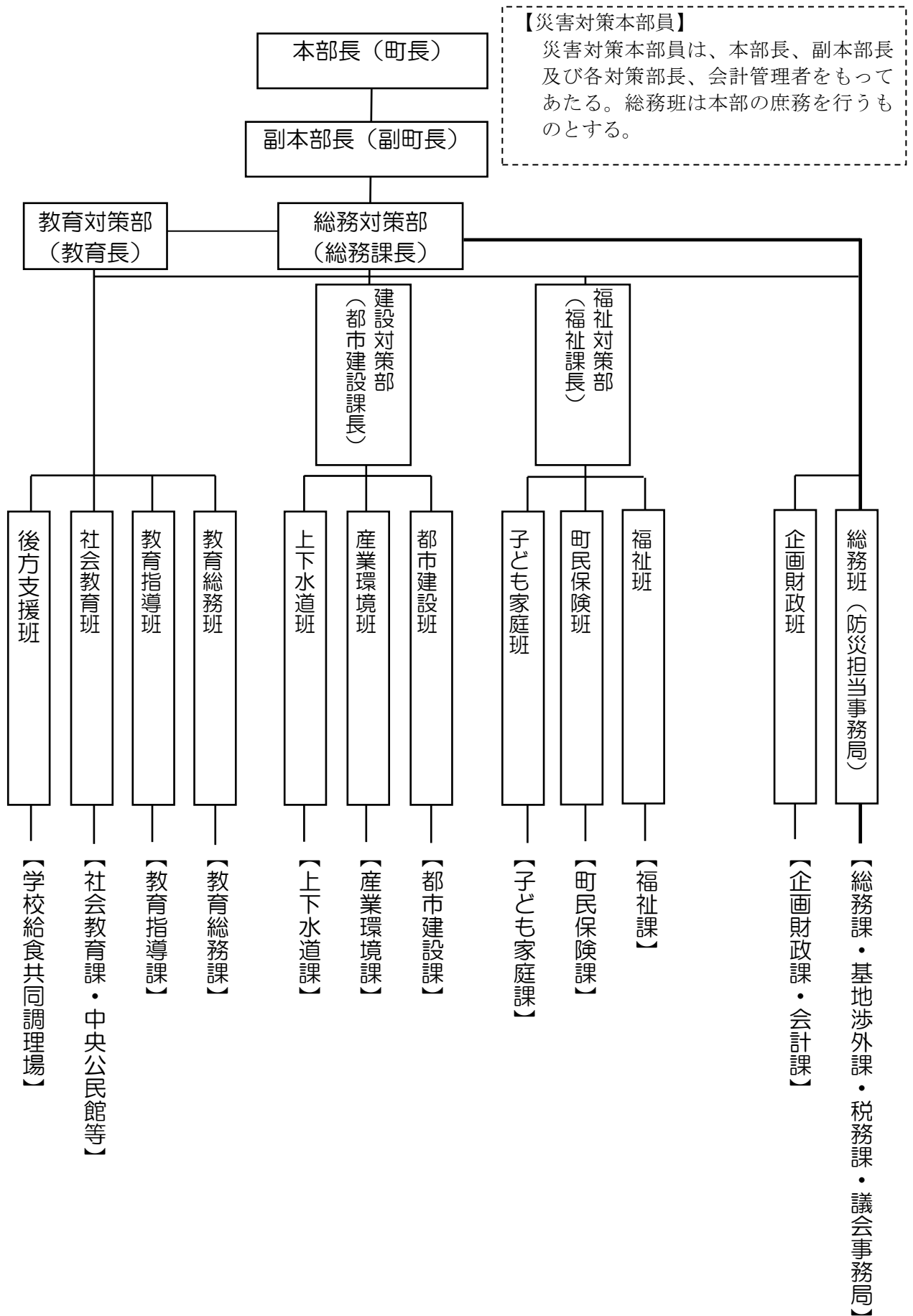
(雑則)

第4条 第3条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和47年5月15日から施行する。

《嘉手納町災害対策本部組織体系図》



資料編

《嘉手納町災害対策組織体制及び所掌事務》

組織区分		所掌事務	第1配備	第2配備	第3配備
部	班				
総務対策部	総務班【防災担当事務局】 (総務課、基地渉外課、 税務課、議会事務局)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部の設置及び廃止に関する事。 2. 防災会議及び防災関係機関との連絡に関する事。 3. 災害対策本部長及び副本部長の秘書に関する事。 4. 本部の庶務及び連絡調整に関する事。 5. 災害非常配備体制の指示、伝達に関する事。 6. 職員の動員及び服務に関する事。 7. 各部の連絡及び分掌事務の調整に関する事。 8. その他本部長が指示する事項に関する事。 9. 広域応援要請に関する事。 10. 気象情報の受理及び関係部署への伝達に関する事。 11. 被害状況や災害に関する情報の収集総括に関する事。 12. 災害情報等の伝達及び広報に関する事。 13. 避難及び避難命令等の伝達に関する事。 14. 避難所の設置・運営に関する総括・指示等 15. 災害従事職員の公務災害に関する事。 16. り災職員の福利厚生、諸給付金及び貸付に関する事。 17. 災害時の応急対策に必要な人員、物資及び資材の輸送に関する事。 18. 庁舎及び公共施設等の防災及び保全に関する事。 19. 町有財産の被害状況の調査に関する事。 20. 災害現地視察・記録及び被害調査に関する事。 21. 記者発表等の広報に関する事。 22. 災害見舞い及び視察者の応接に関する事。 23. 災害時における交通安全対策に関する事。 24. 災害時における交通運輸の連絡調整に関する事。 25. 町有車両の管理及び車両の確保、輸送に関する事。 26. 本部に必要な機材及び物品等の調達、設営に関する事。 27. 災害時における危険物等の保安に関する事。 28. 米軍基地に関する事。 29. 被災者に対する税の徴収猶予及び減免措置に関する事。 30. 県との連絡調整に関する事。 31. 自衛隊への災害派遣要請に関する事(県へ要求)。 32. 災害対策基本法第29条2項の規定に基づく職員の派遣要請及び第31条の規定に基づく職員のあっせん要求に関する事。 33. 職員の健康管理に関する事。 34. 災害関係文書の收受及び発送に関する事。 35. 災害救助法の適用に関する事。 36. り災証明に関する事。 	3名	各班長の指示に従い出動・配置につく	全員

資料編

組織区分		所掌事務	第1配備	第2配備	第3配備
部	班				
総務対策部	企画財政班 (企画財政課・会計課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における防災行政無線・無線電話通信・非常通信の確保に関すること（FAX 等も含む通信状況の確認も含む）。 2. 災害時における市内LAN等の確保に関すること。 3. 災害情報等の伝達及び広報に関すること。 4. 記者発表等の広報に関すること。 5. 災害対策及び復旧対策に必要な経費の予算・財源措置（資金計画等）に関すること。 6. 被災地における特別交付税及び災害復旧資金に関すること。 7. 災害対策本部の歳入歳出外現金の出納に関すること。 8. 災害対策に必要な現金及び物品の出納・購入に関すること。 9. 災害対策応急物資等購入品の検収に関すること。 10. 義援金及び見舞金の保管及び出納（配分計画及び受付等）に関すること。 11. 救援物資等の出納、保管及び管理に関すること。 12. 他の班の応援に関すること 	若干名 広報担当	各班長の指示に従い 出勤・配置につく	全員
福祉対策部	福祉班 (福祉課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時要援護対象者の把握 2. 町関係福祉施設（要支援者避難所含む）の災害対策及び被害調査に関すること。 3. 災害時における高齢者福祉に関すること。 4. その他災害に関する調査報告及び援護に関すること。 5. 災害時の身体・知的・精神障害者への救護対策に関すること。 6. 要援護者優先避難所の設置及び運営・管理に関すること。 7. 避難所における炊き出しに関すること。 8. 避難所における被災者の介護に関すること。 9. 災害弔慰金の支給等に関すること及び沖縄県災害見舞金に関すること。 10. 生活再建支援に関すること。 11. 応急食糧その他生活必需品の調達及び管理に関すること。 12. 被服、寝具その他生活必需品の給付又は貸与に関すること。 13. 災害時ボランティアに関すること。 14. 災害救助法に関すること（申請する内容について）。 15. り災証明に関すること（情報収集について）。 16. 他の班の応援に関すること。 	若干名	各班長の指示に従い 出勤・配置につく	全員

資料編

組織区分		所掌事務	第1配備	第2配備	第3配備
部	班				
福祉対策部	町民保険班 (町民保険課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難対象者の把握（世帯・人数等） 2. 地域組織（自治会等）における自主防疫の応急助成に関する事 3. 衛生材料の調達及び配分に関する事 4. 応急措置を実施するための施設（宿泊施設、飲食店等）衛生管理に関する事 5. 伝染病患者の情報収集及び対策指示等に関する事 6. 防疫に関する県関係機関との連絡調整に関する事 7. 災害時における感染症の発生及びまん延防止に関する事 8. 災害時における医療及び助産の対策等に関する事 9. 救護班の編成及び派遣並びに被災者の応急救護に関する事 10. 医療関係施設の災害対策及び被害調査、応急復旧措置に関する事 11. 医療関係機関・団体との連絡に関する事 12. 災害時における医薬品の調達及び配分に関する事 13. 保険医療機関及び療養取扱機関の災害対策及び被害調査に関する事 14. 国民健康保険料（税を含む）及び被保険者の一部負担金の減免に関する事 15. 避難所施設の防疫に関する事 16. 災害時の食品衛生に関する事 17. 災害時における毒物及び劇物に関する事 18. 他の班の応援に関する事 	平時・自宅待機	各班長の指示に従い出動・配置につく	全員
		子ども家庭班 (子ども家庭課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 児童、母子等の被害調査及び避難対策に関する事 2. 児童福祉施設の被害調査及び災害対策に関する事 3. 被災者の応急救護に関する事 4. 町内の保育施設の避難状況の把握、支援物資の調整に関する事 5. 避難所での支援に関する事 6. 他の班の応援に関する事 		

資料編

組織区分		所掌事務	第1配備	第2配備	第3配備
部	班				
建設対策部	都市建設班 (都市建設課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土木施設災害復旧工事に関する事。 2. 建築関係施設に対する災害対策及び被害調査に関する事。 3. 道路、橋りょう、公園等の警戒巡視、被害調査及び災害対策、使用に関する事。 4. 地滑り等防止対策及び急傾斜地の災害対策に関する事。 5. 障害物の除去(一時保管を含む)に関する事。 6. 交通対策に関する事。 7. 交通不通箇所及び通行路線に関する事。 8. 水防活動に関する事。 9. 河川並びに水路の水位測定及び河川域の警戒巡視、災害応急復旧措置及び被害調査に関する事。 10. 高潮対策に関する事。 11. 被災建築物の応急危険度判定に関する事。 12. 災害救助法適用の被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設に関する事。 13. その他住宅供給に関する事。 14. 被災者の公営住宅への入居のあっせんに関する事。 15. 災害復旧・復興に関し関係機関との調整に関する事。 16. 必要事項の住民への広報に関する事。 17. 災害時における公共工事の施工に伴う損失補償基準に関する事。 18. 資材及び機材の調達に関する事。 19. 関係施設等の避難所設置・運営に関する事。 20. 海岸保全施設の被害調査及び災害復旧事業に関する事。 21. 土砂災害に係る災害応急対策及び被害調査に関する事。 22. 他の班の応援に関する事。 	4 ～ 6名	各班長の指示に従い出動・配置につく	全員
		上下水道班 (上下水道課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における給水に関する事。 2. 災害時における水質検査に関する事。 3. 水道施設の災害応急復旧措置及び被害調査に関する事。 4. 資材及び機材の調達に関する事。 5. 下水道施設の災害応急復旧措置及び被害調査に関する事。 6. 他の班の応援に関する事。 		

資料編

組織区分		所 掌 事 務	第1配備	第2配備	第3配備
部	班				
建設対策部	産業環境班 (産業環境課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 嘉手納町商工会との連絡調整に関する事。 2. 商工観光関係の災害対策及び被害調査に関する事。 3. 被災商工業者に対する金融・労働対策に関する事。 4. 観光施設の災害対策及び被害調査に関する事。 5. 観光客の対応に関する事。 6. 災害時の雇用行政に関する事。 7. 生活物資の流通調整に関する事。 8. 災害時における駐留軍従業員の安全衛生及び福利厚生に関する事。 9. 災害時における危険物、高圧ガス、火薬類等の保安に関する事。 10. LPガス等の調達の調整に関する事。 11. 農業協同組合等関係団体との連絡調整に関する事。 12. 農業及び施設・農作物関係の災害対策及び被害調査に関する事。 13. 農業施設等の復旧に関する事。 14. 農作物の病虫害防除に関する事。 15. 被害農作物の技術対策及び指導に関する事。 16. 災害時における農業災害補償に関する事。 17. 被災農家に対する生活指導に関する事。 18. 主食の確保及び主食配給の特別措置に関する事。 19. 家畜伝染病の防疫に関する事。 20. 家畜飼料及び家畜飲用水の補給対策に関する事。 21. 嘉手納町漁業組合との連絡調整に関する事。 22. 水産関係の災害対策及び被害調査に関する事。 23. 漁港施設の警戒及び応急対策に関する事。 24. 水産施設等の復旧に関する事。 25. 被害漁業者に対する災害資金に関する事。 26. 災害時における水産物の流通対策に関する事。 27. 労働者の雇用に関する事。 28. 災害時における消費生活の総合調整に関する事。 29. 被災者及びボランティアの総合窓口設置に関する事。 30. 関係施設における避難所設置・運営に関する事。 31. 衛生材料の調達及び配分に関する事。 32. 災害時の清掃に関する事。 33. がれき及び廃棄物による被害調査及びその災害対策に関する事。 34. し尿処理に関する事。 35. 死体の収容及びこれに必要な処置（埋火葬等）に関する事。 36. 被災地域の環境衛生にかかる防疫に関する事。 37. 環境衛生施設の災害対策及び被害調査に関する事。 38. 応急措置を実施するための施設（宿泊施設、飲食店等）衛生管理に関する事。 39. 動物の保護・収用に関する事。 40. 公害の調査及び対策に関する事。 41. 災害復旧に関する労働力の確保に関する事。 42. 他の班の応援に関する事。 	若干名	各班長の指示に従い出動・配置につく	全員

資料編

区分		所掌事務	第1配備	第2配備	第3配備
部	班				
教育対策部	教育総務班 (教育総務課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 教育関係の被害状況及び災害対策計画の総括に関すること。 2. 教育施設の災害予防及び応急対策に関すること。 3. 学校施設の被害調査及び災害対策に関すること。 4. 教育指導班と連携を取り各学校との連絡に関すること。 5. 給食調理場との連絡及び学校給食に関すること。 6. 職員の災害補償に関すること。 7. 児童、生徒の保障に関すること。 8. 所轄区域内の分掌にかかる情報の収集と報告に関すること。 9. 関係施設における避難所の設置・運営に関すること。 10. 他の班の応援に関すること。 	平時・自宅待機	各班長の指示に従い出動・配置につく	全員
	教育指導班 (教育指導課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各学校との連絡に関すること。 2. 学校の災害時における学校職員の管理に関すること。 3. 児童、生徒の避難に関すること。 4. 学校の児童生徒の臨時休校に関すること。 5. 災害時の教育指導に関すること。 6. 教材等学校備品の被害調査に関すること。 7. 児童、生徒に対する学用品等の給付等災害対策に関すること。 8. 災害時の学校における保健衛生に関すること。 9. 他の班の応援に関すること。 			
	社会教育班 (公民館等)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 文化・体育施設設備の被害調査及び災害対策に関すること。 2. 災害救助活動に協力する婦人会、青年会等との連絡調整に関すること。 3. 関係施設における避難所の設置・運営に関すること。 4. 文化財の被害状況の収集及びその対策に関すること。 6. 担当施設における災害対策及び支援に関すること。 7. 所管する被害情報の収集及び本部への連絡に関すること。 8. 関係施設における避難所の設置・運営に関すること。 9. 他の班の応援に関すること。 			

資料編

組織区分		所掌事務	第1配備	第2配備	第3配備
部	班				
教育対策部	後方支援班 (学校給食共同調理場)	1. 所管する被害情報の収集及び本部への連絡。 2. 食糧補給対策に関すること。 3. 他の班の応援に関すること。	平時・自宅待機	各班長の指示に従い出勤・配置につく	全員

資料編

九州・山口 9 県災害時相互応援協定

（趣旨）

第1条 この協定は福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び山口県（以下「九州・山口 9 県」という。）において、大規模な災害が発生し、被災県独自では十分に応急措置が実施できない場合において、九州・山口 9 県相互間の応援を円滑に行うために必要な事項について定めるものとする。

（応援項目）

第2条 応援項目は、次のとおりとする。

- 一 災害応急措置に必要な職員の派遣
- 二 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- 三 避難・収容施設及び住宅の提供
- 四 緊急輸送路及び輸送手段の確保
- 五 医療支援
- 六 その他災害応急措置の応援のため必要な事項

（協定の運用体制）

第3条 本協定の円滑な運用を図るため、幹事県及び副幹事県をおく。

2 幹事県は、本協定の定めるところにより、協定運用の総合調整に当たる。

3 副幹事県は、幹事県が被災等によりその事務を遂行できない場合において、幹事県の事務を代行する。

4 幹事県及び副幹事県は別に定める九州・山口 9 県の輪番によるものとし、その任期は 1 年とする。

5 各件は本協定の運用に関する総合連絡各担当部局及び前条各号に定める応援項目ごとの担当部局をあらかじめ定め、災害が発生した時は、総合連絡担当部局通じ速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応援要請手続等）

第4条 応援を受けようとする被災県は、災害の状況及び必要とする応援内容を明らかにして、直ちに電話又はファクシミリ等により関係県に対して応援を要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

2 前項の応援要請を受けた県は、実施しようとする応援内容を被災県に通知するものとする。

3 前2項の規定による応援要請に係る手続等の細目は、第2条各号に定める応援項目ごとに別に定める。

4 被災県は、第1項の規定により関係県に対して個別に応援要請をするいとまがない時は、幹事県に対して一括して応援を要請できるものとする。

5 幹事県は、前項の規定により応援要請を一括して受けた時は、速やかに各県に通報し、実施しようとする応援内容を取りまとめ、被災県に通知するものとする。

6 被災県以外の県は、災害の実態に照らし特に緊急を要し、第1項又は第4項の要請ができない状況にあると判断される時は、動向の要請を待たないで、幹事県の調整の下に必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、動向の要請があったものとみなす。

資 料 編

(応援部隊の指揮等)

第5条 応援部隊は、応急措置の実施については、応援を受ける県の指揮の下に行動するものとする。

2 応援を受けるべき被災県がしき不能の場合は、応援部隊は幹事県の調整の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた県の負担とする。

2 応援を受けた県が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた県から要請があった場合には、応援した県は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(平常時の各県の任務)

第7条 幹事県は、他の条項において定めるもののほか、次の各号に定める事務を行う。

一 各県における関係部局の連絡先、応援能力等応援要請時に必要となる資料をとりまとめ保管するとともに、各県からの連絡先により、それらを更新し、各県へ提供すること。

二 各県間の会合の開催等により、情報及び資料の交換等を主宰すること。

三 他の広域応援協定の幹事県等との情報交換等を行うこと。

四 前各号に定めるもののほか、協定の円滑な運用を図るために必要な事務。

2 第3条5項に定める各県の担当部局は、年1回、応援の実施のため必要な事項を相互に確認し、各県内の関係機関に必要な情報を提供するものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定める。

(適用)

第9条 この協定は、平成7年11月8日から適用する。

この協定の締結を証するため、各県知事記銘押印のうえ、各1通を保管する。

平成7年11月8日

福岡県知事
大分県知事

佐賀県知事
宮崎県知事

長崎県知事
鹿児島県知事

熊本県知事
沖縄県知事

資料編

九州・山口9県災害時相互応援協定運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、九州・山口9県災害時相互応援協定（以下「協定」という。）の運営に関し、必要な総括的事項を定めるものとする。

(幹事県及び副幹事県等)

第2条 協定第3条第4項の規定に基づき定める幹事県及び副幹事県の輪番は、会計年度ごとに別表第1のとおりとする。

2 幹事県及び副幹事県が共に被災した場合は、各県は、協議の上、必要に応じ速やかに次期幹事県又は副幹事県を臨時の幹事となる県として選定するものとする。

(各県の総合連絡担当部局)

第3条 協定第3条第5項の規定に基づき定める協定の運用に関する各県の総合連絡担当部局は別表第2のとおりとする。

2 前項の総合連絡担当部局は、協定第2条第6号に定める事項を併せて担当することとする。

(応援要請に係る手続等の細目)

第4条 協定第4条各号（第3項除く。）の規定に基づく応援の要請、通知等は、原則として各県の総合連絡担当部局を通じて行うものとする。

2 協定第4条第3項の規定に基づく応援要請に係る手続等の細目は、協定第2条第1号から第5号までに規定するものについては、応援内容ごとに別に定める実施要領等による。

3 被災県は、協定第2条第6号に規定する事項について応援を要請しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして要請を行うものとする。

一 協定第2条第2項から第5号までの応援項目以外に係る物資の提供、資機材の貸与等（以下「その他の物的応援」という。）を要請しようとする場合にあっては、必要とする物質、資機材等の種類、数量、搬入時期、場所及び輸送手段

二 その他の物的応援以外の応援を要請しようとする場合にあっては、必要とする応援の具体的内容

4 前項の要請を受けた関係者は、次の各号に掲げる事項を明らかにして被災県に対して通知を行うものとする。

一 その他の物的応援を実施しようとする場合にあっては、提供、貸与等の対象となる物質、資機材等の種類、数量、搬入時期、場所及び輸送手段

二 その他物的応援以外の応援を実施しようとする場合にあっては、応援の具体的内容

(経費の負担基準)

第5条 協定第6条第1項の規定に基づき応援を受けた件が負担すべき経費の基準は、次の各号に定めるところによる。

一 職員の派遣に係る次の経費

ア 応援をした県が定める規定により算定した応援に係る職員の旅費の額及び諸手当の額

イ その他応援を受けた県と応援をした県が協議して定めた経費

二 提供を受けた物資の購入費及び輸送費

三 貸与を受けた資機材の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修

資 料 編

理費

- 四 提供を受けた施設の借上料（被災者が負担すべきものを除く。）
- 五 前各号に係る応援以外の応援を受けた場合にあっては、当該応援に要した経費

2 協定第6条第2項の規定に基づき応援をした件が応援に要した経費を一時繰替支弁した場合は、前項の基準により算定した額を応援を受けた県に請求するものとする。この場合において、両県が前項の基準により難いと認めるときは、別に協議の上前項の基準によることなく負担関係を定めることを妨げないものとする。

（職員の公務災害補償）

第6条 応援した県の職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合における公務災害補償については、地方公務員公務災害補償法（昭和42年法律第122号）の定めるところによるものとする。

附則

この要領は、平成7年11月8日から施行する。

別表第1 幹事県及び副幹事県の任期及び輪番

任期	幹事県	副幹事県
平成16年度	福岡県	長崎県
平成17年度	佐賀県	熊本県
平成18年度	長崎県	大分県
平成19年度	熊本県	宮崎県
平成20年度	大分県	鹿児島県
平成21年度	宮崎県	沖縄県
平成22年度	鹿児島県	山口県
平成23年度	沖縄県	福岡県
平成24年度	山口県	佐賀県

注) 平成25年度以降は、上記輪番を繰り返すものとする。

別表第2 各県の総合連絡担当部局

福岡県	総務部	消防防災安全課
佐賀県	総括本部	消防防災課
長崎県	総務部	危機管理・消防防災課
熊本県	総務部	消防防災課
大分県	生活環境部	消防防災課
宮崎県	総務部	危機管理局
鹿児島県	危機管理局	危機管理防災課
沖縄県	知事公室	防災危機管理課
山口県	総務部	消防防災課

資料編

【関係機関】

① 指定行政機関

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号
消防庁	総務課	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2	03-5253-7521
	消防・救急課	//	03-5353-7522
	予防課	//	03-5253-7523
	危険物保安室	//	03-5253-7524
	防災課	//	03-5253-7525
	防災情報室	//	03-5253-7526
	応急対策室	//	03-5253-7527
	特殊災害室	//	03-5253-7528
	救急企画室	//	03-5253-7529
内閣官房	内閣官房副長官補 (安全保障、危機管理担当)付	東京都千代田区永田町 1-6-1	03-5253-2111
内閣府	政策統括官付参事官 (防災統括担当)	東京都千代田区永田町 1-2-2	03-3593-3311

② 指定地方行政機関

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号
九州管区警察局	公安部災害対策官	福岡市博多区東公園 7-7	092-622-5000
沖縄総合事務局	総務部総務課	沖縄県那覇市おもろまち 2丁目1番1号	098-866-0059
第十一管区 海上保安本部	救難課	那覇市港町 2-11-1	098-867-0118
沖縄气象台	業務課	那覇市樋川 1-15-15	098-833-4283
沖縄労働局	総務部企画室	那覇市おもろまち 2-1-1	098-868-4403
那覇空港事務所	空港保安防災課	那覇市安次嶺 531-3	098-857-1101
沖縄防衛局	地方調整課	嘉手納町字嘉手納 290-9	098-921-8131
九州厚生局沖縄事務所	庶務課	那覇市久茂地 1-2-3 パレットパークビル 4階	098-951-3030
沖縄総合通信事務所	総務部総務課	那覇市旭町 1-9 カブナ旭橋 B-1 街区 5階	098-865-2301
那覇産業保安監督 事務所	保管監督課	那覇市おもろまち 2-1-1	098-866-6474
那覇自然環境事務所		那覇市山下町 5-21 沖縄 通関ビル 4階	098-858-5825
沖縄森林管理署	次長	那覇市久米 2-5-7	098-868-8829

資料編

③ 自衛隊

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号
陸上自衛隊第15旅団	司令部第3部	那覇市鏡水 679	098-857-1155

④ 指定公共機関

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号
(株)NTT 西日本 沖縄支店	企画総務部総務担当	浦添市城間 4-35-1	098-870-4010 FAX :098-870-4040
	設備部災害対策担当	浦添市城間 4-35-2	098-871-2820 FAX :098-871-2896
	コザ営業所	沖縄市胡屋 1-5-1	098-921-3200 FAX :098-921-3838
(株)NTT ドコモ九州支社 沖縄支店	技術サービス部	那覇市久茂地 1-12-12	098-862-4736
日本銀行那覇支店	総務課	那覇市松山 1-2-1	098-869-0136
日本赤十字社沖縄支部	事業推進課	那覇市古波蔵 3-7-25	098-835-1180
日本放送協会沖縄放送局	企画総務	那覇市おもろまち 2-6-21	098-865-2222
沖縄電力株式会社 うるま支店	配電サービスグループ	うるま市字江洲 358-2	098-973-1236
西日本高速道路株式会社九州支社沖縄管理事務所	維持課	浦添市字西原 4-41-1	098-876-8950
KDDI 沖縄株式会社	総務課	那覇市東町 4-1	098-864-0077
郵便事業(株)沖縄支店	企画部 総務課	那覇市東町 26-29	098-865-2208

⑤ 指定地方公共機関

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号
沖縄県医師会	事務局	浦添市字当山 422	098-877-0666
沖縄県看護協会	事務局	南風原町与那覇 460	098-888-3155
沖縄県バス協会	事務局	那覇市泉崎 1-20-1	098-867-2316
琉球海運株式会社	事務局	那覇市西 1-24-11	098-868-8161
(社) 沖縄県高圧ガス保安協会		那覇市小録 1831-1	098-858-9564
沖縄県婦人連合会		那覇市大道 172	098-884-5333

資料編

⑥ 県教育委員会、県警察本部・管轄署、市町村代表、消防関係機関

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号
沖縄県教育委員会	総務課	那覇市泉崎 1-2-2	098-866-2705
沖縄県警察本部	警備第二課	//	098-862-0110
沖縄県市長会	事務局	那覇市旭町 116-37 (南部合同庁舎 6 階)	098-963-8616
沖縄県町村会	事務局	那覇市旭町 116-37 (南部合同庁舎 5 階)	098-963-8651
沖縄県消防長会 (消防庁代表)	事務局(那覇市 消防本部)	那覇市銘苅 2-3-8	098-867-0119
沖縄県消防団長会 (消防団代表)	事務局(那覇市 消防本部)	//	098-867-0911
比謝川行政事務組合	ニライ消防本部	嘉手納町字屋良 1220	098-956-9914 FAX098-956-9944
嘉手納警察署		中頭郡嘉手納町嘉手納 560	098-956-0110

⑦ 沖縄県機関

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号
知事公室	防災危機管理課	那覇市泉崎 1-2-2	098-866-2143
//	秘書課	//	098-866-2080
//	広報課	//	098-866-2020
//	基地対策課	//	098-866-2460
企業局	総務企画課	//	098-866-2803
病院事業局	県立病院課	//	098-866-2832
教育庁	総務課	//	098-866-2705

⑧ 県出先機関

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号
中部土木事務所	庶務班	沖縄市美原 1-6-34 (中部合同庁舎)	098-894-6510
中部農業改良普及 センター	普及企画班	//	098-894-6521
中部農林土木 事務所	計画用地班	//	098-894-6525
中部福祉保健所	総務福祉班	沖縄市美原 1-6-28	098-938-9886
コザ県税事務所	総務班	沖縄市美原 1-6-34 (中部合同庁舎)	098-894-6500
中部病院	総務課	うるま市字宮里 281	098-973-4111

資料編

⑨ 報道機関等

機 関 名	所 在 地	電話番号
NHK沖縄放送局	那覇市おもろまち2-6-21	(代)098-865-2222
琉球放送(RBC)	那覇市久茂地 2丁目3番1号	(代)098-867-2151
沖縄テレビ放送 (OTV)	那覇市久茂地 1丁目2番20号	(代)098-863-2111
琉球朝日放送(QAB)	那覇市久茂地 2丁目3番1号	098-860-1199
沖縄ケーブルテレビ(OCN)	那覇市久茂地 1丁目2番20号	098-863-4141
ラジオ沖縄(ROK)	那覇市西 1丁目4番8号	098-869-2211
エフエム沖縄	浦添市小湾 40番地	(代)098-877-2361
沖縄タイムス社	那覇市久茂地 2丁目2番地2号	(代)098-860-3000
琉球新報社	那覇市天久 905	(代)098-865-5111
FMよみたん	読谷村字座喜味2901 (読谷村文化センター2F)	098-958-7860
FMニライ	北谷町字桑江 467-1 (ちたんニライセンター内)	098-926-2288

資料編

⑩ 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク

※……各機関発信番号（嘉手納町：7、比謝川・ニライ消防：外線9（防災無線））

発信番号（ボタン）一覧

R4.6月時点

県 機 関				
	機関名	電話発信番号（ボタン）	FAX発信番号	備考
1	県庁	6		
2	北部合庁	6		
3	北部保健所	未接続		遠隔制御器、一斉受令／防災用 FAXのみ利用可
4	北部病院	未接続		//
5	中部合庁 (中部保健所・福祉事務所含)	6		
6	中部病院	未接続		遠隔制御器、一斉受令／防災用 FAXのみ利用可
7	南部合庁	6		
8	南部保健所	未接続		遠隔制御器、一斉受令／防災用 FAXのみ利用可
9	南部医療センター・ こども医療センター	未接続		//
10	宮古合庁	6		
11	宮古保健所	外線釘（県NW）＋#		
12	宮古病院	未接続		遠隔制御器、一斉受令／防災用 FAXのみ利用可
13	八重山合庁 (八重山保健所・福祉事務所含)	6		
14	八重山病院	未接続		遠隔制御器、一斉受令／防災用 FAXのみ利用可
市 町 村				
	機関名	電話発信番号（ボタン）	FAX発信番号	備考
1	名護市	8	未接続	
2	国頭村	外線17（県防災）	//	
3	大宜味村	防災ボタン（ボタン5）	//	
4	東村	防災ボタン（外線12）	//	
5	今帰仁村	未接続	//	ネット用IP電話のみ利用可
6	本部町	61	//	
7	恩納村	88	//	
8	宜野座村	未接続	//	ネット用IP電話のみ利用可

資料編

発信番号（ボタン）一覧

R4.6月時点

市 町 村				
	機関名	電話発信番号（ボタン）	FAX発信番号	備考
9	金武町	未接続	未接続	ホットライン用IP電話のみ利用可
10	伊江村	未接続	//	//
11	伊平屋村	未接続	//	//
12	伊是名村	未接続	//	//
13	うるま市	7	//	
14	宜野湾市	6	//	
15	浦添市	特番（**）	//	
16	沖縄市	8	//	
17	読谷村	未接続	//	ホットライン用IP電話のみ利用可
18	嘉手納町	7	//	
19	北谷町	未接続	//	ホットライン用IP電話のみ利用可
20	北中城村	8	//	
21	中城村	6	//	
22	西原町	7	//	
23	那覇市	44	//	
24	糸満市	6	//	
25	豊見城市	7	//	
26	八重瀬町	5	//	
27	南城市	7	//	
28	与那原町	8	//	
29	南風原町	7	庁舎交換機収容 7	
30	久米島町	未接続	未接続	ホットライン用IP電話のみ利用可
31	渡嘉敷村	8	//	
32	座間味村	未接続	//	ホットライン用IP電話のみ利用可
33	栗国村	未接続	//	//
34	渡名喜村	防災ボタン（1～4）	//	

資料編

発信番号（ボタン）一覧

R4.6月時点

市 町 村				
	機関名	電話発信番号（ボタン）	FAX発信番号	備考
35	宮古島市	70	未接続	
36	多良間村	7	//	
37	石垣市	55	//	
38	竹富町	県NWボタン18	//	
39	与那国町	未接続	//	ホトライ用IP電話のみ利用可
40	南大東村	外線ボタン11+6	//	
41	北大東村	防災ボタン+6	//	
消 防 機 関				
	機関名	電話発信番号（ボタン）	FAX発信番号	備考
1	名護市消防本部	県NWボタン		
2	国頭地区行政事務 組合消防本部	未接続		中継局用IP電話・FAXのみ 利用可
3	本部町・今帰仁村消防 組合消防本部	外線7		
4	金武地区消防衛生 組合消防本部	未接続		遠隔制御器、一斉受令/防災用 FAXのみ利用可
5	沖縄市消防本部	外線7(県ネット)		
6	宜野湾市消防本部	外線8		
7	浦添市消防本部	未接続		遠隔制御器、一斉受令/防災用 FAXのみ利用可
8	うるま市消防本部	行政NWボタン		
9	比謝川行政事務 組合二ライ消防本部	外線9		
10	中城北中城 消防組合	県NWボタン		
11	那覇市消防局	44		
12	糸満市消防本部	外線6(県NW)		
13	豊見城市消防本部	7		
14	島尻消防組合 消防本部	外線12(県ネット)		
15	東部消防組合 消防本部	8		
16	久米島町消防本部	未接続		遠隔制御器、一斉受令/防災用 FAXのみ利用可
17	宮古島市消防本部	行政NWボタン+*		
18	石垣市消防本部	未接続		遠隔制御器、一斉受令/防災用 FAXのみ利用可

資料編

発信番号（ボタン）一覧

R4.6月時点

防 災 関 係 機 関				
	機関名	電話発信番号（ボタン）	FAX発信番号	備考
1	沖縄電力株式会社	未接続		遠隔制御器、一斉受令／防災用 FAXのみ利用可
2	沖縄气象台	7		
3	第十一管区 海上保安本部	未接続		遠隔制御器、一斉受令／防災用 FAXのみ利用可
4	NHK沖縄放送局	未接続		//
5	日本赤十字社 沖縄県支部	未接続		//
6	陸上自衛隊	可搬型無線装置 (外部接続ポートなし)	未接続	無線機のみ利用可 (音声通話のみ)

資料編

沖縄県庁(IP電話)

局番号：71

玉城知事 2000
池田副知事 2010
照屋副知事 2020
政策調整監 2894

知事公室

公室長室 2026
秘書防災統括監室 2024
基地対策統括監室 2031
秘書課 2030
広報課 2050
行政オンブズマン相談室
. 2060
基地対策課 2070
防災危機管理課 2090
辺野古新基地建設問題対策課
. 3380
特命推進課 3550

総務部

部長室 2103
総務統括監室 2104
財政統括監室 2105
総務私学課 2110
文書収発室 2150
行政情報センター 2120
印刷室 2130
人事課 2160
職員厚生課 2180
職員健康管理センター 2200
財政課 2210
税務課 2230
管財課 2140
行政管理課 2170
総務事務センター 3390

企画部

部長室 2307
参事監室 2361
企画調整統括監室 2308
企画振興統括監室 2311
参事室 2309
企画調整課 2260
交通政策課 2280
県土・跡地利用対策課 2290
統計課 2300
科学技術振興課 2320
情報基盤整備課 2240
デジタル社会推進課 3640
地域・離島課 2350
市町村課 2360

環境部

部長室 2559
環境企画統括監室 2561
参事室 2725
環境政策課 2460
環境保全課 2470
環境整備課 2480
自然保護課 2490
環境再生課 3410

子ども生活福祉部

部長室 2685

生活企画統括監室 2687
子ども福祉統括監室 2686
福祉政策課 2500
保護・援護課 2510
高齢者福祉介護課 2550
青少年・子ども家庭課 2560
子育て支援課 2850
障害福祉課 2570
消費・くらし安全課 2440
女性力・平和推進課 2430
子ども未来政策課 3480

保健医療部

部長室 3974
医療企画統括監室 2908
保健衛生統括監室 3975
感染対策統括監室 7315
保健医療総務課 2580
医療政策課 3500
健康長寿課 2540
地域保健課 2590
衛生業務課 2380
国民健康保険課 2270

農林水産部

部長室 2918
農政企画統括監室 2919
農業振興統括監室 2921
農漁村基盤統括監室 2922
農林水産総務課 2600
流通・加工推進課 2610
農政経済課 2620
営農支援課 2630
園芸振興課 2640
糖業農産課 2650
畜産課 2660
村づくり計画課 2670
農地農村整備課 2690
森林管理課 2710
水産課 2720
漁港漁場課 2730

商工労働部

部長室 3207
産業振興統括監室 3208
産業雇用統括監室 3209
産業政策課 2740
雇用政策課 2750
アジア経済戦略課 2760
マーケティング戦略推進課
. 3560
ものづくり振興課 2770
中小企業支援課 2800
企業立地推進課 2780
情報産業振興課 3308
労働政策課 2810
感染防止経営支援課 3580

文化観光 スポーツ部

部長室 3378
観光政策統括監室 3919
文化スポーツ統括監室 3921
参事室 3375
観光政策課 2820
観光振興課 2830
文化振興課 2410
空手振興課 3117
スポーツ振興課 2400
交流推進課 2840
MICE推進課 3430

観光事業者等支援課 3600

土木建築部

部長室 3418
土木企画統括監室 3419
土木整備統括監室 3421
建築都市統括監室 3422
参事室 3799
土木総務課 2860
技術・建設業課 2870
用地課 2880
道路街路課 2900
道路管理課 2910
河川課 2920
海岸防災課 2930
港湾課 2970
空港課 2980
都市計画・モノレール課
. 2940
都市公園課 3020
下水道課 2960
建築指導課 2990
住宅課 3000
施設建築課 3010

出納事務局

会計管理者 3811
会計課 3030
物品管理課 3050

企業局

局長室 4291
企業企画統括監室 4292
企業技術統括監室 4293
総務企画課 3240
経理課 3360
建設課 3250
配水管理課 3260

病院事業局

局長 4241
病院事業統括監 4242
病院事業総務課 3230
病院事業経営課 3540

教育庁

教育長室 4011
教育管理統括監室 4012
教育指導統括監室 4013
参事室 4014
総務課 3070
教育支援課 3090
施設課 3100
学校人事課 3210
県立学校教育課 3120
義務教育課 3130
保健体育課 3140
生涯学習振興課 3150
文化財課 3160

監査委員

事務局長室 3857
事務局 3190

選挙管理委員会

選挙管理委員会 2370

人事委員会

事務局長室 3882
事務局 3200

労働委員会

事務局長室 3898
調整審査課 3220

収用委員会

事務局 2880

その他

総合案内 2450
守衛室東側1F 2295
守衛室西側B1F 2301
中央監視室 2297
組合事務所 4645
. 4646

県議会

局長室 4411
次長室 4412
総務課 3280
秘書室 3290
議事課 3310
政務調査課 3300
守衛室 4547
議長室 3290
副議長室 3290

資料編

沖縄県庁(FAX)
局番号：72

知事公室

広報課 4818
行政オンブズマン相談室
. 4791
基地対策課 4823
防災危機管理課 . . . 4819
. 4872

総務部

総務私学課 4821
行政情報センター . . 4797
人事課 4813
職員厚生課 4814
職員健康管理センター 4879
財政課 4821
税務課 4816
管財課 4792
行政管理課 4817
総務事務センター . . 4787

企画部

企画調整課 4824
交通政策課 4827
県土・跡地利用対策課 4825
統計課 4828
科学技術振興課 . . . 4880
情報基盤整備課 . . . 4881
地域・離島課 4826
市町村課 4829

環境部

環境政策課 4888
環境保全課 4809
環境整備課 4810

子ども生活福祉部

福祉政策課 4804
高齢者福祉介護課 . . 4801
青少年・子ども家庭課 4802
子育て支援課 4885
障害福祉課 4803
消費・暮らし安全課 4808
女性力・平和推進課 4812

保健医療部

保健医療総務課 . . . 4799
健康長寿課 4805
地域保健課 4806
衛生業務課 4887
国民健康保険課 . . . 4886

農林水産部

農林水産総務課 . . . 4839
流通・加工推進課 . . 4840
農政経済課 4841
営農支援課 4842
園芸振興課 4843
糖業農産課 4844

畜産課 4845
村づくり計画課 . . . 4847
農地農村整備課 . . . 4848
森林管理課 4846
水産課 4850
漁港漁場課 4851

商工労働部

産業政策課 4830
雇用政策課 4822
アジア経済戦略課 . . 4831
ものづくり振興課 . . 4832
中小企業支援課 . . . 4833
企業立地推進課 . . . 4834
情報産業振興課 . . . 4835
労働政策課 4836

文化観光 スポーツ部

観光政策課 4837
観光振興課 4838
文化振興課 4807
スポーツ振興課 . . . 4889

土木建築部

土木総務課 4859
技術・建設業課 . . . 4860
用地課 4852
道路街路課 4861
道路管理課 4862
河川課 4863
海岸防災課 4864
港湾課 4853
空港課 4854
都市計画・モノレール課
. 4865
下水道課 4866
建築指導課 4855
住宅課 4856
施設建築課 4857

出納事務局

会計課 4790
物品管理課 4793

企業局

総務企画課 4867
経理課 4789
建設課 4868

病院事業局

病院事務総務課 . . . 4811

教育庁

総務課 4871
教育支援課 4788
施設課 4873
学校人事課 4869
県立学校教育課 . . . 4874
義務教育課 4875
保健体育課 4876
生涯学習振興課 . . . 4877
文化財課 4878

監査委員

事務局 4794

選挙管理委員会

選挙管理委員会 . . . 4884

人事委員会

総務課 4795

労働委員会

調整審査課 4796

収用委員会

事務局 4852

県議会

総務課 4882
秘書室 4883
議事課 4882
政務調査課 4882

資料編

県出先機関

北部合同庁舎
局番号：71

ホットライン(局番号不要)
9911

名護県税事務所
課税班長 8402
納税班長 8409

北部土木事務所
庶務班 8500
計画調整班 8510
維持管理班 8520
道路整備班 8530
河川海岸班 8460
都市港湾班 8470
建築班 8480
用地班 8490

北部農林水産振興センター
所長 8544
農業改良普及課長 8551
普及企画班長 8553
園芸技術普及班長 8561
地域特産振興班長 8557

国頭教育事務所 8630
北部食肉衛生検査所 8640

北部保健所

局番号：640

総務企画班
遠隔制御器 4
FAX 5

北部病院

局番号：660

総務課
遠隔制御器 4
FAX 5

中部合同庁舎

局番号：71

ホットライン(局番号不要)
9912

コザ県税事務所
所長 7401
課税第1班長 7402
課税第2班長 7407
自動車税班長 7416
納税班長 7421

中頭教育事務所 7480
所長 7476
総務班長 7481
指導班長 7443

交通事故相談所 中部支所
7470

中部農業改良普及センター
7628
所長 7624

普及企画班長 7625
農業技術班長 7626

中部農林土木事務所
所長 7775
計画用地班長 7776
農漁村整備班長 7791

中部土木事務所
所長 7671
業務総括 7672
技術総括 7673
庶務班長 7675
計画調査班長 7705
維持管理班 7630
道路整備班 7640
河川都市班 7650
建築班長 7761
道路用地班 7670
河川都市用地班 7680

守衛室 7440

中部保健所

局番号：71

所長 7494
保健健康統括 7605
生活環境総括兼環境保全班長 7516
総務企画班長 7497
生活衛生班 7510
食品衛生広域監視班 7600
環境保全班 7500
健康推進班長 7556
地域保健班 7540
精神保健班 7530

中部福祉事務所

局番号：71

所長 7495
総務班長 7811
地域福祉班長 7504
生活保護第1班長 7814
生活保護第2班長 7547

中部病院

局番号：661

総務課
遠隔制御器 4
FAX 5

南部合同庁舎

局番号：71

ホットライン(局番号不要)
9913

那覇県税事務所
所長 4901
地域総括 4902
広域総括 4969
課税第一班 4940
課税第二班 4970
自動車税班 4930
納税班 4910
収納管理班 4900
法人班 4980
軽油調査課税班 4950
不動産評価班 4960

特別滞納整理班 4920

南部農林土木事務所
所長 5029
土地改良班長 5031
計画調整班長 5046
農地農村整備班長 5053
漁港漁場整備班長 5077

南部林業事務所 5116
所長 5109

南部土木事務所 5120
所長 5147
業務総括 5148
技術総括 5149
庶務班 5120
計画調査班 5130
維持管理班 5140
道路整備班 5160
街路公園班 5170
河川港湾班 5180
建築班 5150
道路用地班 5190
河川都市用地班 5200

統計課分室 5010

那覇教育事務所 5331
所長 5327
総務班長 5328
指導班長 5341

旅券センター 5110
センター室長 5132

生涯学習推進センター 5250

交通事故相談所 本所 5020

守衛室 4990

南部保健所

局番号：641

総務企画班
遠隔制御器 4
FAX 5

南部医療センター・ こども医療センター

局番号：662

総務課
遠隔制御器 4
FAX 5

宮古合同庁舎

局番号：71

ホットライン(局番号不要)
9914

宮古事務所
所長 9139
総務課長兼消費生活センタ
ー宮古分室長 9134

総務課
総務振興班長 9127
出納管理担当 9135

県税課
県税課長 9101

宮古農林水産振興センター
所長 9141
副参事 9147

農林水産整備課
課長 9208
土地改良班長 9204
計画調整班長 9238
農業水利班長 9209
漁港水産班長 9246
農林整備班長 9228

農業改良普及課
課長 9118
普及企画班長 9119
農業技術班長 9111

宮古土木事務所
所長 9165
総務用地班長 9178
維持管理班長 9154
道路整備班長 9191
都市港湾班長 9196
建築班長 9161

宮古教育事務所
所長 9265
総務班長 9258
指導班長 9248

宮古福祉事務所
所長 9269
総務係長 9272
福祉班長 9273

宮古保健所

局番号：642

遠隔制御器 4
FAX 5

宮古病院

局番号：663

総務課
遠隔制御器 4
FAX 5

八重山合同庁舎

局番号：71

ホットライン(局番号不要)
9915

八重山事務所
所長 9428
総務課長兼消費・暮らし安
全課八重山分室長兼平和祈
念資料館分館長 9429

総務課
総務振興班長 9431
出納管理担当 9436

県税課
県税課長 9403

八重山農林水産振興センター
所長 9441
副参事 9451

農業改良普及課
課長 9508
普及企画班長 9449

農業技術班 9443

農林水産整備課
課長 9526
土地改良班長 9511
計画調整班長 9532
農業水利班長 9537
農林整備班長 9535
漁港水産班長 9541

八重山土木事務所
所長 9453
総務用地班長 9455
維持管理班長 9472
道路整備班長 9487
河川都市港湾班長 9505
建築班長 9481

八重山教育事務所
所長 9556
総務班長 9557
指導班長 9569

八重山福祉事務所
所長兼中央児童相談所
八重山分室長 9415
総務係長 9417
福祉班長 9414

八重山保健所

局番号：71

所長 9576
総務企画班長 9577
生活環境班長 9592
健康推進班長 9585
地域保健班長 9586

八重山病院

局番号：664

総務課
遠隔制御器 4
FAX 5

資料編

市町村

名護市
局番号：210

ホットライン(局番号不要)
9921

会計課
会計管理課兼会計課長 160
出納係長 161
出納係 166

総務部
総務部長 228
参事 211
総務課長 210
総務係長 215
総務係 212
文書法規係長 390
文書法規係 211
防災基地対策係 201
防災基地対策係 208
人事行政課長 242
人事行政係長 245
人事行政係 245
保健師 371
給与厚生係長 337
給与厚生係 214
工事契約検査課長兼工事検査幹 317
工事契約検査係長 189
工事契約検査係 255
財政課長 366
財政係長 159
財政係 104
財産管理係長 218
財政管理係 221
業務改善推進室長 257

企画部
企画部長 240
参事 402-135
企画政策課長 264
企画調整係長 292
企画調整係 213
企画調整課主幹兼秘書交流係長 202
秘書交流係 247
広報係長 335
情報政策課長 264
情報政策係長 253
統計係長 293
政策推進課長 402-355
政策推進係長 402-358
政策推進係 402-134
連携推進係長 402-359
連携推進係 402-360

地域経済部
地域経済部長 402-140
参事 402-135
商工業誘致課長 402-340
商工業係長 402-341
商工業係 402-342
企業誘致係長 402-133
企業誘致係 402-136
観光課長 402-350
観光計画係長 402-353
観光計画係 402-354
観光推進係長 402-351
観光推進係 402-352
地域力推進課長 402-200
地域協働係長 402-215
地域協働係 402-216
地域人材育成係長

402-201
地域人材育成係 402-202
文化スポーツ振興課長 402-130
市民スポーツ係長 402-106
市民スポーツ係 402-132
市民芸術係長 402-101
市民芸術係 402-102

市民部
市民部長 170
市民総務室長 190
市民課長 190
窓口係長 176
窓口係 178
証明書交付・年金担当 149
戸籍係長 171
戸籍係 172
納税課長 180
管理係長 181
管理係 198
市民税係長 187
市民税係 182
資産税係長 118
資産税係 184
納税係長 196
納税係 194
国民健康保険課長 150
保険給付係長 346
保険給付係 151
保険税係長 117
保険税係 274
後期高齢者医療係長 387
後期高齢者医療係 167
健康増進課長 145
健康づくり係長 263
健康づくり係 158
地域保健係長 143
地域保健係 144
新型コロナウイルス感染症対策室長 402-141
新型コロナウイルス感染症対策室 402-142

福祉部
福祉部長 100
社会福祉課長 131
福祉総務係長 131
福祉総務係 393
障がい支援係長 101
障がい支援係 209
障がい給付係長 124
生活支援課長 106
保護第1係長 199
保護第2係長 112
保護第3係長 199
生活サポート係長 140
介護長寿課長 206
高齢福祉係長 105
高齢福祉係 134
介護認定係長 207
介護認定係 135
介護給付・保険料係長 137
介護給付・保険料係 136
包括支援係 105

子ども家庭部
子ども家庭部長 169
子育て支援課長 289
子育て支援係長 110
子育て支援係 108
家庭支援係長 107
子ども政策担当 384
保育・幼稚園課長 123
保育係長 129
保育係 122
給付係長 109
給付係 116
指導担当主幹 382

農林水産部
農林水産部長 226
農業政策課長兼農業委員会

事務局長 270
農政総務係長 217
農政総務係 225
農政計画係長 266
農政計画係 281
農地係長 296
農地係 272
園芸畜産課長 280
園芸係長 282
園芸係 261
畜産係長 262
農林水産課長 260
農業土木係長 285
農業土木係 318
集落排水担当 355
林務水産係長 216
林務水産係 283

建設部
建設部長 227
都市計画課長 220
都市計画技幹 246
建設総務係長 249
都市計画係長 229
公園街路係長 222
公園街路係 250
建設土木課長 230
土木係長 233
土木係 236
管理係長 248
管理係 232
建築住宅課長 219
建築相談係長 223
建築工事係長 224
建築工事係 235
市営住宅係長 114
市営住宅係 146
維持課長 148
道路維持係長 142
道路維持係 348
公園維持係長 243
公園維持係 336
用地課長 340
用地補償係長 342
用地補償係 343

環境水道部
環境水道部長 351
経営課長 358
総務係長 357
総務係 355
経理係長 359
経理係 361
料金係長 362

教育委員会
教育次長 127
総務課長 128
総務係長 132
学校給食係長 130
教育施設課長 402-250
管理係長 402-251
管理係 402-252
建設係長 402-254
建設係 402-259
学校教育課 380
学校教育課主幹 383
学校指導係長 385
学務係長 381
学校支援係長 379
学校支援係 125

議会事務局
議会事務局長 300
議会事務局次長 305
庶務係長 305
議事係長 301
監査委員事務局長 290
監査委員事務局 291

国頭村
局番号：211

ホットライン(局番号不要)
9922

村長 100
副村長 101
会計管理者 110
教育長 102
出納室 111
総務課
課長 210
行政係 211
財政係 212
防災・共済係 214

企画政策課
課長 220
企画調整係 221
商工・観光係 225

福祉課
課長 120
老人保健係 121
保健係 122
国保係 123
福祉係 124

住民課
課長 130
戸籍係 132
住基係 131
村民税・固定資産税係 134

商工観光課
課長 200
商工・観光係 203

農林水産課
課長 310
農務・畜産課 317
林務係 313
水産係 312

環境保全課
課長 350
環境保全係 352

建設課
課長 330
土木係 335
農林土木係 336
水道係 334

学校教育課
課長 230
指導主事 231
教育相談室 240
農業委員会 320
議会事務局長 401
宿直室 160

大宜味村
局番号：212

ホットライン(局番号不要)
9923

村長 521
副村長 522

財務課 132
住民福祉課 142
企画観光課 311
産業振興課 232
建設環境課建設係 241

建設環境課環境水道係 243
農業委員会 161
総務課 120

東村
局番号：213

ホットライン(局番号不要)
9924

村長 100
副村長 101

総務財政課長 113
総務財政課 112
企画観光課長 122
企画観光課 120
建設環境課長 170
建設環境課 171
住民課長 132
住民課 130
福祉保健課長 143
福祉保健課 141
農林水産課長 162
農林水産課 161
出納室 182
議会事務局 190
教育長 150
教育委員会 151
農業委員会 160

今帰仁村
局番号：不要

ホットライン(局番号不要)
9925

本部町
局番号：215

ホットライン(局番号不要)
9926

町長 400
副町長 401

総務課
総務課長 200
行政班長 201
行政班 202
行政班 203
行政班 208
財政班長 204
財政班 205
秘書 207
選挙管理委員会 210

企画商工観光課
企画商工観光課長 220
企画政策実践班長 222
企画政策実践班 223
企画政策実践班 224
商工観光振興班長 261
商工観光振興班 260
商工観光振興班 225
デジタル広報班長 262
デジタル広報班 221

住民課
住民課長 110
戸籍住民班長 100
戸籍住民班 102
戸籍住民班 103
課税班長 111
課税班 112

資料編

徴収対策班長・・・114
 徴収対策班・・・116

福祉課
 福祉課長・・・120
 福祉班長・・・125
 福祉班・・・126
 老人福祉班長・・・121
 老人福祉班・・・122
 包括支援センター長 133
 包括支援センター・・・130

子育て支援課
 子育て支援課長・・・280
 子育て支援班長・・・283
 子育て支援班・・・282
 親子保健班長・・・286
 子育て包括支援センター
 ……285

健康づくり推進課
 健康づくり推進課長 140
 国保班長・・・150
 国保班・・・151
 健康づくり推進班長 141
 健康づくり推進班・・・145

建設課
 建設課長・・・250
 土木班長・・・255
 土木班・・・258
 土木班（用地）・・・252
 農林土木班長・・・257
 都市計画港湾班長・・・253
 都市計画港湾班・・・254

農林水産課
 農林水産課長・・・240
 農地担い手支援班長 244
 農地担い手支援班・・・245
 生産マーケティング推進班
 長・・・241
 生産マーケティング推進班
 ……242

会計課
 会計課長・・・160
 会計課・・・161
 銀行窓口・・・170

上下水道課
 上下水道課長・・・270
 業務班長・・・271
 業務班・・・272
 施設班長・・・276
 施設班・・・275

議会事務局
 議会事務局長・・・300
 議会事務局・・・301

教育委員会事務局
 教育長・・・402
 教育委員会事務局長 230
 学校教育班長・・・231
 学校教育班・・・232
 社会教育班長・・・236
 社会教育班・・・237
 守衛室・・・199

恩納村
局番号：216

ホットライン(局番号不要)
 ……9927

村長・・・100
 副村長・・・200
 教育長・・・300

総務課

課長・・・201
 行政係長・・・202
 行政係・・・203
 行政係・・・204
 行政係・・・205
 管財係長・・・206
 管財係・・・207
 財政係長・・・208
 財政係・・・209
 選挙管理委員会事務局218

企画課
 課長・・・210
 企画係長・・・211
 企画係・・・212
 定住促進係長・・・214
 定住促進係・・・213
 定住促進係・・・230
 基地・土地利用対策係長
 ……215
 基地・土地利用対策係216

建設課
 課長・・・240
 管理係長・・・241
 管理係・・・242
 計画建設係長・・・243
 計画建設係・・・244
 計画建設係・・・245
 土木係長・・・246
 土木係・・・247

商工観光課
 課長・・・250
 観光係長・・・251
 観光係・・・253
 商工係長・・・252

農林水産課
 課長・・・220
 農政係長・・・221
 農政係・・・222
 農林係長・・・223
 農林係・・・224
 農林水産業係長・・・225
 農林水産業係・・・226

農業委員会
 事務局・・・227
 事務局・・・228

出納室
 会計管理者・・・180
 会計係・・・181

村民課
 課長・・・110
 戸籍係長・・・111
 戸籍係・・・112
 年金係長・・・114
 年金係・・・115
 生活環境係長・・・116
 生活環境係・・・117

税務課
 課長・・・101
 住民税係長・・・102
 住民税係・・・103
 資産税係長・・・105
 資産税係・・・106
 徴税係長・・・109
 徴税係・・・108
 徴税係・・・107

福祉課
 課長・・・120
 地域福祉係長・・・121
 地域福祉係・・・122
 地域福祉係・・・123
 高齢者福祉係長・・・124
 高齢者福祉係・・・125
 高齢者福祉係・・・126
 母子保健係長・・・128
 母子保健係・・・129

健康保険課
 課長・・・132
 国保係長・・・131
 国保係・・・133
 国保係・・・134

健康づくり係
 健康づくり係長・・・135
 健康づくり係・・・136
 健康づくり係・・・138
 健康づくり係・・・130

上下水道課
 課長・・・170
 水道事業・・・162
 水道事業・・・171
 水道事業長・・・172
 下水道係長・・・160
 下水道係・・・161
 下水道係・・・163

教育委員会学校教育課
 課長・・・140
 学校教育係長・・・141
 学校教育係・・・142
 学校教育係・・・154
 施設係・・・143
 主任指導主事・・・144
 指導主事・・・145

社会教育課
 課長・・・150
 社会教育係長・・・151
 社会体育係・・・152
 社会体育係・・・153

宜野座村
局番号：不要

ホットライン(局番号不要)
 ……9928

金武町
局番号：不要

ホットライン(局番号不要)
 ……9929

伊江村
局番号：不要

ホットライン(局番号不要)
 ……9930

伊平屋村
局番号：不要

ホットライン(局番号不要)
 ……9931

伊是名村
局番号：不要

ホットライン(局番号不要)
 ……9932

うるま市
局番号：230

ホットライン(局番号不要)
 ……9933

総務部
 総務部長・・・1350

総務課
 課長・・・1351
 総務係・・・1354
 法務係・・・1555
 文書情報係・・・1357

管財課
 課長・・・2310
 管財係・・・2313
 庁舎保全係・・・2315
 庁舎管理係・・・2311

職員課
 課長・・・1360
 人事係・・・1374
 人材育成係・・・1373
 給与厚生係・・・1361

行政推進課
 課長・・・1368
 行政推進係・・・1318

企画部
 企画部長・・・1310
 参事・・・1331

企画政策課
 課長・・・1311
 政策調整係・・・1312
 地域振興係・・・1313
 統計係・・・1319

プロジェクト推進1課
 課長・・・1365
 1課第1係・・・1366
 1課第2係・・・1370

プロジェクト推進2課
 課長・・・2295
 2課第1係・・・2294
 2課第2係・・・2297

DX推進課
 課長・・・1210
 情報管理係・・・1211
 情報推進係・・・1214
 情報政策係・・・1212

危機管理課
 課長・・・1317
 危機管理係・・・1356
 防災基地涉外係・・・1353

秘書広報課
 課長・・・1338
 秘書係・・・1337
 広報広聴係・・・1336

共生推進室
 室長・・・1321
 共生推進係・・・1321

新型コロナワクチン接種推進室
 室長・・・1455
 ワクチン総務係・・・1455
 ワクチン接種係・・・1450

財務部
 財務部長・・・1380

財務政策課
 課長・・・1340

財政第1係・・・1344
 財政第2係・・・1341
 財政第3係・・・1381

市民税課
 課長・・・1240
 税制係・・・1244
 市民税第1係・・・1241
 市民税第2係・・・1246

資産税課
 課長・・・1250
 土地係・・・1251
 家屋係・・・1255
 資産税管理係・・・1252

納税課
 課長・・・1260
 納税管理係・・・1177
 収納係・・・1262
 滞納整理係・・・1264

福祉部
 福祉部長・・・1110

福祉政策課
 課長・・・1560
 福祉政策係・・・1562

保護課
 課長・・・1580
 保護第1係・・・1585
 保護第2係・・・1596
 保護第3係・・・1596
 保護第4係・・・1585
 保護管理係・・・1589

介護長寿課
 課長・・・1130
 介護保険料係・・・1566
 介護認定係・・・1281
 介護給付係・・・1283
 地域支援係・・・1137
 高齢者福祉係・・・1572

障がい福祉課
 課長・・・1140
 障がい給付係・・・1145
 障がい支援第1係 1142
 障がい支援第2係 1142
 障がい相談係・・・1520

子ども未来部
 子ども未来部長・・・1540
 子ども未来参事・・・1556

子ども家庭課
 課長・・・1200
 児童係・・・1222
 ひとり親支援係・・・1558
 児童健全育成係・・・1348

保育子ども園課
 課長・・・1220
 入所給付第1係・・・1551
 入所給付第2係・・・1227
 保育管理係・・・1347

子育て世代包括支援センター
 所長・・・1231
 保健予防係・・・1232
 母子保健指導係・・・1274
 包括支援係・・・1236
 家庭相談第1係・・・1230
 家庭相談第2係・・・1548

子ども政策課
 課長・・・1600
 子ども政策係・・・1601
 子ども貧困対策係 1601
 子ども施設係・・・1605

子ども教育保育推進課
 課長・・・1610

資料編

観光振興課 . . . 3184
文化スポーツ振興課 3194

福祉健康部
福祉総務課 . . . 3571
障がい福祉課 . . . 3561
保護課 . . . 3512
いきいき高齢支援課 3533
国民健康保険課 . . 3726

こども未来部
こども政策課 . . . 3643
こども未来課 . . . 3622
こども家庭課 . . . 3611

都市建設部
都市計画課 . . . 4012
美らまち推進課 . . 4071
建築指導課 . . . 4611
建築管理課 . . . 4622
用地課 . . . 4161
区画整理課 . . . 4213
道路課(里道・漬地事業
推進室) . . . 4568
新施設建設課 . . . 3222

会計管理者
会計課 . . . 7012

上下水道部
水道総務課 . . . 5131
経営企画室 . . . 5142
営業課 . . . 5172
工務課 . . . 5164

教育委員会
教育総務課 . . . 6011
施設課 . . . 6014
社会教育推進課 . . 6061
文化財課 . . . 6216

指導部
学校教育課 . . . 6511
こども青少年課 . . 6614

議会事務局 . . . 5512
選挙管理委員会事務局 7161
監査委員事務局 . . 7111

沖縄市
局番号：233

ホットライン(局番号不要)
. 9936

総務部
総務課 . . . 2340
秘書課 . . . 2406
広報公聴 . . . 2370
人事課 . . . 2357
契約管財課 . . . 2090
市民税課 . . . 3250
資産税課 . . . 2250
納税課 . . . 3260
防災課 . . . 2345
防災課 . . . 2349
防災課 . . . 2047

企画部
プロジェクト推進室 2431
政策企画課 . . . 2320
財政課 . . . 2330
基地政策課 . . . 2390
情報推進課 . . . 2020

市民部
市民生活課 . . . 2210
平和・男女共同課 2215
市民課 . . . 3110
環境課 . . . 2220

健康福祉部
ちゅいしいじい課 3180
障がい福祉課 . . . 3150
介護保険課 . . . 3140
保護管理課 . . . 2140
保護第1課 . . . 2141
保護第2課 . . . 2141
国民健康保険課 . . 2110
市民健康課 . . . 2230

こどものまち推進部
こども企画課 . . . 3404
保育・幼稚園課 . . 3130
こども家庭課 . . . 3190
こども相談・健康課 2280

経済文化部
観光スポーツ振興課 3551
商工振興課 . . . 3220
文化芸能課 . . . 3552
農林水産課 . . . 3230
企業誘致課 . . . 3240

会計課 . . . 2160

選挙管理委員会
選挙管理委員会事務局
. 2056

監査委員会
監査委員事務局 . . 2053

農業委員会
農業委員会 . . . 2040

建設部
都市計画担当 . . . 2511
都市交通担当 . . . 2512
公園みどり課 . . . 2650
道路課 . . . 2610
用地課 . . . 2630
区画整理課 . . . 2540
住まい建築課 . . . 2640
計画調整課 . . . 2671

教育委員会
教育総務課 . . . 2710
施設課 . . . 2760
生涯学習課 . . . 2741
指導課 . . . 2750
学務課 . . . 2720

上下水道局
上下水道部総務課 4001
料金課 . . . 4002
工務課 . . . 4003
管理課 . . . 4004
下水道課 . . . 4005

読谷村
局番号：不要

ホットライン(局番号不要)
. 9937

嘉手納町
局番号：235

ホットライン(局番号不要)
. 9938

町長 200
副町長 201
総務関係課
秘書室 202
総務課長 220

人事係 221
行政係 227
管財防災係 224
企画財政課長 . . . 230
企画推進係 233
財政係 234
情報政策係 350
基地渉外課長 . . . 240
基地渉外係 241
税務課長 130
税務係 131
納税係 134
資産税係 136

福祉関係課
町民保険課長 . . . 140
戸籍係 142
住基年金係 141
健康予防係 153
国民健康保険係 . . 160
福祉課長 120
障害福祉係 124
社会福祉係 127
地域包括支援係 . . 107
子ども家庭課長 . . 150
児童福祉係 271
保育支援係 272
母子保健係 270
会計管理者 188

建設関係課
都市建設課長 . . . 330
都市計画係 331
施設管理係 333
施設建設係 336
産業環境課長 . . . 321
商工振興係 325
農林水産係 324
環境衛生係 151
上下水道課長 . . . 170
水道業務係 171
水道施設係 174
下水道係 177

教育委員会
教育長 250
教育総務課長 . . . 251
教育総務係 254
教育施設係 252
教育指導課長 . . . 256
指導主事 259
教育支援係 260
学務係 257
社会教育課長 . . . 261
社会教育係 262
社会体育係 266

その他・行政委員会等
議会事務局・
監査委員会事務局
議会事務局長 . . . 340
議会事務局 341
選挙管理委員会 . . 167

北谷町
局番号：不要

ホットライン(局番号不要)
. 9939

基地・安全対策課
基地・安全対策課長 1400
住民安全係長 . . . 1410
住民安全係 1411

北中城村
局番号：237

ホットライン(局番号不要)
. 9940

村長 201
副村長 202

総務課
課長 211
総務係 212
総務係 213
総務係 214
職員係 215
職員係 216
情報管理係 217
情報管理係 218

会計課
課長 141
会計係 142

税務課
課長 121
資産税係 122
資産税係 123
税務係 124
税務係 125
税務係 126
徴税係 127
徴税係 128
徴税係 129

住民生活課
課長 131
住民年金係 132
住民年金係 133
住民年金係 134
住民年金係 135
戸籍係 136
戸籍係 137
戸籍係 138
環境対策係 139

農林水産課
課長 111
農林土木係 112
農林活性係 113
農林活性係 114
農林政策係 115
農林政策係 116

福祉課
課長 251
児童福祉係 248
児童福祉係 252
児童福祉係 253
児童福祉係 250
社会福祉係 254
社会福祉係 255
社会福祉係 256
社会福祉係 257
高齢福祉係
地域包括支援センター
. 249
. 258
. 259
. 260

健康保険課
課長 261
賦課徴収係 262
賦課徴収係 266
国民健康保険係 . . 263
国民健康保険係 . . 264
国民健康保険係 . . 265
健康対策係 267
健康対策係 268
健康対策係 269
健康対策係 270
健康対策係 271

建設課
課長 401
建設係 402

建設係 403
建設係 404
都市計画係 405
都市計画係 406
都市計画係 407

企画振興課
課長 411
財政係 412
企画係 413
企画係 414
地域振興係 415
地域振興係 416
地域振興係 417

上下水道課
課長 611
総務係 612
総務係 613
施設管理係 614
施設管理係 619
下水道係 615
下水道係 616
下水道係 617

議会事務局
事務局長 352
議事係 353

教育委員会
教育長 301

教育総務課
課長 311
総務係 312
総務係 313
総務係 314
総務係 315

生涯学習課
課長 331
文化振興係 332
文化振興係 333
文化振興係 334
文化振興係 335
社会教育係 336
社会教育係 337

中城村
局番号：238

ホットライン(局番号不要)
. 9941

村長 200
副村長 201

総務課
課長 210
総務係 213
総務係 211
人事係 215
人事係 212
人事係 214
情報管財係 216
情報管財係 217

住民生活課
課長 130
住民年金係 131
戸籍係 132
戸籍係 138
住民年金係 133
住民年金係 134
住民年金係 135
生活環境係 137
生活環境係 136

税務課
課長 140
納税係、資産税係 . 144

資料編

納税係、資産税係 145
 納税係、資産税係 146
 住民税係 143
 住民税係 142
 軽自動車、法人 141

会計課
 課長 120
 会計係 121

都市建設課
 課長 280
 都市建設係 281
 都市建設係 284
 区画整理係 282
 区画整理係 283

企画課
 課長 220
 企画調整係 221
 企画調整係 223
 財政係 224
 財政係 225
 企画調整係 222

まちづくり推進課
 課長 226
 まちづくり係 227
 まちづくり係 228

産業振興課
 課長 230
 商工観光係 233
 土木水産係 231
 農政係 232
 農政係 234
 農業委員会 235
 農業委員会 236

議会事務局
 局長 410
 議事係 411

上下水道課
 課長 240
 総務係 241
 総務係 243
 施設係 242
 下水道係 244

健康保険課
 課長 160
 国保係 165
 国保係 166
 国保係 167
 国保係 168
 国保係 169
 後期高齢医療 163
 健康増進係 161
 健康増進係 162
 健康増進係 164

福祉課
 課長 150
 社会福祉係 151
 社会福祉係 152
 社会福祉係 153
 社会福祉係 154
 介護福祉係 155
 介護福祉係 156
 介護福祉係 157

教育委員会
 教育長 300

教育総務課
 課長 310
 主幹 311
 総務係 312
 学校教育係 313

生涯学習課
 課長 320
 生涯学習係、体育振興係

西原町
 局番号：239

ホットライン(局番号不要)
 9942

町長室 2000
 応接室 2001
 副町長室 2002
 教育長室 2003
 総務部長 2004
 福祉部長 2005
 建設部長 2006
 教育部長 2007

会計課
 課長(会計管理者) 2100
 会計係 2101
 会計係 2102
 金融機関窓口 2105

教育委員会 教育総務課
 課長 2200
 教育総務係 2201
 教育総務係 2202
 指導係・指導主事 2203
 学校教育係 2204
 学校教育係 2205
 教育総務課主幹 2210

税務課
 課長 2300
 町民税係 2301
 町民税係 2302
 徴収・収納係 2304
 徴収・収納係 2305
 徴収・収納係 2306
 徴収・収納係 2307
 資産税係 2308
 資産税係 2309
 資産税係 2310
 相談室 2311
 町民税係(軽自動車税・法人) 2312

町民課
 課長 2400
 住基係 2401
 住基係 2402
 戸籍係 2403
 戸籍係 2404
 住民年金係 2405
 年金係・バスポート 2406

健康保険課
 課長 2500
 国保係(係長) 2501
 国保係 2502
 国保係 2503
 賦課徴収係 2504
 賦課徴収係 2505
 賦課徴収係 2507
 後期高齢医療係 2508
 保健予防係 2509
 後期高齢者医療係 2510
 保健予防係 2515
 保健予防係 2516
 保健予防係 2517
 保健予防係 2518

福祉課
 課長 2600
 介護支援係 2601
 介護支援係 2602
 介護支援係 2606
 介護支援係 2603
 障害支援係 2604
 障害支援係 2605

障害支援係 2606
 社会福祉係 2607
 社会福祉係 2608

こども課
 課長 2700
 こども課主幹 2701
 子育て支援係 2702
 子育て支援係 2703
 子育て支援係 2704
 こども相談係 2705
 こども相談係 2706
 保育所係/幼稚園こども係 2707
 保育所係/幼稚園こども係 2708
 保育所係/幼稚園こども係 2709
 母子保健係 2710
 母子保健係 2711
 母子保健係 2712

町民交流センター係 2803

企画財政課
 課長 3100

企画調整・まちづくり係 3101
 企画調整・まちづくり係 3102
 企画調整・地域振興・男女共同参画係・統計係 3103
 財政係 3104
 財政係 3105
 電算係 3110
 電算係 3111
 電算室 3112
 電算室 3114
 作業室 3120
 作業室 3121

総務課・選挙管理委員会
 課長 3200
 職員係 3201
 職員係・行政係 3202
 職員係・行政係長 3203
 総務係・管財係・選挙管理委員会 3204
 広報秘書係 3205
 管財係 3206

産業観光課・農業委員会
 課長 3300
 産業観光課主幹 3301
 農地農政係 3302
 農林水産係 3303
 農業委員会 3304
 農業委員会 3305
 商工観光係 3306
 商工観光係 3307

上下水道課
 課長 3400
 下水道施設係・業務係長 3401
 施設係 3402
 施設係 3403
 水道業務係・水道業務係 3404
 水道業務係・水道業務係 3405
 給水係長・給水係 3406
 施設係長・施設係 3407
 水道業務係 3408

都市整備課
 課長 3500
 都市整備課主幹 3501
 区画整理計画係・換地係・補償係 3502
 工事係 3503
 工事係 3504
 都市計画係 3505
 公園係・建築係 3506

公園係・建築係 3507
 土木課
 課長 3600
 計画係 3601
 用地係 3602
 用地係 3603
 土木係 3604
 土木係 3605
 庶務係・土木係 3606
 庶務係・すぐやる係 3607
 3608

環境安全課
 課長 3700
 環境保全 3701
 環境保全係 3702
 生活安全係 3703

文化課(町立図書館内)
 課長 8100
 文化財係 8101
 組合室 3808

議会事務局
 議長 4000
 副議長 4001
 事務局長 4100
 議事・庶務係長 4101
 議事・庶務係 4102
 監査室 4103
 図書室 4104
 総合案内 2103
 守衛室 2104
 交流センター会議室(北側) 2804
 交流センター会議室(南側) 2805
 栄養指導室 2806
 和室 2807
 楽屋3 2808
 楽屋2 2809
 楽屋1 2810
 診察室 2811
 保健センター(中ホール)北 2812
 保健センター(中ホール)南 2813
 プレイルーム 2814
 保健相談室(北側) 2815
 保健相談室(南側) 2816
 袖舞台(左) 2817
 ホール出入口 2818
 防災情報室 3802
 災害対策室(停電対応) 3803
 災害対策室 3804
 待合室2 3805
 待合室1 3806
 空調機械室(廊下) 3809
 電気室(廊下) 3811
 照明調整室 3813
 音響調整室 3814
 (2F)会議室③ 3807
 (3F)会議室④ 4200
 (3F)委員会室① 4201
 (3F)委員会室② 4202
 (3F)全員協議室 4203
 (3F)委員会室③ 4204
 (3F)会議室⑤ 4205
 (3F)研修・閲覧室 4206
 (3F)公文書資料室 4207
 (3F)会議室⑥ 4208

新型ITサポート係 3131
 PT 3132
 新型ITサポート-職員 3133
 職員 3134
 職員 2511

J-Net職員 2615
 J-Net職員 3810
 J-Net職員 8201

那覇市
 局番号：250

ホットライン(局番号不要)
 9943

※グループをGと表記する

総務課
 総務文書G 2016
 法規市政情報G 2021

防災危機管理課
 防災危機管理G 2023
 防災企画G 2024

秘書広報課
 広報G 2036
 秘書G 2039

平和交流・男女参画課
 平和交流G 2051
 男女参画G 6141
 那覇軍港総合対策室 2052

人事課
 人事G 2056
 給与共済G 2057
 元氣応援G 2062
 職員研修G 2063

管財課
 財産管理・企画G 2076
 庁舎管理G 2078

企画調整課
 企画G 2121
 統計G 2122

財政課
 財政課G 2131

情報政策課
 情報化推進G 2136
 業務管理G 2138

市民税課
 法人・税証G 2161
 管理G 2162
 個人第1G 2163
 個人第2G 2164

資産税課
 管理G 2176
 償却資産G 2177
 土地G 2178
 家屋G 2180

納税課
 収納G 2191
 納税推進1G 2195
 納税推進2G 2196
 滞納整理G 2197
 国保税徴収支援G 2198
 法人G 2200

市民生活安全課
 交通・防犯G 2211
 市民生活相談室 2212

ハイサイ市民課
 管理G 2226
 戸籍G 2234
 国民年金G 2241
 住民記録G 2247
 証明G 2252
 首里支所 6303

資料編

小祿支所 6313	環境政策課	支援G 2548	市民税係 2720	道路管理係 3440
真和志支所 6107	企画・ISO G 2387	こども園・こども園G 2549	資産税係 2740	計画土木係 3460
まちづくり協働推進課	地球温暖化対策推進G 2390		管理係 2780	市営住宅係 3420
まちづくり協働推進G 6153	一般廃棄物G 2388	子育て応援課	収納係 2760	都市計画課長 3510
	産業廃棄物G 2389	児童家庭G 2557	総合案内 9000	計画係 3520
文化財課	環境保全課	児童手当G 2561	企画部	公園街路係 3540
埋蔵文化財G 2606	墓地行政推進G 2401	医療費支援G 2564	企画部長 4200	区画整理係 3560
文化財G 2607	大気・騒音G/水質保全G 2403	子育て支援室G 2567	行政経営課長 4310	水道部
文化振興課	環境衛生課	子ども教育保育課	行政経営係 4320	水道部長 6100
文化振興G 2223	総務企画G 6172	管理G 2576	地方創生推進係 4340	総務課長 6110
会館管理G 2224	生活環境G 6174	出納室	情報政策課長 5521	水道総務係 6120
新市民会館建設室 2220	クリーン推進課管理G 6321	出納G 2581	IT推進係 5523	水道業務係 6140
商工農水課	福祉政策課	審査G 2583	システム管理係 5520	下水道総務係 6160
商工振興G 2271	指導監査G 2405	総務課	政策推進課長 4210	農業集落排水係 6260
産業政策G 2273	地域福祉G 2407	人事・庶務G 2587	政策・脱炭素推進係 4220	工務課長 6210
農水G 2274		企画財政G 2004	男女・平和交流係 4222	水道係 6220
なほまち振興課	ちゃーがんじゅう課	生涯学習課	秘書防災課長 3010	下水道係 6240
マチグラー活性化G 2281	管理G 2411	生涯学習G 2597	秘書・広報係 3022	教育委員会
市場管理G 2282	認定G 2412	青少年育成室 2641	防災係 3042	教育部長 5100
市場再構築G 2284	保険料G 2413	市民スポーツ課	市民健康部	総務課長 5110
観光課	施設G 2415	スポーツ振興G 2602	市民健康部長 1400	総務係 5120
観光企画G 2286	給付G 2418	施設課	市民生活環境課長 3610	施設係 5140
観光コンベンション振興G 2287	包括支援G 2423	施設G 2611	市民生活係 3620	教育指導監 5200
都市計画課	在宅G 2425	設備G 2613	環境衛生係 3640	生涯学習課長 5310
都市デザイン室 2351	障がい福祉課	営繕G 2614	生活環境係 3660	生涯学習係 5320
都市計画G 2352	企画・庶務G 2431	庶務・用地G 2615	市民課長 1510	文化振興係 5340
交通計画G 2353	支援審査G 2432	建築G 2616	窓口係 1520	学校教育課長 5210
まちづくり推進G 2354	期間相談支援G 2435	学校教育課	戸籍係 1540	指導係 5240
道路建設課	給付1G 2437	指導G 2621	国民年金係 1560	学務係 5220
企画G 2296	給付2G 2439	企画・特別支援G 2622	国保健康保険課長 1410	小中一貫教育推進班 5260
補償G 2297	保護管理課	教職員G 2624	給付係 1420	土地開発公社
工事G 2299	企画G 2451	小中一貫教育推進室 2625	保険税係 1440	総務課長 4510
道路管理課	医療G 2452	学務課	長寿医療係 1460	総務係 4520
管理企画G 2311	福祉相談G 2456	就学応援G 2631	健康推進課長 2110	用地課長 4610
占用G 2312	適正保護推進G 2460	振興G 2633	予防係 2120	出納室
境界・補償G 2313	自立支援G 2461	学校給食課	保健指導係 2140	会計管理者 1610
維持G 2314	保護第1課	学校給食G 2636	母子保健係 2160	会計係 1620
花とみどり課	保護1G 2465	議会事務局	福祉部	選挙管理委員会事務局
企画G 2306	保護2G 2466	庶務課 2648	福祉部長 1100	事務局長 3350
工事G 2306	保護3G 2467	議事管理課 2649	社会福祉課長 1110	監査委員事務局
用地G 2306	保護4G 2468	調整法制課 2650	保護第一係 1120	事務局 3310
公園管理課	保護5G 2470	監査委員	保護第二係 1140	議会事務局
利用企画G 2331	保護第2課	事務局 2676	福祉総務係 1160	局長 4100
管理再整備G 2332	保護6G 2471	選挙管理委員会	障害福祉課長 1210	次長 4110
まちなみ整備課	保護7G 2472	事務局 2686	手帳医療給付係 1220	議事係 4120
企画G 2366	保護8G 2473		サービス相談支援係 1240	庶務係 4140
まちなみ整備G 2291	保護9G 2474		介護長寿課長 1310	
事業管理G 2367	保護10G 2475		管理係 1320	
区画整理G 2368	保護第3課		認定給付係 1340	
建築工事課	保護11G 2486		高齢者支援係 1380	
建築G 2311	保護12G 2477		包括支援係 1360	
土木G 2312	保護13G 2483		子ども未来部	
市営住宅建替G 2313	保護14G 2485		子ども未来部長 2200	
設備G 2314	保護15G 2487		保育こども園課長 2310	
市営住宅課	国民健康保険課		保育・こども園係 2320	
企画G 2292	庶務G 2502		指導管理係 2340	
管理G 2336	給付G 2504		こども未来課長 2210	
修繕G 2337	後期高齢医療G 2512		こども政策係 2220	
建築指導課	特定健診課		こども未来係 2240	
管理G 2361	特定健診G 2526		経済部	
審査G 2361	特定保健指導G 2528		経済部長 2400	
指導G 2361	子ども政策課		農政課長 2410	
技術総務課	保育対策・企画G 2536		農政係 2420	
技術管理室 2373	管理・指導G 2537		農産園芸係 2440	
地籍調査G 2381	育成環境G 2539		農業委員会 2510	
住居表示G 2382	子どもみらい課		農村整備課長 2610	
	管理G 2541		計画管理係 2620	
	保育G 2542		工事係 2640	
			商工振興係 3720	
			商工水産課長 3710	
			水産振興係 3740	
			観光・スポーツ振興課長 3810	
			観光振興係 3820	
			スポーツ振興係 3840	
			建設部	
			建設部長 3400	
			建設課長 3410	

糸満市
局番号：251

豊見城市
局番号：252

ホットライン(局番号不要)
9945

市長 4000
副市長 4001
教育長 4010

総務企画部
総務企画部長 4500
政策調整監 4003

総務課
総務課長 4501
総務班 4502

秘書広報課
秘書広報課長 4800
秘書広報班 4801
秘書 4804

人事課
人事課長 4600
人事研修班 4601
給与厚生班 4602

資料編

財政課 財政課長・・・4400 財政班・・・4401 行政経営班・・・4404	保育子ども園課 保育子ども園課長 2200 保育子ども園班 2201 企画指導班・・・2206	学校施設課 学校施設課長・・・4200 学校施設班・・・4201	観光振興係・・・3423	公園・海幸引港湾・市道 ・・・2421
防災管財課 防災管財課長・・・4950 防災危機管理班 4951 管財班・・・4751	子育て支援課 子育て支援課長 2300 子育て支援班・・・2305 母子保健班・・・2401 家庭児童相談室 2312	生涯学習振興課 生涯学習振興課長 6310 生涯学習振興班 6315 社会体育班・・・6311 図書館班・・・6427	政策調整室 政策調整室長・・・3601 交通政策係・・・3611 区画整理事業支援 3612	教育部 教育部長・・・2800 教育部参事・・・2841
デジタル推進課 デジタル推進課長 4700 デジタル推進班 4701	子ども応援課 子ども応援課長 2315 子ども家庭班・・・2301 子ども未来企画班 2313	文化課 文化課長・・・6415	企画課 企画課長・・・3301 PJ推進・土地対策 3331 企画調整係・・・3332	教育総務課 教育総務課長・・・2801 総務・徴収係・・・2811 賦課・徴収係・・・2812 総務係・・・2813 給与係・・・2814
産業振興課 産業振興課長・・・4300 商工観光班・・・4301 産業企画班・・・4302	ワクチン接種対策室 室長・・・2050 広報G・・・2051 接種G・・・2060 管理G・・・2061	会計課 会計管理者兼課長 1250 会計班・・・1251	まちづくり推進課 まちづくり推進課長 ・・・3501 地域・交流・文化振興 ・・・3512 文化センター支援 ・・・3522 統計・広報公聴・男女共同 ・・・3521	教育指導課 教育指導課長・・・2821 教育指導主事・・・2827 教育指導主事・・・2828 幼児教育・・・2824 幼児教育・庶務 2826 学務係・・・2822 学務係・ICT支援 2823 認定心理士・コーディネーター ・・・2829 学務係・・・2830
企画調整課 企画調整課長・・・4451 企画調整班・・・4452 心るさと納税班 4453 企画戦略官・・・4458	都市計画部 都市計画部長・・・3600	議事事務局 事務局長・・・5100 議事班・・・5102	DX推進課 DX推進課長・・・3801 行政DX係・・・3812 行政DX係・・・3811 地域DX係・・・3821 地域DX係・・・3822	生涯学習課 生涯学習課長・・・2840 社会体育係・・・2842 社会体育係・・・2843 社会教育係・・・2844 社会教育係・・・2845
市民部 市民部長・・・1100	都市計画課 都市計画課長・・・3601 都市計画参事・・・3602 都市計画班・・・3604 景観班・・・3605 検査班・・・3603 交通政策班・・・3607	選挙管理委員会事務局 事務局長・・・3250 選挙班・・・3251	議会事務局 議会事務局長・・・4100 議会事務局次長 4110 議事・庶務係 4111 議事・庶務係 4112	教育施設課 教育施設課長・・・2861 施設係・・・2862 施設係・・・2863 庶務・管理係 2864 庶務・管理係 2865
市民課 市民課長・・・1201 市民窓口班・・・1205 戸籍班・・・1207 国民年金班・・・1124	市街地整備課 市街地整備課長 3700 まちづくり班・・・3703	監査委員事務局 監査班・・・3260	農林水産部 農林水産部長・・・2500 農林水産部参事 2600	文化課 文化課長・・・2881 文化財係・・・2888 文化財係・・・2889 史跡整備係・・・2885 史跡整備係・・・2884 市史編さん係 2882 市史編さん係 2883
国民健康保険課 国民健康保険課長 1101 給付班・・・1118 高齢者医療班 1103 徴収班・・・1112 賦課班・・・1122	市街地整備課 市街地整備課長 3700 まちづくり班・・・3703	農業委員会事務局 事務局長・・・3270	産業振興課 産業振興課長・・・2501 農政係・・・2511 農政係・・・2512 農産係・・・2521 農産係・・・2522 水産係・・・2531	上下水道部 上下水道部長・・・2100
生活環境課 生活環境課長・・・2700 環境保全班・・・2701 生活衛生班・・・2702	市街地整備課 市街地整備課長 3700 まちづくり班・・・3703	総務部 総務部長・・・3111 総務部参事・・・3112	田園整備課 田園整備課長・・・2601 事業整備係・・・2611 事業整備係・・・2612 事業計画係・・・2632 事業計画係・・・2631 維持管理係・・・2621 維持管理係・・・2622	水道課 水道課長・・・2101 業務係・・・2132 業務係(会計) 2133 業務係(収滞納) 2121 施設係(整備) 2111 施設係(給水) 2112
税務課 税務課長・・・1400 資産税班・・・1401 市民税班・・・1405	市街地整備課 市街地整備課長 3700 まちづくり班・・・3703	総務課 総務課長・・・3101 総務・防災係・・・3132 秘書係・・・3133 行政係・・・3131 給与係・・・3123 人事係・・・3121	農業委員会 農業委員会事務局長 ・・・2701 庶務係・・・2702 農地法係・・・2703	下水道課 下水道課長・・・2201 庶務・業務係・・・2211 庶務・業務係・・・2212 計画・整備・維持管理 ・・・2221 計画・整備・維持管理 ・・・2222
納税課 納税課長・・・1300 納税班・・・1301	市街地整備課 市街地整備課長 3700 まちづくり班・・・3703	財政課 財政課長・・・3201 財政係・・・3221 財政係・・・3222 行革推進係 3211 管財係・・・3213	土木建築部 土木建築部長・・・2301	下水道課 下水道課長・・・2201 庶務・業務係・・・2211 庶務・業務係・・・2212 計画・整備・維持管理 ・・・2221 計画・整備・維持管理 ・・・2222
福祉健康部 福祉健康部長・・・2500	市街地整備課 市街地整備課長 3700 まちづくり班・・・3703	税務課 税務課長・・・1502 副参事・・・1501 市民税係・・・1532 市民税係・・・1533 市民税係・・・1531 市民税係 (軽自動車税・法人) ・・・1534 資産税係(家屋) 1524 資産税係(土地) 1521 管理収納係・・・1511 管理収納係・・・1512 管理収納係・・・5024 管理収納係・・・1513	都市計画課 都市計画課長・・・2302 開発・建築指導係 2311 景観・風致・区画 2312 都市計画係・・・2313	会計課 会計課長・・・1601 出納係(歳入) 1602 出納係(歳出) 1603 出納係(歳出) 1604
社会福祉課 社会福祉課長・・・2501 福祉総務班・・・2516 自立支援班・・・2509 第一保護班・・・2502 第二保護班・・・2505	市街地整備課 市街地整備課長 3700 まちづくり班・・・3703	企画部 企画部長・・・3401 企画参与・・・3402	都市整備課 都市整備課長・・・2320 事業係・・・2322 庶務係・・・2321 事業・庶務係 2341	市民部 市民部長・・・1101 市民部参事・・・1102
障がい・長寿課 障がい・長寿課長 2101 介護長寿班・・・2103 障がい給付班・・・2111 障がい支援班・・・2110	市街地整備課 市街地整備課長 3700 まちづくり班・・・3703	観光商工課 観光商工長・・・3300 商工労働係・・・3411 商工労働係・・・3412 観光振興係・・・3421	施設管理課 施設管理課長・・・2401 管理・施設整備・道路占用 ・・・2411 施設整備係(工事) 2423 施設整備係(工事) 2412 維持管理・市営住宅・庶務 ・・・2411	健康増進課 健康増進課長・・・1301 予防接種・検診係 1312 母子保健係・・・1311
健康推進課 健康推進課長・・・2400 保健予防班・・・2406 特定健診班・・・2414	市街地整備課 市街地整備課長 3700 まちづくり班・・・3703	子ども未来部 子ども未来部長・・・2500		

南城市
局番号：253

資料編

母子保健係 . . . 1314	保育・幼稚園係 1931	職員 3202		住民環境課	課長 1440
母子保健係 . . . 1313	保育・幼稚園係 1932			課長 1140	庶務用地班 . . . 1443
母子保健係 . . . 1322	保育・幼稚園係 1933	税務課		戸籍班長 1146	施設整備班長 . . . 1444
母子保健係 . . . 1321	保育・幼稚園係 1934	課長 1301		戸籍班 1141	施設整備班 1445
母子保健係 . . . 1323		職員 1306		住民基本台帳班長 1142	庶務用地班長 . . . 1446
管理栄養士 . . . 1331				住民基本台帳班 . . . 1143	
管理栄養士 . . . 1332	選挙管理委員会事務局	福祉課		環境生活班長 . . . 1149	
健康勸奨 1333	事務局長 5006	課長 1401		環境生活班 1145	
	選挙係 3702	職員 1402			
ワクチン対策班				民生部	
ワクチン対策班長 1011	監査委員事務局	健康保険課		部長 1210	
ワクチン係 . . . 1013	監査係 3701	課長 1501		子ども課	
		職員 1509		課長 1211	
生活環境課		職員 1502		地域福祉班長 . . . 1218	
生活環境課長 . . 1201		職員 6100		地域福祉班 1212	
環境衛生係 . . . 1212				子育て支援班 . . . 1216	
環境衛生係 . . . 1211		住民課		地域福祉班 1219	
生活環境係 . . . 1213		課長 1201			
		職員 1205		保健福祉課	
市民課	ホットライン(局番号不要)	会計課		課長 1220	
市民課長 1101 9947	会計課長 1101		高齢者福祉班長 1224	
戸籍係 1111		職員 1102		高齢者福祉班 . . . 1227	
戸籍係 1112				障がい者福祉班 1233	
戸籍係 1114		子育て支援課		障がい者福祉班長 1225	
窓口係(児童手当) 1121		課長 2301			
窓口係(子供医療) 1122		職員 2302		国保年金課	
窓口係(外国人) . . 1131		職員 2305		課長 1240	
窓口係(番号制度) 1132				保険給付班長 . . . 1241	
窓口係(番号制度) 1141		生活環境安全課		保険給付班 1242	
		課長 3401		保険給付班 1247	
国保年金課	総務部	職員 3402		保険税班 1255	
国保年金課長 . . 1401	総務課 2207			保険税班 1246	
国民年金係 . . . 1412	企画財政課 2101			健康づくり班 . . . 5501	
国民年金係 . . . 1413	税務課 1301			健康づくり統括班長 5502	
後期高齢係 . . . 1424	会計課 1401			健康づくり班 . . . 5503	
年金・後期高齢係 1422	議事事務局 3401			健康づくり班長 . . 5506	
国保(給付) 1423	経済建設部				
国保(月報・賦課) 1431	土木建設課 2301			総務部	
国保(給付) 1432	都市整備課 2601			部長 1320	
国保(資格) 1433	農林水産課 2703			総務課	
国保(徴収) 1441	農業委員会 2702			課長 1321	
福祉部	民生部			庶務班長 1322	
福祉部長 1701	住民環境課 1105			庶務班 1324	
福祉部参事 1902	健康保険課 1202			人事行政班長 . . . 1323	
社会福祉課	保健センター 4101			人事行政班 1325	
社会福祉課長 . . 1702	児童家庭課 1501			選挙管理委員会 . 1340	
総務援護係 1725	社会福祉課 1601			企画財政課	
臨時給付金係 . . 1722	学校教育課 3302			課長 2330	
施設管理係 . . . 1721	スポーツ振興課 . . . 4201			財政班長 2331	
特別弔慰金係 . . 1724				企画統計班長 . . . 2332	
保護係 1731				企画班 2333	
保護係 1741				財政班 2334	
保護係 1742				教育委員会	
保護係 1743				教育長 1400	
生きがい推進課	与那原町			部長 1410	
生きがい推進課長 1801	局番号：255			教育総務課	
障がい福祉係 . . 1841				課長 1411	
障がい福祉係 . . 1843				保健体育班 1412	
障がい福祉係 . . 1711				庶務班 1413	
障がい福祉係 . . 1712				学校教育課	
障がい福祉係 . . 1713				課長 1420	
介護長寿係 . . . 1811				指導主事 1421	
介護長寿係 . . . 1812				学校教育班 1422	
介護長寿係 . . . 1813				学務班 1427	
包括支援係 . . . 1831				経済建設部	
包括支援係 . . . 1832				部長 1430	
子育て支援課	南風原町			区画下水道課	
子育て支援課長 1901	局番号：256			課長 1431	
副参事 5011				庶務普及班 1433	
こども家庭係 . . 1903				区画整理班 1434	
こども家庭係 . . 1904				下水道班長 1437	
こども家庭係 . . 1905				下水道班 1438	
こども家庭係 . . 1911				都市整備課	
こども家庭係 . . 1912					
こども家庭係 . . 1913					
こども企画係 . . 1921					
こども企画係 . . 1922					
こども企画係 . . 1923					
こども企画係 . . 1924					
保育・幼稚園係 1700					

資料編

南大東村 局番号：262

ホットライン(局番号不要)
9955

村長 100
副村長 102

総務課
課長 110
財政・財産 120
広報・情報政策 121
防災・消防 121
選挙管理 122
固定・軽自・村税 122
給与 111
起債・交付税 113

福祉民生課
課長 116
廃棄物処理 115
国民年金 112
国保 117
老人福祉 115
戸籍 116

産業課
課長 130
林業 133
観光 133
普及員 131
農業委員会 132
サトウキビ 133

土木課
課長 140
施工管理 150
村営住宅 144
土地改良 152
村道 151
簡易水 151
集排水 151
土木課 152

会計課
課長 103
出納室 104

教育委員会
教育長 200
教育委員会 201
議会事務局 220

北大東村 局番号：263

ホットライン(局番号不要)
9956

村長 100
副村長 101
出納室 160

総務課
総務課長 110
職員 111

福祉衛生課
福祉衛生課長 120
職員 121

経済課
経済課長 150
職員 151

建設課
建設課長 140

職員 141
農業委員会 210
議会事務局 260

教育委員会
教育長 204
教育課長 200
職員 201

宮古島市 局番号：270

ホットライン(局番号不要)
9957

市長 2000
副市長 2001

秘書広報課
課長 2120
秘書係 2121
広報係 2125

市民生活部
市民生活部長 2600

市民課
課長 2601
窓口係 4150
年金係 2610
戸籍係 2615

国民健康保険課
課長 2630
庶務給付係 2631
賦課徴収係 2635
後期高齢者医療係 2646

地域振興課
次長兼課長 2620
地域振興係 2621
生活安全係 2624

健康増進課
課長 2660
予防係 2661
医療政策係 2665
健康づくり係 2668
保健指導Ⅱ係 2650
保健指導Ⅰ係 2670

新型コロナウイルスワクチン
接種対策室
室長 5105

高齢者支援課
次長兼課長 2510
主幹 2521
介護給付係 2511
介護認定係 2521
介護保険料係 2514
生活支援係 2519
介護予防係 2526

福祉部
福祉部長 2500

福祉政策課
課長 2501
福祉調整係 2502
地域福祉係 2507

児童家庭課
課長 2599
子育て支援係 2596
家庭支援係 2589

子ども未来課
課長 2570

保育給付係 2580
保育幼稚園係 2577
子ども政策係 2581

障がい福祉課
課長 2550
基幹相談支援センター 2555
自立支援給付係 2556
庶務給付係 2559

生活福祉課
次長兼課長 2530
保護管理係 2531
保護係 2538

会計課
会計管理者 3100
課長 3101
歳出係 3106
歳入係 3103

税務課
課長 2440
市民税係 2441
諸税係 2445
資産税係 2446
資産税調査係 2451

納税課
課長 2470
納税推進係 2454
滞納整理係 2471
収納管理係 2475

総務部
総務部長 2400
政策参与 2400
政策参与 2400
参事 2420

総務課
課長 2401
行政管理係 2402
人事研修係 2405
給与係 2408

防災危機管理課
課長 2490
補佐兼係長 2491
防災係 2492
防災係 2493

財政課
課長 2418
財政係 2415
用度管財係 2423

契約検査課
次長兼課長 2430
検査係 2431
入札契約係 2433

監査委員事務局
事務局長 3600
庶務係 3601

産業振興局
局長 2300
次長 2301

企画調整部
企画政策部長 2100

企画調整課
課長 2101
政策調整係 2111
政策推進係 2108
統計係 2107

情報政策課
課長 2140
情報システム係 2141
情報政策係 2145

ITイノブ推進課
課長 2130
ITイノブ推進係 2131

観光商工スポーツ部
観光商工スポーツ
部長 2200

観光商工課
課長 2201
観光推進係 2202
商工物産係 2207
観光施設係 2205

スポーツ振興課
次長兼課長 2220
企画推進係 2222
イベント係 2226
施設係 2225

水道部
水道部長 3200

水道総務課
課長 3220
庶務係 3221
財務係 3224

水道会計課
課長 3230
調定係 3233
出納係 3235

水道工務課
次長兼課長 3201
工務係 3202

水道施設課
課長 3210
施設係 3212

環境衛生局
局長 2850

環境保全課
課長 2851
主幹 2854
自然環境係 2855
生活環境係 2853

下水道課
課長 3240
管理係 3242
業務係 3244

教育委員会
教育長 3300
教育部長 3301

教育総務課
次長兼課長 3320
総務係 3321
学校規模適正化対策係 3325

教育施設課
課長 3310
整備係 3311
管理係 3315

学校教育課
課長 3330
指導主事 3331
幼少接続アドバイザー 3348
学務係 3340
教育情報係 3336
指導係 3344
ｽｰﾊﾟｰﾈｯﾄｶｰ 3352

教育研究所
所長 3360
指導主事 3362

教育相談室
教育相談員 3353

生涯学習部
生涯学習部長 3400
参事 3401

生涯学習振興課
課長 3412
社会教育係 3402
文化振興係 3406
文化財係 3408

農林水産部
農林水産部長 2700

農政課
課長 2701
農政係 2702
園芸振興係 2710
農産振興係 2715

畜産課
課長 2720
補佐 2722
畜産振興係 2721

農村整備課
課長 2752
整備係 2731
計画係 2739
業務係 2743

水産課
課長 2760
水産振興係 2761
施設管理係 2764

建設部
建設部長 2800

都市計画課
課長 2801
都市企画係 2805
区画整理係 2811
都市整備係 2808

建築課
課長 2830
住宅企画係 2834
建築整備係 2835

道路建設課
課長 2820
道路係 2821
管理係 2825

選挙管理委員会
事務局長 3800
庶務係 3801
選挙係 3802

議会
議長 4200
副議長 4201

議会事務局
局長 3500
次長 3501
議事係 3505

農業委員会
事務局長 3700
次長 3701
農政係 3704
農地係 3708

多良間村 局番号：271

資料編

ホットライン(局番号不要)
9958

村長室 10
副村長室 11

総務財政課
課長 12
行政係 13
代表 14
税務会計課
課長 21
税務係 22
出納室 25
観光振興課
課長 23
観光係 24

住民福祉課
課長 29
年金・後期高齢係 26
介護・国保 27
児童福祉・生活保護 28
戸籍・保健師 30
簡易水道係 31

産業経済課
課長 35
農政係 32
畜産係 33
農政係 34
土木建設課
課長 36
土木係 37
農林係 38
国営係 39

議会事務局 16

選挙管理委員会 15

教育長室 19
課長 17
教育係 18

農業委員会 20

石垣市
局番号：280

ホットライン(局番号不要)
9959

総務部
総務部長 1100
総務課長 1110
法制係長 1121
法制係 1122
人事係長 1111
人事係(共済) 1115
人事係(給与) 1116
契約管財課長 1150
契約検査係長 1159
契約検査係 1161
財産管理係長 1151
財産管理係 1165
防災危機管理課長 1130
防災危機管理係長 1131
防災危機管理係 1132
生活安全係長 1136
生活安全係 1137
税務課長 1170
市民税係長 1183
市民税係 1188
資産税係長 1171
資産税係 1176
納税課長 1210
収納係長 1211
収納係 1212
滞納整理係長 1218
滞納整理係 1219

財政課長 1140
財政係長 1141
財政係 1143

市民保健部
市民保健部長 1400
平和協働推進課長 1410
市民協働係長 1411
市民協働係 1415
平和・男女共同係長 1416
平和・男女共同係 1418
市民課長 1480
戸籍係長 1481
戸籍係 1485
交付係長 1488
交付係 1494
健康保険課長 1440
給付係長 1461
給付係 1465
保険税係長 1441
保険税係 1445
環境課長 1420
生活環境係長 1431
生活環境係 1434
自然環境係長 1421
自然環境係 1422
施設管理係長 1425
施設管理係 1426

企画部
企画部長 1300
企画課長 1310
企画係長 1311
企画係 1312
行政改革推進係長 1318
行政改革推進係 1319
地域創生係長 1325
地域創生係 1326
DX課 1300
DX係長 1331
DX係 1332
観光文化課長 1360
観光政策係長 1366
観光政策係 1367
観光推進係長 1361
観光推進係 1363
スポーツ交流課長 1350
スポーツ推進係長 1351
スポーツ推進係 1353
イベント交流係長 1355
イベント交流係 1357

福祉部
福祉部長 1500
福祉総務課長 1510
総務係長 1511
総務係 1516
第1保護係長 1521
第1保護係 1522
第2保護係長 1534
第2保護係 1541
監査指導係長 1546
監査指導係 1546
障がい福祉課長 1550
障がい福祉係長 1556
障がい福祉係 1559
在宅福祉係長 1551
在宅福祉係 1566
基幹相談支援センター
介護長寿課長 1580
介護保険係長 1585
介護保険係 1586
給付認定係長 1581
給付認定係 1592
がんじゅつ係長 1611
がんじゅつ係 1612
地域包括支援センター所長 1615
地域包括支援センター 1619

子ども未来局

子ども未来局長 1700
子育て支援課長 1710
支援係長 1731
支援係 1737
幼保連携係長 1719
幼保連携係 1722
政策係長 1711
政策係 1712
こども家庭課長 1750
給付係長 1761
給付係 1765
福祉係長 1751
福祉係 1754
家庭相談室 1771

農林水産商工部
農林水産部長 1800
農政経済課長 1810
農政係長 1811
農政係 1813
農地調整係長 1815
農地調整係 1816
林務係長 1822
林務係 1823
畜産課長 1840
畜産振興係長 1841
畜産振興係 1843
水産課長 1850
振興係長 1851
振興係 1852
施設係長 1855
施設係 1856
むらづくり課長 1860
管理係長 1875
管理係 1877
農村整備係長 1868
農村整備係 1872
国営推進・計画係長 1861
国営推進・計画係 1864
商工振興課長 1880
物産振興係長 1881
物産振興係 1882
商工係長 1885
商工係 1886

建設部
建設部長 1900
都市建設課長 1910
計画係長 1911
計画係 1914
施設・区画係長 1916
施設・区画係 1917
道路整備係長 1927
道路整備係 1928
施設管理課長 1930
施設管理係長 1935
施設管理係 1936
すぐやる係長 1931
すぐやる係 1932
道路維持係長 1942
道路維持係 1939
下水道課長 1950
施設係長 1951
施設係 1957
業務係長 1961
業務係 1964

行政委員会等
監査委員事務局長 2200
事務局 2211
会計管理者 2400
会計課長 2400
会計係長 2411
会計係 2412
選挙管理委員会事務局長 2300
選挙管理委員会事務局 2311
農業委員会事務局長 2500
農業委員会事務局次長 2510
農業委員会事務局農地係長 2510
農業委員会事務局農地係

2513
農業委員会事務局農政係長 2515
農業委員会事務局農政係 2516
議会事務局議長 2010
議会事務局副議長 2020
議会事務局次長 2100
議会事務局庶務係長 2116
庶務係 2115
議会事務局議事調査係長 2111
議会事務局議事調査係 2113

その他
電話交換室 9
銀行窓口 3302
案内窓口 3301
組合(自治労) 3307
組合(自治労連) 3308
警備室 3306

教育委員会
教育長 3010
教育部長 3100
教育総務課 3110
学務課 3120
学校教育課 3140
いきいき学び課 3160
文化財課 3170
市史編集課 3190

竹富町
局番号：281

ホットライン(局番号不要)
9960

政策調整監 3002

総務課 8140
課長 3100
選挙管理委員会 8110

防災危機管理課 8180
課長 3500

町民課 8050
課長 1400

税務課 8020
課長 1100

財政課 8160
課長 3300

政策推進課 8150
課長 3200

福祉支援課 8030
課長 1200

健康づくり課 8040
課長 1300

農林水産課 8090
課長 2700

まちづくり課 8080
課長 2600

自然観光課 8170
課長 3400

上下水道課 8070
課長 2500

会計課 8060
課長 1500

教育委員会
総務課 8110
課長 2100
教育課 8120
課長 2200
社会文化課 8130
課長 2300

議会事務局 8190
局長 4100

与那国町
局番号：不要

ホットライン(局番号不要)
9961

資料編

消防機関

名護市消防本部 局番号：600

通信室
遠隔制御器 4
FAX 5

総務課長 2301
警防課長 2304
指令室 2311
作戦室 2312
. 2313

消防署
署長 2201

国頭地区消防組合 消防本部 局番号：601

ホットライン(局番号不要)
. 9526
FAX 60

本部町・今帰仁村 消防組合消防本部 局番号：602

通信室
遠隔制御器 4
FAX 5

消防署
通信室 210

金武地区消防衛生 組合消防本部 局番号：603

通信室
遠隔制御器 4
FAX 5

沖縄市消防本部 局番号：604

通信指令室
遠隔制御器 4
FAX 5

総務課
消防長 2301
次長 2302
消防団長 2203
課長 2304

予防課
予防課長 2313

消防署
署長 2201
警防課長 2204
通信指令室 2209
通信事務室 2207

受付 2101

宜野湾市消防本部 局番号：605

通信指令室
遠隔制御器 4
FAX 5

消防長 220
次長 210

総務課
課長 222
総務係 223
総務係長 224

予防課
課長 225
指導係 226
予防係 227

警防課
課長 221
警防係 228
救急救助係 240

指令室
指令台 231
. 232
. 235

消防署
署長 210
警備係 211
. 212
. 213
救急係 214
. 215
. 216
. 217
我如古出張所 234
真志喜出張所 238

浦添市消防本部 局番号：606

通信室
遠隔制御器 4
FAX 5

うるま市消防本部 局番号：607

警防課
課長 228
警防係長 229

消防署 211

消防長 2201

消防総務課
課長 2211
総務課 2212

予防課
課長 2221

警防課
課長 2231

具志川消防署
署長 2121
事務所 2126

比謝川行政事務組合 ニライ消防本部 局番号：608

警備事務室
遠隔制御器 4
FAX 5

消防長 2101
次長室 2102

総務課
人事係 2111
財政係 2112
庶務係 2113

予防課
査察係 2121
予防係 2122
指導係 2123

警防課
警防係 2131
情報通信係 2132
救急係 2133
作戦会議室 2135

嘉手納署 2221
北谷署 2321
読谷署 2421

中城北中城 消防組合 局番号：609

通信指令室
遠隔制御器 4
FAX 5

消防長 220
次長 213

総務課
課長 221
財政係長 222
総務主査 223
総務係長 224

予防課
課長 225
指導係 226
予防係長 227

警防課
課長 228
警防係長 229

消防署 211

那覇市消防局 局番号：610

通信指令室
遠隔制御器 4
FAX 5

消防局長 21300
次長 21301

総務課
課長 21302
企画係 21306
総務係 21311

沖縄県消防長会
事務局 21309

警防課
課長 21304
警防係 21314
救助係 21316

救急課
課長 21303
救急係 21313

予防課 21305
予防係 21320
第一機動査察係 21318
第一機動査察係 21330
設備指導係 21333

指令情報課
課長 21400
管理係 21421
指令室 21423
作戦会議室 21424

中央消防署
署長 21200
警備長 21260
警防係 21262

西消防署
事務所 26341

糸満市消防本部 局番号：611

作戦会議室
遠隔制御器 4
FAX 5
作戦会議室1 214
作戦会議室2 215
消防長 220

消防署
署長 221
警防課長 231
警防係長 233
救急救助係長 230

総務課
総務課長 222
庶務係長 225
庶務係 224
. 223

予防課
予防課長 226
予防係長 228
予防係1 227
予防係2 229

豊見城市消防本部 局番号：612

通信室
遠隔制御器 4
FAX 5

総務課
総務課長 29401
総務班長 29404
総務班員 29405

警防課
警防課長 29402
警防班長 29406
警防班員 29407
作戦室 29450

予防課
予防課長 29403
予防班長 29408
予防班員 29411

消防署
消防署長 29300
消防署事務室 29301
. 29302

島尻消防組合 消防本部 局番号：613

通信指令室
遠隔制御器 4
FAX 5

総務係 225

東部消防組合 消防本部 局番号：614

消防署
遠隔制御器 4
FAX 5

消防長 2300

総務課
課長 2310
課長補佐 2311
財政係 2314
総務係 2313

予防課
課長 2340
課長補佐 2341
予防係 2344
保安調査係 2342

警防課
課長 2320
課長補佐 2321

救急課
課長 2330
課長補佐 2331

消防署
署長 2200
第一警備課長 2201
第二警備課長 2202
第三警備課長 2203
警備主幹 2213

南風原分署 2522
西原分署 2544

指令室 2250
消防団室 2220

久米島町消防本部 局番号：615

通信指令室
遠隔制御器 4
FAX 5

資料編

宮古島市消防本部
局番号：616

遠隔制御器 4
FAX 5

総務課 211
警防課 212

石垣市消防本部
局番号：617

1階事務所
遠隔制御器 4
FAX 5

防災関係機関

沖縄気象台
局番号：680

遠隔制御器 4
FAX 5

総務課文書係 2513

業務課
防災調整官 2553
防災調整係 2557

予報課
防災係 2606
現業 2610

地震火山課
地震津波防災官 . 2663
震度観測管理係長 2672

第十一管区
海上保安本部
局番号：681

救難課
遠隔制御器 4
FAX 5

陸上自衛隊
那覇駐屯地
局番号：682

局番号のみで通話可。

NHK沖縄放送局
局番号：683

遠隔制御器 4
FAX 5

日本赤十字社
沖縄県支部
局番号：684

遠隔制御器 4
FAX 5

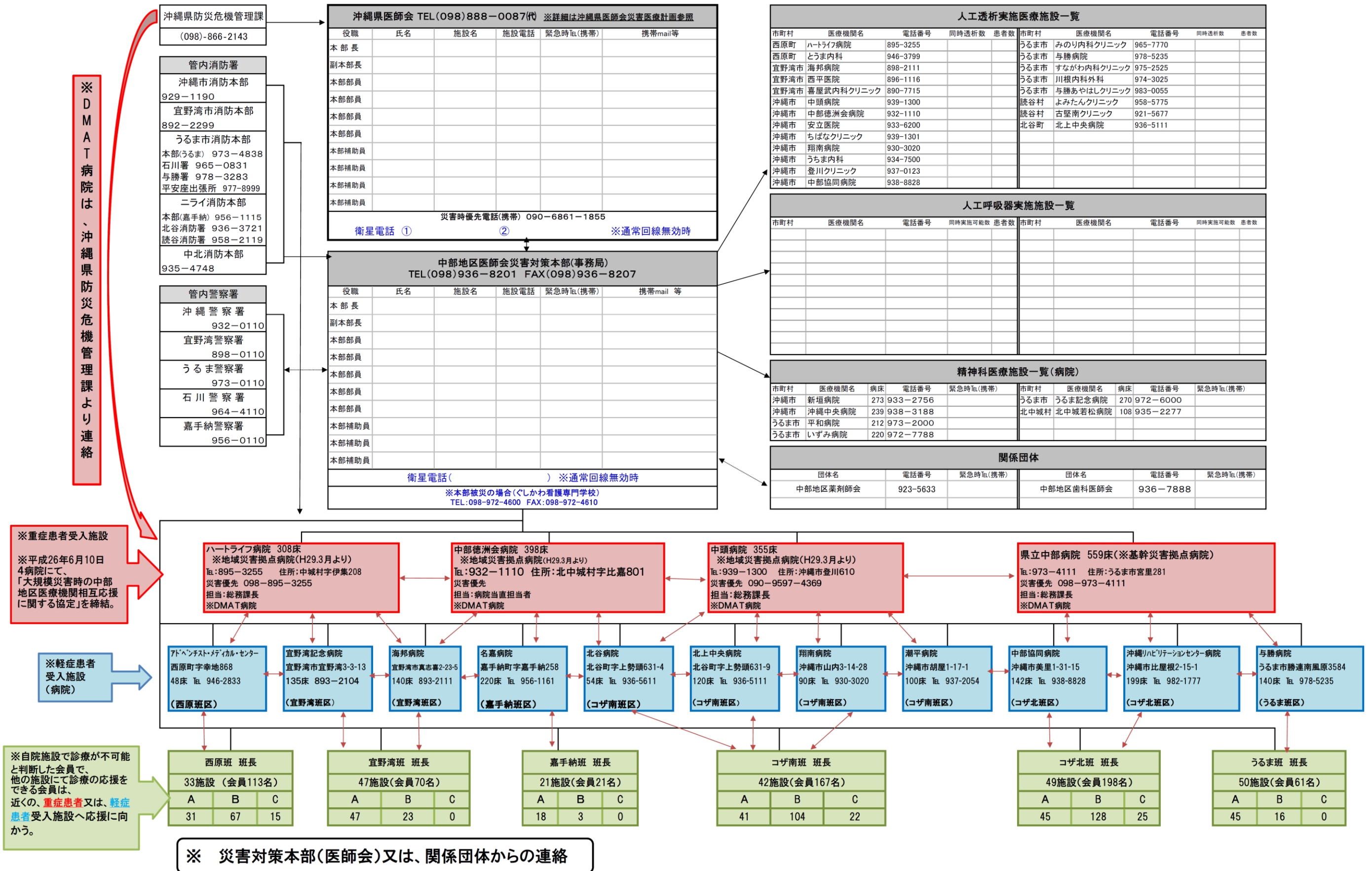
沖縄電力株式会社
局番号：685

防災室
遠隔制御器 3

災害対策本部(別館5F)
遠隔制御器 4
FAX 5

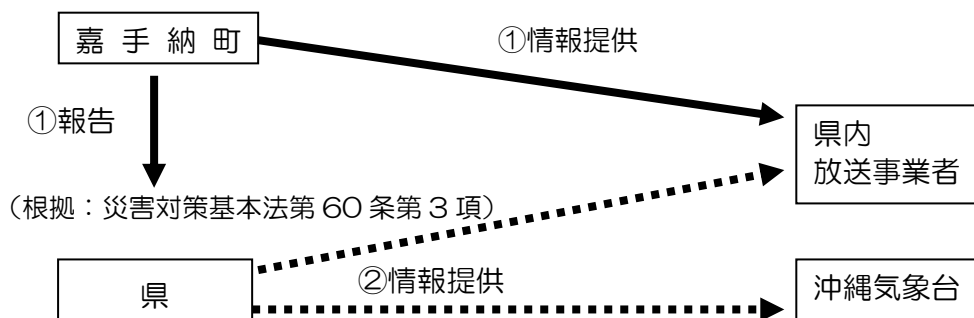
⑪ 中部地区医師会の災害時医療救急班連絡系統図

一般社団法人 中部地区医師会 大規模災害時通信番号並びに緊急時連絡網:令和5年3月27日現在



⑫ 避難指示等情報の伝達ルート及び手段

1. 伝達ルート



- ア 原則、市町村から県及び放送事業者双方へ同時に情報を伝達することができるよう伝達ルートを確認する。
- イ 直接、市町村から放送事業者への伝達が実行不可能な場合等には、県を経由した伝達ルートを確認する。
- ウ 県は市町村から避難指示等を行ったことについて、報告を受けた場合は、放送事業者に対して、市町村から報告があったことについて、情報提供を行うことができるように伝達ルートを確認する。
- エ 避難指示等を行った市町村が多数ある場合は、報告のあった市町村分について、県が随時取りまとめ、放送事業者に情報提供を行うことができるように伝達ルートを確認する。

2. 伝達手段

- ア 原則として、伝達手段はFAX及び電話とする。
- イ 市町村は、迅速にFAX送信が行えるよう、あらかじめ県及び放送事業者のFAX番号等をFAXに登録しておき、一斉送信できるようにしておく。
- ウ 県は、市町村から避難指示等の報告をFAX及び電話により受けた場合は、県から放送事業者及び沖縄気象台に対して、その旨を速やかにFAX及び電話により連絡する。
- エ 市町村及び県は、災害時の状況によりFAXでの伝達手段が困難な場合は、電話のみによる伝達も可能とする。
- オ 市町村及び県は、上記エにより情報を伝達した場合、FAXによる情報伝達が可能となったとき、同一情報を速やかにFAXで放送事業者に提供しなければならない。

〔通信回線〕

- ①沖縄県総合行政情報通信ネットワーク
- ②公衆回線
- ③非常通信ルート

資料編

避難情報発令情報（市町村用）

市 ・ 町 ・ 村

送付日時： _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

1 避難情報の別（番号を○印で囲む）

① 高齢者等避難（根拠：地域防災計画等）

「避難指示」より前の段階で発令され、避難に時間を要する高齢者や障害者等に避難開始を、その他の人々に避難準備を求めるものである。

② 避難指示（根拠：災害対策基本法第 60 条）

「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、居住者等を避難のため立ち退かせるものである。

2 発令日時 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

3 対象地域等

No.	対象地域 (字・区)	世帯数、人数	(フリガナ) 避難場所	避難理由 ※ 1 (①～⑦)
1		世帯 人		
2		世帯 人		
3		世帯 人		
4		世帯 人		
5		世帯 人		

※ 1 避難理由（該当理由がある場合は、該当の数字分記入すること）

- | | |
|---------------------|--------------------|
| ①大雨による浸水の危険があるため | ②大雨による土砂災害の危険があるため |
| ③地震による土砂災害の危険があるため | ④地震による家屋崩壊の危険があるため |
| ⑤地震による津波発生のおそれがあるため | ⑥地震による津波警報が発表されたため |
| ⑦その他（ _____ ） | |

発信者の課・職・氏名 _____

電話（公衆回線） _____ FAX（公衆回線） _____

電話（防災無線 ※ 2） _____ FAX（防災無線） _____

※ 2 防災無線とは、県総合行政情報通信ネットワークの無線通信回線

資料編 放送による伝達例文

高齢者等避難

〇〇のため、〇時〇分に〇〇市（町村）、〇〇のため、〇時〇分に〇〇市（町村）、〇〇のため、〇時〇分に〇〇市（町村）……から高齢者等避難が出されました。お年寄りの方など避難に時間がかかる方は、直ちに避難してください。その他の方も避難の準備を始めてください。

各地域の避難場所は次のとおりです。

〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇となっています。

また、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇となっています。

また、……となっています。

避難指示

〇〇のため、〇時〇分に〇〇市（町村）、〇〇のため、〇時〇分に〇〇市（町村）、〇〇のため、〇時〇分に〇〇市（町村）……から避難指示が出されました。大変に危険な状況です。避難中の方は直ちに指定避難場所への完了を行ってください。十分な時間が無い方は近くの安全な建物に避難してください。

各地域の避難場所は次のとおりです。

〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇となっています。

また、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇となっています。

また、……となっています。

資料編

【現況編】

1. 自然の条件

〈気象概況〉

○気温

	気温(°C)						
	平均	最高			最低		
		気温	月	日	気温	月	日
平成25年	23.3	34.8	8	2	10.3	12	28
平成26年	23.1	33.9	7	6	10.6	1	2
平成27年	23.6	33.8	7	5	9.6	2	11
平成28年	24.1	33.9	8	2	6.1	1	24
平成29年	23.6	35.1	7	16	10.7	2	12
平成30年	23.5	33.1	7	24	9.3	1	13
令和元年	23.9	33.9	7	29	12.0	1	25
令和2年	23.8	34.7	8	6	10.6	12	31
令和3年	23.6	33.5	9	10	9.7	1	10
令和4年	23.7	33.8	8	30	11.7	1	15
10年平均*	23.6	34.1			10.1		

資料：沖縄气象台、気象庁

○降水量

	降水量(mm)						
	総量	最大日量	月	日	1時間最大	月	日
平成25年	2,071.0	204.0	5	23	68.5	8	14
平成26年	2,584.5	251.5	10	11	79.0	7	9
平成27年	1,425.0	157.5	7	10	64.0	7	20
平成28年	2,368.0	137.5	9	7	43.0	4	10
平成29年	1,907.0	206.5	6	19	60.0	9	3
平成30年	2,469.5	184.0	9	29	41.5	10	15
令和元年	2,637.5	156.0	9	21	54.5	6	26
令和2年	2,481.0	190.5	10	22	77.0	5	6
令和3年	2,485.5	213.0	6	29	61.0	6	17
令和4年	2,996.5	162.0	5	31	65.5	5	31
10年平均*	2,342.6	184.0			61.4		

資料：沖縄气象台、気象庁

○風速等

	風速(m/s)			日照時間(h)
	平均	最大		
		風速	風向(16方位)	
平成25年	5.3	22.0	東	1,809.0
平成26年	5.3	33.1	南東	1,760.2
平成27年	5.2	27.0	東	1,813.8
平成28年	5.1	20.7	南東	1,757.2
平成29年	5.0	22.4	西北西	1,646.0
平成30年	5.3	34.0	西南西	1,876.5
令和元年	5.2	26.7	南東	1,665.6
令和2年	5.1	28.2	東南東	1,737.2
令和3年	5.2	18.7	東南東	1,867.1
令和4年	4.9	19.9	南南東	1,588.8
10年平均*	5.2	25.3		1,752.1

資料：沖縄气象台、気象庁

★10年平均については、準正常値、資料不足地を除くデータで算出。

資料編

〈台風発生及び沖縄近海に接近した台風〉

台風発生件数及び沖縄近海に接近した台風数

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
平成25年	台風発生数	1	1				4	3	6	7	7	2		31
	那覇接近						1		1	1	3			6
	名護接近									1	3			4
平成26年	台風発生数	2	1		2		2	5	1	5	2	1	2	23
	那覇接近						2	※2	※1	1	1			6
	名護接近						2	※2	※1	1	1			6
平成27年	台風発生数	1	1	2	1	2	2	3	4	5	4	1	1	27
	那覇接近					1		2	1					4
	名護接近					1		2	1					4
平成28年	台風発生数							4	7	7	4	3	1	26
	那覇接近									2	1			4
	名護接近									3	1			4
平成29年	台風発生数				1		1	8	5	4	3	3	2	27
	那覇接近									1	1			2
	名護接近									1	1			2
平成30年	台風発生数	1	1	1	0	0	4	5	9	4	1	3	0	29
	那覇接近						1	3	3	1	1			9
	名護接近						1	3	3	1	1			9
令和元年	台風発生数	1	1	0	0	0	1	4	5	6	4	6	1	29
	那覇接近									2	1			3
	名護接近									2	1			3
令和2年	台風発生数	0	0	0	0	1	1	0	8	3	6	3	1	23
	那覇接近								※3	※1				3
	名護接近								※3	※2				4
令和3年	台風発生数	0	1	0	1	1	2	3	4	4	4	1	1	22
	那覇接近						1	1	3					5
	名護接近						1	1	3					5
令和4年	台風発生数	0	0	0	2	0	1	3	5	7	5	1	1	25
	那覇接近							※2	※2	※1				3
	名護接近							※2	※2	※1				3
10年平均	台風発生数	0.6	0.6	0.3	0.7	0.4	1.8	3.8	5.4	5.2	4	2.4	1	26.2
	那覇接近	0	0	0	0	0.1	0.5	0.5	0.8	1.1	0.8	0	0	4.5
	名護接近	0	0	0	0	0.1	0.4	0.5	0.7	1.2	0.8	0	0	4.4

注) 那覇接近: 台風の中心が那覇から300km以内を通過することをいう。

資料: 沖縄気象台

名護接近: 台風の中心が名護から300km以内を通過することをいう。

※印は台風が二つの月にまたがって接近(両月に加算)したことを示し、月の接近数の合計と接近数が違うことがある。

資料編

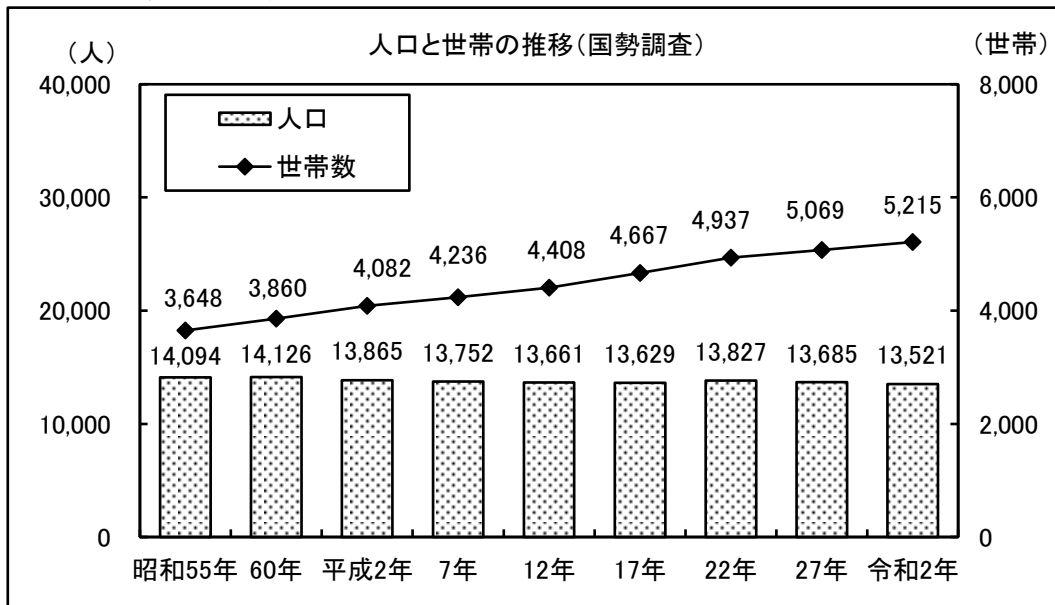
2. 社会的条件

〈嘉手納町の人口・世帯等〉

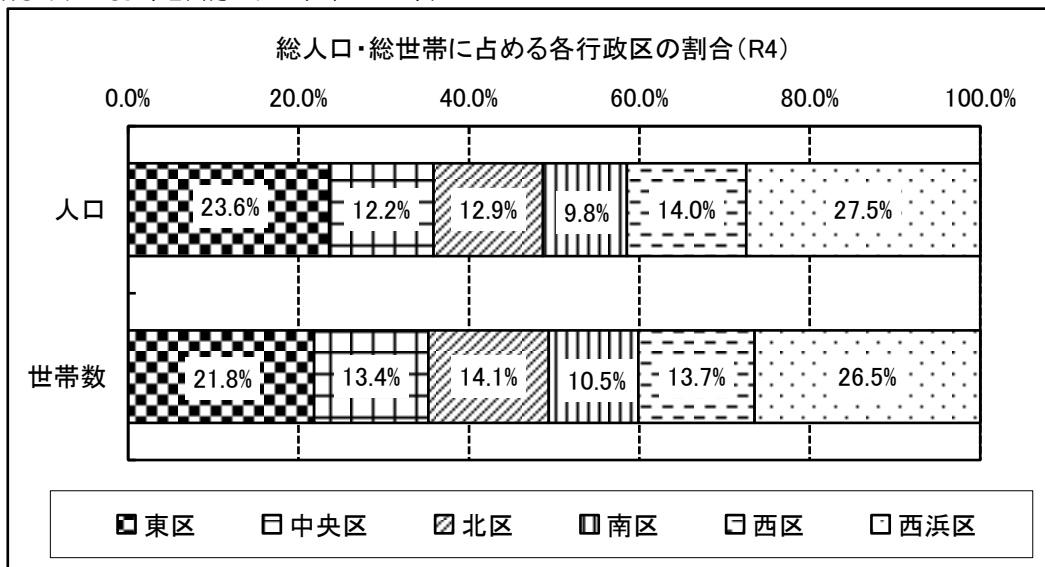
	総数	増加率 (%)	男	女	うち 外国人数	世帯数	一世帯あた りの人口	人口密度 (人/km ²)
昭和55年	14,094	0.2	6,938	7,156	105	3,648	3.9	959.4
60年	14,126	0.2	6,961	7,165	52	3,860	3.7	961.6
平成2年	13,865	-1.8	6,720	7,145	59	4,082	3.4	921.9
7年	13,752	-0.8	6,694	7,058	111	4,236	3.2	914.4
12年	13,661	-0.7	6,669	6,992	59	4,408	3.1	908.3
17年	13,629	-0.2	6,650	6,979	95	4,667	2.9	906.2
22年	13,827	1.5	6,763	7,064	102	4,937	2.8	919.3
27年	13,685	-1.0	6,668	7,017	88	5,069	2.7	905.1
令和2年	13,521	-1.2	6,561	6,960	167	5,215	2.6	894.2

資料：国勢調査

〈人口・世帯数の推移〉



〈行政区別年齢構成：令和2年〉



資料編

〈行政区別人口の年齢層別推移〉

各年12月末時点

		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
東区	人口	2,978	3,010	3,023	3,071	3,078	3,084
	世帯数	1,159	1,194	1,199	1,218	1,213	1,212
中央区	人口	1,756	1,746	1,719	1,633	1,614	1,595
	世帯数	782	783	770	748	749	744
北区	人口	1,898	1,889	1,855	1,808	1,722	1,682
	世帯数	820	824	820	814	790	784
南区	人口	1,326	1,307	1,292	1,304	1,286	1,281
	世帯数	587	582	572	583	585	583
西区	人口	1,967	1,932	1,911	1,865	1,850	1,831
	世帯数	774	770	773	762	755	758
西浜区	人口	3,730	3,695	3,627	3,627	3,637	3,585
	世帯数	1,430	1,437	1,427	1,450	1,461	1,469
総数	人口	13,655	13,579	13,430	13,308	13,187	13,058
	世帯数	5,552	5,590	5,561	5,575	5,553	5,550

※外国人登録は含まない。

資料：町民保険課

〈町土地目別面積〉

単位	総数	防衛用地	住宅用地	道路用地	公共・公益用地
ha	1,504.5	1,241.1	84.0	60.5	52.9
%	100.0	82.5	5.6	4.0	3.5

資料：第2次嘉手納町土地利用基本計画

〈町内家屋の建物状況〉

(令和4年4月末現在)

建築年	総数		構造			
		%	木造	%	非木造	%
昭和56年以前	2,716	50.64	635	85.46	2,081	45.04
昭和57年以降	2,647	49.36	108	14.54	2,539	54.96
合計	5,363	100.00	743	100.00	4,620	100.00

資料：税務課

資料編

〈町の産業構造〉

■経済活動別町内純生産

(単位:百万円)

産業別		実数	構成比
第一次産業	農業	35	0.1%
	林業	0	0.0%
	水産業	8	0.0%
第二次産業	鉱業	0	0.0%
	製造業	937	2.1%
第三次産業	建築業	8,229	18.8%
	電気・ガス・水道・廃棄物処理業	911	2.1%
	卸売・小売業	1,683	3.9%
	運輸・郵便業	466	1.1%
	宿泊・飲食サービス業	908	2.1%
	情報通信業	744	1.7%
	金融・保険業	2,110	4.8%
	不動産業	4,292	9.8%
	専門・科学技術・業務支援サービス業	3,441	7.9%
	公務	11,961	27.4%
	教育	1,867	4.3%
	保健衛生・社会事業	4,469	10.2%
	その他のサービス	1,930	4.4%
	輸入品に課される税・関税等	△ 324	-0.7%
総数		43,667	100.0%

資料:令和元年度沖縄県市町村民所得

■就業者数

(単位:人)

産業別		実数	構成比
第一次産業	農林業	42	0.8%
	漁業	6	0.1%
第二次産業	鉱業,採石業,砂利採取業	3	0.1%
	建設業	614	12.3%
第三次産業	製造業	178	3.6%
	電気・ガス・熱供給・水道業	20	0.4%
	情報通信業	78	1.6%
	運輸業,郵便業	140	2.8%
	卸売業,小売業	679	13.6%
	金融業,保険業	64	1.3%
	不動産業,物品賃貸業	120	2.4%
	学術研究,専門・技術サービス業	121	2.4%
	宿泊業,飲食サービス業	398	8.0%
	生活関連サービス業,娯楽業	285	5.7%
	教育,学習支援業	244	4.9%
	医療,福祉	683	13.6%
	複合サービス事業	35	0.7%
	サービス業(他に分類されないもの)	597	11.9%
公務(他に分類されるものを除く)	288	5.8%	
分類不能の産業	409	8.2%	
総数		5,004	100.0%

資料:令和2年国勢調査

〈町内の主な公共施設〉

① 学校機関

名称	所在地 (字番地)	建物構造	面積			連絡先
			建物	建物敷地	運動場敷地	
嘉手納幼稚園	嘉手納312	RC造	1,627㎡	-	-	956-4039
屋良幼稚園	屋良1丁目31番地1	RC造	1,084㎡	-	-	956-4140
嘉手納小学校	嘉手納312	RC造	6,618㎡	21,655㎡	8,614㎡	956-2264
屋良小学校	屋良1丁目31番地1	RC造	4,845㎡	13,979㎡	9,623㎡	956-2214
嘉手納中学校	嘉手納312	RC造	7,392㎡	9,474㎡	8,507㎡	956-2263
嘉手納高等学校	屋良806	RC造				956-3336
学校給食共同調理場	屋良27-4	RC造	1,679㎡	3,614㎡	-	956-3106

② 保育所

名称	所在地 (字番地)	連絡先
嘉手納町子育て支援センター「ひまわり」	字嘉手納290番地の9 (ロータリープラザ内)	956-2361
嘉手納町第二保育所	字嘉手納147番地	956-1219
嘉手納町第三保育所	字水釜373番地	956-3323

③ 社会福祉施設

名称	所在地 (字番地)	各室の案内	建物構造	面積			連絡先
				建物	敷地	述べ床	
嘉手納町総合福祉センター	字水釜 447番地1	1階:研修室 2階:機械室 3階:栄養相談室・講義研修室・会議室 4階:機能回復室・遊戯室・大集会室・心配ごと相談室・会議室・社協事務室	RC造 (4階建)	1,411㎡	5,786㎡	3,177㎡	956-1177

資料編

④ コミュニティ施設

名称	所在地 (字番地)	建物構造	面積		連絡先
			建築面積	敷地面積	
東区コミュニティセンター	屋良928-1	RC造	314㎡	1,085㎡	956-3179
中央区コミュニティセンター	嘉手納81	RC造	490㎡	1,014㎡	956-6223
北区コミュニティセンター	嘉手納312	RC造	328㎡	329㎡	956-3928
南区コミュニティセンター	嘉手納489-2	RC造	429㎡	935㎡	956-4688
西区コミュニティセンター	水釜121	RC造	635㎡	1,644㎡	956-4544
西浜区コミュニティセンター	水釜6丁目5番29号	RC造	372㎡	579㎡	956-4541

⑤ 公園

区分	名称	面積等 (ha)	住所
運動公園	嘉手納運動公園	13.70	嘉手納町字屋良875番地
地区公園	屋良城跡公園	4.66	字屋良656番地
近隣公園	野國總管公園	1.40	字嘉手納322番地
総合公園	兼久海浜公園	8.10	字兼久85番地25
街区公園	屋良第2児童公園	0.34	字屋良936番地2
	屋良ふれあいパーク	0.40	字屋良1丁目5番地
	水釜児童公園	0.42	字水釜6丁目373番地121
	嘉手納児童公園	0.27	字嘉手納420番地
	ちびっこ公園	0.06	字嘉手納22番地6
	あしびなあ	0.15	字嘉手納162番地1
都市緑地	比謝川緑地	2.60	字嘉手納地内
	ロータリー広場	0.30	字嘉手納290番地10

資料編

⑥ 文化・体育施設

名称	所在地	建物構造	面積		連絡先
			建物	建物面積	
かでな文化センター	嘉手納588番地	RC造	3,075㎡	2,965㎡	956-1112
ロータリー プラザ	嘉手納町中央公民館	嘉手納299番地9	RC造	1,740.95㎡	956-4142
	嘉手納町立図書館	嘉手納290番地9	RC造	1,480.04㎡	957-2470
	嘉手納外語塾	嘉手納290番地9	RC造	761.14㎡	956-1616
かでな未来館	嘉手納603番地8	RC造	2,007㎡	1,492㎡	956-2213
嘉手納地区学習等供用施設 ・児童館	水釜558番地1	RC造	561㎡	2,217㎡	957-3274
屋良地区体育館・図書室	屋良119-39	RC造	652㎡	932㎡	957-2798
嘉手納町 兼久海浜 公園	ソフトボール場			敷地 13,593㎡	
	総合運動場	兼久85-25		敷地 18,575㎡	
	テニス場			延べ 5,439㎡	
	兼久体育館	兼久85-23	鉄骨造	延べ 946㎡	956-5346
嘉手納町 嘉手納運動 公園	野球場	屋良875	RC造	延べ 31,681㎡	
	陸上競技場	屋良873		延べ 45,040㎡	956-8251
	スポーツドーム	屋良1021-12	RC造	延べ 3,120㎡	956-1152
嘉手納町 町民の家	久得5番地			7,563㎡	956-6293

※1) 建物面積は施設台帳上の保有面積を記載

※2) 一部改築がある場合には、最も古い建物の建築年月を記載

⑦ 環境衛生施設

名称	所在地 (字番地)	施設概要	連絡先
比謝川行政事務組合	字久得242番地1	ゴミ処分場 (区分=可燃、不燃、粗大)	982-8221
嘉手納町リサイクルセンター	字久得5番地	一般廃棄物の原料及び再生資源の有効な利用を図る為、容器包装廃棄物の中間処理を行なう施設。	
嘉手納町葬祭場	字久得245番地	1. 斎場 2. 和室 3. 納骨室 4. 事務室	956-1111 (内線151 : 町民課)

資料編

⑧ 産業振興施設

名称	所在地 (字番地)	施設概要	建物構造	連絡先
嘉手納町 食品加工 センター	字水釜 329番地5	1階：加工調理室、材料庫、 保管庫、包装庫、 トイレ 2階：試食・体験室 調理備品設置（ステンレス 回転釜、ガスレンジ、蒸し 器、脱水器、チョッパー、野 菜裁断機、真空包装機、コネ 機、シーラー器、生ごみ処理 機等）	RC造 (2階建て)	956-1111 (内線326) 産業振興課
嘉手納町 マルチ メディア センター	字水釜 412番地	住民やクリエイター及び企 業に対して開放された、IT産 業を担う人材育成を目的とす るマルチメディア施設。プロ フェッショナルからアマチュ アまで幅広く対応出来るデジ タル録音スタジオやアナログ 録音をデジタルに変換する設 備を導入。また、人材育成の 為、町民を対象としたパソコ ン教室を開催している。 ＜施設案内＞ パソコン広場、コンテンツ 工房、コンテンツスタジオ、 マルチメディア研修室、小会 議室、大会議室等、ラウンジ	RC造	956-1140

資 料 編

名 称	所在地 (字番地)	施設概要	建物構造	連絡先
嘉手納町 ICT センター	字水釜 447番地1 嘉手納町総合 福祉センター (2階)	検証室、オペレーション室、 交換機室、リフレッシュルー ム、男女トイレ、男女更衣 室、会議室	RC造 (床新設)	
集出荷場	字久得 242番地	町内農家が生産する野菜、 花卉、みかん等を協同出荷 し、選果荷造等の規格と荷造 を統一することで市場性を高 めるとともに、諸経費と労力 の節減を図るため設置された 施設。 集出荷施設の目的を効果的 に達成するため、管理を沖縄 県農業協同組合嘉手納支店に 委託。	RC造	956-7405
商工業等 研修施設	字嘉手納 259番地	2階：応接室及び相談室、商 工会事務室、記帳指導 室、作業室、資料室、 和室教養室 3階：大研修室、小研修室 商工業活動を強化し、町民経 済の向上と商工業従事者の育 成を図り、地域産業の振興に 資するためにつくられた施設 です。	RC造	956-2810

資料編

名称	所在地 (字番地)	施設概要	建物構造	連絡先
漁業用 施設	字水釜 566番地7	<p>年次的に漁民研修施設、荷捌き所、冷蔵冷凍施設、漁具倉庫等の施設が整備されている。</p> <p>本町の水産業をより効果的に推進するため、嘉手納町漁業組合に管理を委託している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁民研修施設 ・荷捌き所 ・冷蔵、冷凍施設 ・漁具倉庫 	RC造	956-6222
道の駅 「かでな」	字屋良 1026番地3	<p>1階：案内・休憩室、特産品展示販売場、トイレ</p> <p>2階：食堂</p> <p>3階：学習施設、事務室</p> <p>4階：展望場</p>	RC造 (4階建て)	957-5678

資料編

〈町有車両〉

令和4年度 嘉手納町管理車両 一覧表(給油所用)

台数	車両番号	車名・型式	車両の所属課
1	沖縄330 て 3113	トヨタ クラウン	基地渉外課
2	沖縄300 み 4453	マツダ アクセラ	基地渉外課
3	沖縄100 す 2634	イズズ エルフ	給食センター
4	沖縄480 け 2023	スズキ エブリィワゴン	給食センター
5	沖縄501 も 7264	トヨタ カローラフィールダー	教育総務課
6	沖縄200 さ 2251	三菱 ローサ マイクロバス	教育総務課
7	沖縄581 ね 7082	ダイハツ ウェイク	教育総務課
8	沖縄581 は 5707	ホンダ NBOX	子育て支援センター
9	沖縄581 に 2997	スズキ スペーシア	子ども家庭課
10	沖縄580 む 1216	スズキ アルト	子ども家庭課
11	沖縄300 ふ 4888	トヨタ ハイエースワゴン	子ども家庭課
12	沖縄300 ふ 4889	トヨタ ハイエースワゴン	子ども家庭課
13	沖縄501 ゆ 911	トヨタ 新型ノア	産業環境課
14	沖縄400 と 4079	トヨタ タウンエーストラック	産業環境課
15	沖縄581 え 8534	スズキ ジムニー	産業環境課
16	沖縄400 て 8535	マツダ ボンゴ トラック	産業環境課
17	沖縄480 に 2731	ダイハツ ハイゼットカーゴ	中央公民館
18	沖縄501 は 6711	トヨタ ヴォクシー ハイブリッドX	社会教育課
19	沖縄501 ね 7656	トヨタ カローラアクシオ	上下水道課
20	沖縄800 せ 3590	トヨタ ハイエースバン	上下水道課
21	沖縄480 く 5914	スズキ エブリィワゴン	上下水道課
22	沖縄500 ら 4406	トヨタ プロボックス	上下水道課
23	沖縄501 ね 2411	スズキ アルト	青少年センター
24	沖縄501 ね 7943	トヨタ	税務課
25	沖縄581 な 1688	スズキ スペーシア	企画財政課
26	沖縄501 ほ 1117	ホンダ フィット	町民保険課
27	沖縄300 ね 5727	トヨタ プリウス	町民保険課
28	沖縄501 ふ 6207	トヨタ ヴォクシー ハイブリッドX	町民保険課
29	沖縄581 せ 3082	スズキ スペーシア	町民保険課
30	沖縄400 と 7034	ニッサンキャラバン	町民保険課
31	沖縄501 む 3522	ホンダ シャトル	都市建設課
32	沖縄501 ち 2693	トヨタ ノア	都市建設課
33	沖縄501 ら 6654	ホンダ シャトルハイブリッド	都市建設課
34	沖縄300 め 8829	ニッサン エックストレイル	都市建設課
35	沖縄400 ち 8538	イズズ ダンプ	都市建設課
36	沖縄480 に 3217	ダイハツ アトレー	都市建設課
37	嘉手納町に 49	ヤマハ 原付自転車	福祉課
38	沖縄581 か 2664	ホンダ N-BOX	福祉課
39	沖縄580 の 5545	ダイハツ ムーブコンテ	福祉課
40	沖縄580 は 1336	ダイハツ ムーブコンテ	福祉課
41	沖縄581 ほ 7369	ダイハツ タント	福祉課
42	沖縄300 ひ 2563	トヨタ ステーションワゴン	議会事務局

資 料 編

〈町内の文化財〉

① 天然記念物

区分	種 別	名 称	所 在 地	指定年月日
町指定	植 物	字嘉手納拝所の大ガジュマル	字嘉手納34番地	昭和 51.7.20
町指定	//	嘉手納小学校の大デイゴ	字嘉手納311番地	昭和 53.8.7

② 史跡

区分	種 別	名 称	所 在 地	指定年月日
県指定	史 跡	野国総管の墓	字兼久下原485番地	昭和 31.2.22
//	//	野国貝塚群	字野国（現・字兼久下原地域）	昭和 31.10.19
町指定	史 跡	植樟之碑	字久得物見原840番地	平成 4.9.1
//	//	屋良のメーガー	字屋良103番地	平成 7.3.9
//	//	屋良のシリーガー	字屋良750番地	//
//	//	水釜シチャヌカー	字水釜385番地	平成 8.2.16

③ 有形文化財

区分	種 別	名 称	所 在 地	指定年月日
県指定	工 芸 品	三線 知念大工型	字水釜163	昭和 33.8.15
町指定		三線 真壁型	字嘉手納496	昭和 58.5.16

④ 民俗文化財（無形）

区分	種 別	名 称	所 在 地	指定年月日
町指定	無形民俗文化財	屋良のあやぐ	屋良共栄会	昭和 51.7.20
//	//	屋良のチンク	//	//
//	//	野里の道イリク	野里共進会	//
//	//	野里棒	//	//
//	//	千原エイサー	千原郷友会	//
//	//	野国天川	野国郷友会	//

資料編

⑤ 埋蔵文化財包蔵地

区分	種別	名称	所在地	指定年月日
県指定	貝塚	野国貝塚群	字野国（現・字兼久下原地域）	昭和 31.10.19
未指定	〃	嘉手納貝塚	字嘉手納	
〃	〃	水釜貝塚	字水釜	
〃	遺跡	嘉手納貝塚東遺跡	字嘉手納	
〃	〃	野国後原遺跡	字野国後原	
〃	グスク	屋良グスク	字屋良656	
〃	〃	嘉手納グスク	字嘉手納250-1	
〃	〃	国直グスク	字国直188	
〃	遺物散布地	比謝川河口南丘陵遺物散布地	字水釜	
〃	〃	嘉手納外耳土器出土地	字水釜	
〃	古墓	字水釜宇地原の古墓群	字水釜宇地原	
〃	〃	字嘉手納西原の古墓群	字嘉手納西原	
〃	〃	字嘉手納御嶽前原の古墓群	字嘉手納御嶽前原	
〃	〃	マヤーバカ（古墳跡）	字水釜水釜原	
〃	水田跡	千貫田	字屋良917-1	
〃	寺院跡	線刻画石版出土地（奇桃院跡）	字屋良700-4	
〃	銅鋌採掘跡	カニガー（A）	字久得331-13	
〃	〃	カニガー（B）	字久得189	
〃	〃	カニガー（C）	字久得537	
〃	〃	カニガー（D）	字久得662	
〃	屋敷跡	字屋良の屋敷跡	字屋良	
〃	〃	字久得の屋敷跡	字久得826	
〃	洞穴	イシンミヌガマ	字久得780	
〃	〃	ウシヌスルガマ	字久得835	

資料編

〈米軍基地の概況〉

嘉手納飛行場																	
面積	19.86km ² （嘉手納町域8.79km ² ）																
地主数	13,435人（嘉手納町域5,659人）																
年間賃借料	29,893百万円（嘉手納町域12,605百万円）																
主要工作物等	管理事務所、学校、食堂、家族住宅、隊舎、格納庫、発電機室、教会、郵便局、医療所、図書館、消防署、滑走路（3,689m×91m、3,689m×61m）、誘導路、駐機場遮音壁、洗機場、その他																
常駐機	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">F-15イーグル戦闘機</td> <td style="text-align: right;">54機</td> </tr> <tr> <td>KC-135空中給油機</td> <td style="text-align: right;">15機</td> </tr> <tr> <td>E-3空中早期警戒管制機</td> <td style="text-align: right;">2機</td> </tr> <tr> <td>HH-60Gパイプホーク救難機 ※令和2年3月末現在</td> <td style="text-align: right;">10機</td> </tr> <tr> <td>MC-130特殊作戦機 ※平成31年3月末現在</td> <td style="text-align: right;">10機</td> </tr> <tr> <td>P-3Cオライオン対潜哨戒機、EP-3電子偵察機</td> <td style="text-align: right;">8機</td> </tr> <tr> <td>P-8Aポセイドン対潜哨戒機</td> <td style="text-align: right;">6機</td> </tr> <tr> <td>UC-12軽輸送機 ※平成29年3月末現在</td> <td style="text-align: right;">2機</td> </tr> </table>	F-15イーグル戦闘機	54機	KC-135空中給油機	15機	E-3空中早期警戒管制機	2機	HH-60Gパイプホーク救難機 ※令和2年3月末現在	10機	MC-130特殊作戦機 ※平成31年3月末現在	10機	P-3Cオライオン対潜哨戒機、EP-3電子偵察機	8機	P-8Aポセイドン対潜哨戒機	6機	UC-12軽輸送機 ※平成29年3月末現在	2機
F-15イーグル戦闘機	54機																
KC-135空中給油機	15機																
E-3空中早期警戒管制機	2機																
HH-60Gパイプホーク救難機 ※令和2年3月末現在	10機																
MC-130特殊作戦機 ※平成31年3月末現在	10機																
P-3Cオライオン対潜哨戒機、EP-3電子偵察機	8機																
P-8Aポセイドン対潜哨戒機	6機																
UC-12軽輸送機 ※平成29年3月末現在	2機																
嘉手納弾薬庫地区																	
面積	26.58km ² （嘉手納町域3.48km ² ）																
地主数	5,271人（嘉手納町域209人）																
年間賃借料	12,564百万円（嘉手納町域1,492百万円）																
主要工作物等	管理事務所、家族住宅、弾薬貯蔵庫、哨舎、予備発電機室、給油所、ポンプ室、消防署、その他																
陸軍貯油施設																	
面積	1.28km ² （嘉手納町域0.13km ² ）																
地主数	1,020人（嘉手納町域107人）																
年間賃借料	1,518百万円（嘉手納町域206百万円）																
主要工作物等	管理事務所、倉庫、ポンプ室、警護所、送油管、燃料貯油所、廃油槽、消化施設、その他																

資料：「嘉手納町と基地」（令和3年3月末現在）

資料編

3. 過去における災害状況及び各種災害出動（活動）件数

① 消防本部調査（平成12年～16年）

年月日	災害種別	被害概要	備考	
平成12年	1月29日	漏水	嘉手納町300番地	
	2月27日	その他	コンロの消し忘れ	
	2月27日	その他	原野	屋良城跡公園内
	5月7日	火災	船舶	嘉手納マリーナ境界
	6月20日	その他	火入れ	千貫田津波古商店前
	7月29日	火災応援出動	放水無し	ラッキーランドリー
	9月12日	台風14号	シャッターが飛びそう	アメリカンホテル2階
	9月13日	落石		嘉手納漁港北側
	9月16日	水難事故		海浜公園南側
	11月9日	冠水		第3保育所
	12月12日	車両転落事故		ハンビータウン近くの川
	12月26日	車両火災		嘉手納運動競技場近く
平成13年	1月8日	その他	下水道からの異臭	
	2月25日	その他	火入れ（焚き火）	
	9月7日	台風16号	倉庫の壁剥がれ固定	
	//	//	水タンク固定	
	//	//	路上に倒木	
	//	//	クーラー室外機落下	
	//	//	車庫が飛び出そう	
	9月11日		瓦の破損	
	9月18日	その他	火入れ	
	12月7日	その他	火入れ	
	//	その他	油流出	嘉手納マリーナ入り口付近
	平成14年	3月17日	その他	ハブ捕獲
4月14日		その他	アニマル救助	
6月21日		その他	ハチ駆除	
7月3日		台風5号	トタン固定	
7月4日		//	トタン固定	
7月10日		その他	ボートが浮いている	
7月15日			ガラス割れ雨漏り	
8月23日		原野火災		
8月30日			電柱から火花	
9月4日		風水害	シャッターが落下しそう	
9月5日		台風16号	玄関先まで冠水	
//		//	敷地内への冠水	
//		//	シャッター破損	
//		//	ビルの窓ガラス破損	
//		//	トタンの飛散恐れ	
//		//	屋上への冠水	
9月7日		風水害		
//		不発弾処理		
9月8日		台風16号	アパート水漏れ	
11月18日	交通救助			

資料編

年月日	災害種別	被害概要	備考
平成15年	2月6日	その他	ガス漏れ警報機作動
	3月22日	その他	ガス漏れ警報機作動
	4月11日		マンホールから水溢れ
	5月10日	その他	異様な音がする
	6月1日		ハチ駆除
	7月31日	その他	漏電
	8月7日	台風10号	比謝川流域水位増水警戒
	//	//	資材・トタンの飛散
	8月8日	//	防水シート飛散除去
	8月9日	//	スナックの看板固定
	12月24日		悪臭
	平成16年	1月1日	
4月1日			解体現場足場が倒れそう
6月20日		台風6号	水タンク固定
8月17日		台風15号	道路に倒木
9月4日		台風18号	ビニールハウス飛散
10月19日		台風23号	トタンが飛びそう
//		//	ビデオレンタル店看板落下
//		//	県営団地物置の蓋が飛散
//		//	木の上にトタンが飛散
12月4日			強風でトタンが飛びそう
12月10日		水難事故	漁船が座礁して沈みそう
12月12日			漁船が座礁しオイル流出

② 消防本部調査（平成17年～20年）

災害種別名	発生場所	発知日時			各種別名	災害概要/事故概要	
		年	月	日			
火災	字久得	平成	17	4	9	建物	比謝川の里老人ホーム、倉庫（プレハブ）の中の使用済みのバスタオル及びシーツから煙及び炎が噴出。消火器3本と水道水を使用し消火。
火災	字嘉手納	平成	17	6	3	車両	車両エンジン始動後にフロント部分から発火。消火器9本使用し消火。
風水害	字嘉手納	平成	17	6	17	豪雨	県道74号線、ニライ消防本部よりロータリー向け200メートル付近の道路が40cmほど冠水。乗用車水没でエンスト。
風水害	字屋良	平成	17	6	17	豪雨	車両冠水（自力脱出）。排水溝のゴミ除去で道路の水が引く。
火災	字屋良	平成	17	8	16	林野	失火（野焼き）により延焼中消失面積90㎡
火災	字水釜	平成	17	9	10	その他	1階平屋鉄筋コンクリート造の敷地内庭先で衣類等が燃えている状況。4㎡燃えたが、延焼拡大のおそれはなかった
火災	字水釜	平成	17	10	17	建物	屋外設置のボイラーから爆発音と共に火災が発生。ボイラーとその付近、煙・火炎等なし。
火災	字水釜	平成	17	11	3	その他	住宅外林の火入れ（枯葉）で煙発生。
火災	字嘉手納	平成	18	3	9	車両	フロントエンジン部から炎40mmに、ディアルマチックノズルで消火。1分足らずで鎮圧、鎮火。200L使用。けが人なし。
火災	字水釜	平成	18	6	14	その他	車庫内で建物への洗浄機エンジンを始動したら、爆発が起こり車庫のブロック壁を焦がす。洗浄機が燃え出したが水道のホースで消火。
風水害	字嘉手納	平成	18	7	8	台風	敷地の境界を分けて有るトタンの塀（高さ2m、長さ4m位）が突風で倒れる。
風水害	字嘉手納	平成	18	7	9	台風	直径15センチ×長さ4メートル程の街路樹の枝が強風で折れ、歩道の上に落ちていた。
火災	字嘉手納	平成	18	7	30	その他	墓掃除（草刈）で線香に火をつけた新聞紙の残り火が枯れ草に引火。少量の枯れ草及び青草がくすぶった状態。
火災	水釜	平成	18	7	31	建物	居酒屋の看板を撤去中にガスバーナーで鉄足部を切断中に火花がプラスチック部分に飛び火し炎上。約30×30cmの炎が看板内部から噴出。

資料編

災害種別名	発生場所	発知日時			各種別名	災害概要/事故概要
		年	月	日		
火災	字嘉手納	平成	18	7 30	その他	墓掃除中(草刈)、線香に火をつけた新聞紙の残り火が枯れ草に引火。少量の枯れ草及び青草がくすぶった状況。
火災	字嘉手納	平成	18	8 30	建物	油鍋に火をつけっぱなしで煙が充満し、慌てて水をかけると火が勢いよく燃えた。鍋に足ふきマットをかぶせ消火。
風水害	字水釜	平成	18	9 16	台風	強風で外壁のタイルが一部はがれる。
火災	字屋良	平成	18	9 19	建物	住宅台所で油鍋から炎が上がっており、ガスコンロの火を消し炎が弱くなるのを待つ。消防に通報し、濡れタオルで油鍋を覆うよう指導を受け消火。
火災	字屋良	平成	18	9 19	建物	てんぷら鍋
火災	字屋良	平成	18	10 21	その他	畑の中で枯れ草を燃やしていた。
火災	字屋良	平成	18	12 21	その他	敷地内に置かれて居るドラム缶で衣類を燃やし、中から炎が上がっている。
火災	字嘉手納	平成	19	2 6	その他	建物3階のボイラー室に設置されているボイラー本体が燃え、水道管が破裂して水が漏れていた。
火災	字水釜	平成	19	2 10	建物	防火構造4階建て共同住宅で3階居間から出火し押入れの襖及び換気扇が燃焼。居住者1名が死亡
火災	字水釜	平成	19	4 14	その他	嘉手納警察署より、水釜付近で火災の通報で出動。(警察官が消火済み。)
火災	字兼久	平成	19	7 8	林野	国道58号線(ローソンネーブルカテナ店付近)を走行中の車両(計3台)が歩道沿いの草木が燃えているのを発見。燃焼範囲は約1m平米の大きさ。
風水害	字水釜	平成	19	7 14	豪雨	工場に国道からの雨水が流入し、冠水。
風水害	嘉手納町	平成	19	7 17	風水害 その他	国道上下車線ともに全面激流状態。四輪車両約10台すべてに乗車員あり、自走可能な車両は後退避難させる。最も激流地点(水深約80cm)に取り残された二輪車の運転手を発見。
風水害	字屋良	平成	19	7 13	豪雨	車庫のトタン屋根、約(5m×10m)が、ブロック塀と共に崩落、1箇所ですまり風でフラフラしている状態。
風水害	字兼久	平成	19	7 17	豪雨	国道58号線、冠水し現場にて作業中、現場付近で軽乗用車のドアに足を挟まれているとの指令あり。指令時、道路の冠水は緩和し車両通行可。
風水害	字兼久	平成	19	8 11	風水害 その他	国道58号線誘導灯付近冠水している。国道58号線両車線とも冠水の為、通過できない状態。
火災	字水釜	平成	19	8 15	その他	住宅外付用ガス湯沸し器から火が噴出していたとの事。(現着時、火は見えませんが臭い有り)
火災	字嘉手納	平成	19	9 17	その他	分電盤からジージーという音が鳴り、焦げ臭いがする。
火災	字屋良	平成	19	9 28	車両	修理工場に故障車両を牽引し、搬送中に故障車両の前輪左側から煙と炎が発生
火災	字兼久	平成	19	10 27	その他	ローソンネーブルカテナ店と嘉手納マリーナ間の原野火災。国道58号線側約25㎡、マリーナ側約16㎡、約1mの火炎を上げ燃えている
火災	字屋良	平成	19	10 28	その他	自宅庭先で200ℓドラム缶の蓋をアセチレンガスで切断中に缶の中に少量残っていた燃料に燃え移り炎が出た。
火災	字屋良	平成	19	10 31	枯草	黙認耕作地(畑)敷地内でドラム缶に枯草等を入れ焼却し、黒煙と炎がでた
火災	字兼久	平成	19	5 12	その他	ゴミを燃やしていたが、火の勢いが強くなり、隣の建物(ネーブル嘉手納)にも飛び火しそうだと火災通報。
火災	字兼久	平成	19	6 10	林野	嘉手納マリーナ近く、国道58号線道路脇の原野が5m×3mの範囲で燃えて
火災	字嘉手納	平成	19	6 17	建物	
火災	字水釜	平成	20	3 10	建物	鍋を焦がして発火。タオルでの消火が不可能で、消火器を使用し消火。
火災	字屋良	平成	20	4 4	車両	
火災	字水釜	平成	20	4 19	その他	レンジ内から煙が噴出し通報。
火災	字兼久	平成	20	7 13	車両	
火災	字屋良	平成	20	8 8	建物	くす箱あたりから火が燃え、3階建て建物から火炎と煙が噴出。逃げ遅れから火点階要救助者の検索救助。
火災	字屋良	平成	20	8 18	その他	住宅庭一角で、木の枝や葉を燃やした。(0.5㎡ぐらいの範囲)
火災	字水釜	平成	20	11 19	建物	県営嘉手納高層団地3階階段の転落防止柵内で爆発音がし、柵内に散乱していたCD、ビデオテープ、チリが延焼する(1㎡)。
火災	字東	平成	20	11 21	その他	知花向け県道74号線誘導灯付近から、東側約2km付近で白い煙が確認。嘉手納基地消防より通報。
火災	字嘉手納	平成	20	12 24	建物	鍋の空炊きでシンク内に移し水道水で消火。

※ 統括署所：嘉手納消防署

資料編

③ 消防本部調査（平成21年～25年3月末）

災害種別	発生場所	(年)	(月)	(日)	各種別名	災害概要／事故概要
救助	字兼久	21	6	18	その他の事故	防波堤から誤って海へ転落する。
救助	嘉手納町	21	8	3	水難事故	友人らとシュノーケリング中に、水深の変化から精神的不安に陥り、更には肉体的疲労も加わったため海上で動けなくなり、友人に救助を依頼する。
警戒・その他	字屋良	21	8	11	その他の警戒	新築基礎工事中、不発弾から煙が出たとの通報。
救助	字嘉手納	21	12	13	その他の事故	ビルベランダから飛び降りようとしているとの、嘉手納警察署からの通報。
救助	字兼久	22	2	15	水難事故	誘導灯付近の沖合い約400m地点(リーフと沖合いの境)でヨットが座礁して航行できない状態。乗組員2名。
救助	字屋良	22	3	28	水難事故	嘉手納町屋良、屋良城跡公園内を流れる比謝川にて、男性の遺体で発見された事案。
風水害	字久得	22	5	16	風水害その他	嘉手納葬祭場裏南側、建物基礎より最も近い場所で約2m付近から、幅約30m、高さ3m、長さ30mで土砂が崩れ、電柱根元が露出し、傾いている状態。
救助	水釜6丁目	22	6	16	水難事故	父親と車両に乗り、水釜護岸沿いを走行していた。停車の際に突然車を飛びだし、海に飛び込んだ。
風水害	町字嘉手納	22	7	1	風水害その他	道路脇の側溝の蓋が外れて危険なため、付近住民により、出動要請に至ったもの。
救助	水釜6丁目	22	7	4	水難事故	20代男性。お酒を飲んでいて人が海に飛び込んだ。溺れているように見える。
警戒・その他	字久得	22	9	16	その他の警戒	昨日、焼却炉からの排水を溜める汚水槽の蓋を開けると、硫化水素測定器のアラームが鳴った。本日も硫化水素の様な臭いがするため、濃度を測定して欲しいとの事。
救助	字兼久	22	9	25	水難事故	船が座礁しているとの通報で出動。さんご礁に座礁。乗員9名。
風水害	字水釜	22	10	28	台風	民家の軒のトタンが、台風による強風にあおられ、飛びそう状態。
風水害	字水釜	22	10	28	台風	台風14号で暴風警報発令中(10時20分)。現場は県営高層住宅1号棟北側の駐車場。フェンスを倒した状態で樹木(モクマオ高さ約6m×太さ50cm)が倒れていた。
警戒・その他	字久得	22	11	6	その他出動	中央制御室からモニタリング中に粉碎機より灰色のガスらしきのが出た後に爆発したような発火(通報者談)。爆風よけ窓(約縦20cm×約横30cm)が開放の状態で大窓は留め金に変形し1本は外れていた。
風水害	字嘉手納	23	5	28	台風	建物シャッター及びガラスが破損しシャッターが吹き飛ばされそうな状態が続いているとの通報内容。
風水害	字水釜	23	5	28	台風	向かいのシャッターがぶらぶらしているとの通報で出動する。
風水害	水釜6丁目	23	5	28	台風	寝室の窓ガラス1枚(上部)破損し、雨風が進入している。
風水害	字水釜	23	5	28	台風	電柱上部の電線より火花が出ている状況。
風水害	字嘉手納	23	5	28	台風	電柱から住宅への電力引込み線(三線)から火花がでて電線の被覆及び電線が焼損したものの。
風水害	字水釜	23	5	28	台風	道路にタンクが落ちていているという事で出動する。
風水害	字屋良	23	5	28	台風	電線にブルーシートが絡まり、火花が出ているとの通報で出動する。
風水害	字嘉手納	23	5	28	台風	シャッターとドアが飛びそうとの通報で出動する。
風水害	字嘉手納	23	5	28	台風	シャッターが飛びそうとの通報で出動する。
風水害	字嘉手納	23	5	28	台風	電線から火花が出ているとの通報で出動する。
風水害	水釜6丁目	23	5	28	台風	帰署途中において、シャッターが強風にあおられて、不安定な状態にあるのを現認する。
風水害	字屋良	23	5	29	台風	車が流れてきて、道をふさいで危険との通報を受け出動する。
風水害	字水釜	23	5	29	台風	電線がバチバチ漏電しており、現場確認してほしいとの事で出動する。
風水害	字嘉手納	23	5	29	台風	台風の暴風にて戸が倒れて出入りできないとの通報で出動する。
風水害	字嘉手納	23	5	30	台風	電線がぶら下がりが危険だが、電力に連絡つかない為、消防で応急処置してほしいとの通報にて出動。
救助	字兼久	23	8	3	水難事故	散歩中の男性が4名のサーファーを確認するが途中で見えなくなったとの通報で41号車出動。
風水害	字水釜	23	8	5	台風	車庫の屋根が飛びそうとの通報で出場。
風水害	字嘉手納	23	8	5	台風	シャッターが破損しているとの通報で出動する。
風水害	字嘉手納	23	8	5	台風	シャッターが外れ、危険な状態を帰署途上に現認する。
風水害	字嘉手納	23	8	5	台風	帰署途中、外れそうなシャッターがあるのを現認する。
風水害	字屋良	23	8	5	台風	自宅車庫のトタン屋根の一部が剥がれ、飛散しそうな状況。
風水害	字水釜	23	8	5	台風	警報器が吹鳴している状況。
風水害	字嘉手納	23	8	5	台風	トタンが取れそうとの事で出動する。
風水害	字屋良	23	8	5	台風	屋良の排所敷地内にあるプレハブ建物が半壊状態になり、暴風により飛ばされそうになっていたもの。
風水害	字嘉手納	23	8	5	台風	空き家のトタンが、飛びそうになっているとの通報で嘉手納4号出動する。
風水害	字水釜	23	8	5	台風	車庫のトタンが飛びそうとの通報を受け、出動する。
風水害	字水釜	23	8	5	台風	自宅裏側のトタン屋根がバタバタしており、今にも飛びそうとの事で119通報となる。
風水害	字水釜	23	8	5	台風	玄関前のトタンが飛びそうとの通報で出場。
風水害	字嘉手納	23	8	5	台風	帰署途上に、店舗シャッターが開き、不安定な状態を現認する。
風水害	字水釜	23	8	5	台風	自宅裏のドアが蝶番部分から外れて風に飛ばされそうな状態。
風水害	字嘉手納	23	8	5	台風	LPガスボンベの上部にある隣家(空家)の電力線引込み線にショート痕あり。暴風により引込み線が短絡したと思われる。
風水害	字水釜	23	8	5	台風	嘉手納町漁業組合裏の崖崩れにより倒木が町道を塞ぎ通行不可の状態。なお、倒木が駐車していた1台の乗用車の上に覆い被さっている状況。

資料編

災害種別	発生場所	(年)	(月)	(日)	各種別名	災害概要／事故概要
風水害	字嘉手納	23	8	6	風水害その他	比謝川氾濫の恐れがあり警戒活動。
風水害	字水釜	23	8	6	台風	ガスボンベが転倒して危険な状態との通報により出動する。
風水害	水釜6丁目	23	8	6	台風	車庫の鉄製の門が暴風でレールから外れ飛ばされそうな状況。
風水害	字屋良	23	8	6	台風	道路の冠水により独居老人宅の玄関から浸水しているとの民生員からの間接的な通報。独居老人宅前の道路の排水溝に草木がつまり敷地内も冠水し床下浸水している状態。
風水害	字屋良	23	8	6	台風	帰署途中にトタンが飛びそうになっているのを現認する。
救助	字水釜	23	8	11	水難事故	パドルボードで遊んでいるのを助けを求めていると勘違いされた模様。
救助	字水釜	23	11	15	水難事故	水釜の海岸沿いにある堤防の上に寝ていたところ海側に転落し負傷。
救助	字嘉手納	24	2	7	水難事故	屋良城跡公園から比謝川河口に向けて人が流されている。
警戒・その他	字嘉手納	24	5	13	その他出動	災害点住宅の敷地内で煙が出ているとの通報あり出動する。
救助	字兼久	24	7	22	水難事故	男女2名でシュノーケリングを行った後、女性は先に陸上上がり男性を探すと見えなくなっていた為、通報したとのこと。男性は、水深3 ^{メートル} 、遠深度2 ^{メートル} 、透明度1.5 ^{メートル} 程度の海底にうつ伏せの状態で見つかるのを潜水隊によって発見する。
風水害	字嘉手納	24	8	5	台風	鉄角パイプで薄鉄板が張られたスライド式の車庫の扉の取り付け部分が風により破損。その際に扉が外れ、車道にはみ出した状態で倒れており、交通に支障がある状況。現着時には、住居人によりタイヤやブロックをその扉の上に乗せ、風で飛ばされないように固定している状況。
風水害	字屋良	24	8	6	台風	車道に約5mの木が倒れ、一部の通行を妨げている。
救助	字兼久	24	8	8	水難事故	嘉手納海浜公園の嘉手納マリナー側護岸に待機していた通報者と接触する。海況は波の高さが約3から4m。要救助者は沖合い約300m付近で何かにつかまり漂っていた。
風水害	字嘉手納	24	8	25	台風	住宅のひさしの錆びついたトタンが、老朽化して垂れ下がり強風が吹いたら飛びそうな状態、屋根も瓦が崩れている状態で、強風で剥がれ落ちる恐れあり。住人は不在で、隣の住人が不安を感じ通報した事案
風水害	字水釜	24	8	25	風水害その他	嘉手納町第三保育所の屋根に設置されているテレビアンテナの支柱が錆のため折れ、アンテナがケーブル線に支えられ下がった状態、強風で飛ばされる恐れがあるため、近所に住む住人が通報した事案
風水害	字嘉手納	24	8	26	台風	ビル(3階建て)の壁に取り付けられている水道管(直径3cm×約10m)が折れて、電力線に乗りかかっている状態。また、使用していない電力線をカバーしているパイプ(約10m)についてもビルから外れて垂れ下がっている状態。
風水害	字嘉手納	24	8	26	台風	家主による台風対策の際に瓦屋根が崩れたとのことで、ビニールシートで覆っている状態であった。今後の暴風で瓦が飛ぶ恐れがある為、緊急処置が必要と判断する。
風水害	字嘉手納	24	8	26	台風	自宅敷地内にあるプレハブのドアが台風で飛びそう。
風水害	字水釜	24	8	26	台風	台風対策を施してある、洗濯干し場のトタンが飛びそう。との通報内容。
風水害	字水釜	24	8	26	台風	台風対策を施した、洗濯干し場のトタンが飛びそう。との通報内容。
風水害	字嘉手納	24	8	27	台風	居酒屋でつち亭のシャッターが台風の影響でめくれた模様。
風水害	字屋良	24	8	27	台風	屋良小学校グラウンドにある野球のベンチが道路側に飛散している。
風水害	字水釜	24	8	27	台風	高さ約5 ^{メートル} に設置されている給油機本体カバーが風にあおられて吹き飛ばされそうな状態。
風水害	字嘉手納	24	9	15	台風	現着時、息子(身体に障害あり)が、プレハブ小屋のドア(老朽化してガタついている)をベニヤ板で塞ごうとしていた。屋根は破損の恐れなし、地面に接地している鉄骨部分はボルト締めされているが、ワイヤーで固定されていない状態
風水害	字水釜	24	9	16	台風	老朽化した倉庫の屋根のトタンの一部が、強風にあおられバタバタしている状態で、隣の住宅の住民が危険を感じ通報した事案
風水害	字水釜	24	9	28	風水害その他	販売店用シャッター収納庫の鉄板がはがれ、強風で飛びそうな状況。
風水害	字水釜	24	9	29	台風	道路横の店舗にあるプロパンガスボンベが、台風による強風により倒れ、道に転がったもの。
風水害	字水釜	24	9	29	台風	台風による強風で1階店舗のシャッターが破損し、窓ガラスも割れた事案。
風水害	字嘉手納	24	9	29	台風	アパート8階の廊下にある消火栓の扉が、強風で吹き飛び、中に入った40mmホースが飛び出して階下に垂れ下がり、6階のドアなどに当たって危険との事で通報。
風水害	字嘉手納	24	9	29	台風	美浜火災事案から帰署途中、前方を走っていたニライ嘉手納1が、店舗のトタンが飛びそうになっていることを確認する。その後方に走っていた自隊が処理作業を行う。
風水害	字水釜	24	9	29	台風	強風で、車庫のトタン屋根が少しめくれ上がり、バタバタしている。
風水害	字嘉手納	24	9	29	台風	トタンが飛びそうとのことで出動する。
風水害	字屋良	24	9	29	風水害その他	電線から火花がでている。
風水害	字嘉手納	24	9	29	台風	火災のベルが鳴っているとのことで消防車両を要請。現着後、自動火災報知機の鳴動を確認。煙等は確認できず。現着後すぐに大家と接触し、作業を開始する。
風水害	字嘉手納	24	9	29	台風	暴風で切れた電線が地面について、煙が出ている。危険なので処理して欲しいとのことで消防を要請。
風水害	字水釜	24	9	29	台風	看板が強風に煽られて、支柱が折れて道路側に傾き飛びそうになっていた。
風水害	字屋良	24	9	29	台風	家の駐車場の門が道路反対側の住宅の前まで飛んだ。
風水害	字屋良	24	9	29	台風	強風により寝室の窓ガラスが割れた。

資料編

災害種別	発生場所	(年)	(月)	(日)	各種別名	災害概要／事故概要
風水害	字屋良	24	9	29	台風	家の西側に設置してあるトタン屋根が隣の家の駐車場に停めてある乗用車のフロントガラスを割って隣の敷地内に落ちた。
風水害	字水釜	24	9	29	台風	消防に有線にて木が倒れたとの通報を行ったが再度、要請を行う為に消防本部に駆け込みで要請を行った。高さ約3mの木が根元から隣のアパート側に倒れて、ブロック塀を越えて枝がはみ出している。
風水害	字嘉手納	24	9	29	台風	台風の影響で飛んできたトタン屋根(4m×8m)が道路を塞いでいる。
風水害	字嘉手納	24	9	29	台風	台風の影響により大きな木材等が窓に突き刺さりガラスが割れている。
風水害	字水釜	24	9	29	台風	風に煽られた軽自動車が団地駐車場のフェンスを倒し、崖に落ちかかっている状態。
風水害	字屋良	24	9	29	台風	独居老人のお宅で、台風により窓ガラスが割れている。安心センターより安否確認の要請。
風水害	字嘉手納	24	9	29	台風	別事案内後、帰省途上にトタン屋根(3M×5M)が飛ばされているのを現認する。場所はキャンピング前の県道中央。放置すると、交通事故の原因になる恐れあり指令課連絡し処理にあたる。
風水害	字屋良	24	9	29	台風	台風17号の暴風域を脱したあとに、通報者が外に出ると、向かいの家の電気の引込み線からチカチカと火花のようなものが出てるとの事で通報。
風水害	字兼久	24	9	30	台風	電力線を固定している金具が外れ、危険なので処理して欲しいとのことで消防を要請。
風水害	字屋良	24	9	30	台風	通報者が夜中目を覚ますと、自宅からロクト整形のあたりにフラッシュの様な光がピカピカしていたとの事で通報。
救助	水釜6丁目	24	10	7	その他の事故	テラポットのすきまに女性が落ちているとの通報で嘉手納41号出動する。
救助	水釜6丁目	25	2	24	水難事故	海岸(陸から約200m)水深約4mに沈んでいる男性を水泳の訓練をしていた2名の男性が発見する。

資料：ニライ消防本部

④ 火災発生状況（平成30年～令和4年12月末）

発生場所	覚知日時	種別	概要
字久得	平成30年1月16日	建物火災	ゴミ処理施設にて焼却後の灰が、消火不十分の状態であって灰バンカに搬入され、出火した火災である。通常焼却後の灰は、コンベヤで移動中に消火され灰バンカに搬入される。
字水釜	平成30年3月19日	建物火災	自宅内にある倉庫が燃えている 延焼拡大のおそれあり ホースで初期消火中 ケガ人逃げ遅れ無し。物置上段に収容している電気工具(タッカー)のバッテリーから出火した火災。
字屋良	平成30年5月3日	車両火災	出火車両の所有者が、車内で休憩中、エアコンの噴出し口から白煙が出ているのを発見し、自分の携帯電話で119番通報した。路上に停車中の車両から出火し普通乗用車1台を全焼したものである。出火概要は、車両所有者が16時40分頃、助手席側エアコン噴出し口から白煙が出ているのを発見したもので、この火災の死傷者なし。
字久得	平成30年6月11日	建物火災	ごみを攪拌作業中、ごみから出火しているのを従業員が発見し、通報した事案。耐火造5階建てごみ集客所内にある、ごみを収集するピット内のごみが何らかの原因で出火したものである。
字嘉手納	平成30年12月12日	車両火災	牽引されている車両が、国道58号線防衛局付近でブレーキの効きが悪くなり、発生現場手前からサイドブレーキを使用し車両停止をする。停止後、運転席側車輪から炎と煙を確認し消防へ通報する(運転手談)。沖縄市登川付近からニューラッキーランドリーの敷地内へ廃棄車両を牽引中に、廃棄車両の左右前輪付近から白煙が発生し、その後出火したものである。
字嘉手納	平成31年1月14日	建物火災	木造瓦屋根平屋建て専用住宅の台所の床のなんらかの物に着火し、台所内の可燃物から床面、内壁及び天井裏へと延焼し、他3棟を類焼した火災。発火源としてガステーブル、ライター等が考えられるが推測の域を超えきれず不明である。
水釜6丁目	令和元年5月4日	建物火災	アパートの居住者が、リビングでテレビゲームをしている際に、寝室からパチッと音がして焦げ臭いにおい気づき、寝室から出火しているところを現認した建物火災。耐火構造4階建て、(鉄筋コンクリートブロック)4階402号室から出火し、延床面積約829.44平方メートル(402号室床面積103.68平方メートル)のうち約77.76平方メートルを焼損したものである。
字水釜	令和元年9月29日	その他の火災	油鍋に火を掛けていたが、数分間その場を離れてしまい、気がついた時には、炎が上がっていた。
米軍嘉手納基地	令和2年6月25日	建物火災	米軍嘉手納基地の中央部、飛行場の南側に位置する危険物取扱施設で発生、この火災での死者なし。その他詳細不明。

資 料 編

発生場所	覚知日時	種別	概要
字久得	令和2年7月8日	建物火災	この火災は耐火造地下1階地上4階建てごみピット内にあるごみが何らかの原因で出火したものである。火炎がごみピット内4m付近まであったとのこと(通報者談)。
字水釜	令和2年8月29日	車両火災	近隣住民が爆発音を聞いたあと、外に出て確認すると、1台の車両のエンジンルーム付近から煙が出ているところを発見し、119要請する。
字水釜	令和3年4月19日	建物火災	2階建て建物の1階住居部分の寝室から出火し、1階床面積118.10平方メートルのうち41.02平方メートルを焼損した火災で、類焼建物なし。この火災による死傷者なし。
字嘉手納	令和3年7月19日	建物火災	災害点の1階部分の事務所から出火し、建物1階床面積254平方メートルのうち21平方メートルを焼損した火災で、類焼建物なし。この火災による死傷者なし。
字水釜	令和4年4月17日	建物火災	住人が12時30分頃に油鍋に火をかけた。約5分後に確認すると、約1m～1.5mの炎があがっていたため、濡れタオル及び消火器で初期消火後に119番した事案。10階建て共同住宅の1階部分1室(102号室)の台所から出火し、1室床面積56.1平方メートルのうち1平方メートルを焼損した火災で類焼建物なし。またこの火災による死傷者なし。
字嘉手納	令和4年10月4日	その他の火災	嘉手納中学校体育館南側のフェンス沿いの雑草が約10㎡焼損した火災。

資料: ニライ消防本部

資料編

⑤ 年別火災出動件数

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
建物	3	2	2	2	1
林野	0	0	0	0	0
車両	2	0	1	0	0
その他	0	1	0	0	1

⑥ 年別風水害出動件数

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
台風	45	1	5	3	2
豪雨	0	0	0	0	0
洪水	0	0	0	0	0
高潮	0	0	0	0	0
地震	0	0	0	0	0
津波	0	0	0	0	0
風水害その他	0	2	0	0	0

⑦ 年別事故種別救助活動件数

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
火災	0	0	0	0	0
交通事故	0	0	0	1	1
水難事故	1	1	1	2	0
風水害等 自然災害	0	0	0	0	0
機械等による 事故	1	0	0	0	0
建物等による 事故	2	1	4	1	1
ガス及び 酸素欠乏	0	0	0	0	0
爆発事故	0	0	0	0	0
その他の事故	1	1	1	3	1

資料編

⑧ 警戒その他出動件数

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
火入れ警戒	7	3	3	7	6
救急応援	22	19	15	13	21
事故応援	35	29	29	29	33
その他警戒出動	25	6	6	10	15

⑨ 基地災害

年月日	災害種	被害概要	
昭和36年（1961年）10月31日	飛行機墜落事故	千貫田	
昭和37年（1962年）12月20日	墜落事故（KB給油機）	死者2名 負傷8名 住宅3棟全焼	
昭和39年（1964年）10月2日	墜落事故（ジェット機）	北谷砂辺海岸	
昭和41年（1966年）5月19日	墜落事故（KC空中給油機）	死者1名	
昭和42年（1967年）5月4日	井戸汚染	屋良地区	
昭和43年（1968年）	1月8日	重油流出	千貫田一帯の下水
	1月11日	油流出	嘉手納小学校（現屋良小学校）東側溝
	1月12日	ガソリン流出	屋良ヒージャー川沿い
	11月19日	墜落事故（B52）	重軽傷者16名 住宅等の被害365件
昭和55年（1980年）2月27日	油流出	大興建設南側排水溝	
昭和56年（1981年）3月15日	油流出	大興建設南側排水溝	
昭和61年（1986年）11月19日	油流出（基地内より）	比謝川電気資材置場東側排水溝	
昭和62年（1987年）5月19日	墜落事故（F15戦闘機）	沖縄本島東海上	
平成元年（1989年）3月14日	墜落事故（HH-3ヘリコプター）	乗員2人救助残り3人は行方不明	
平成5年（1993年）9月1日	滑走路を移動中事故 （HH-3型救難ヘリコプター）	兵士1人死亡、4人重軽傷	
平成6年（1994年）4月4日	墜落し爆発（F15戦闘機）	パイロットは脱出	
平成7年（1995年）10月18日	墜落事故（F15戦闘機）	沖縄本島南海上	
平成9年（1997年）5月30日	F15戦闘機が離陸直後、風防ガラスがはずれ落下	被害なし	
平成11年（1999年）6月4日	墜落炎上（AV-8Vハリアー戦闘機）	パイロットは脱出	
平成14年（2002年）8月21日	墜落事故（F15戦闘機）	沖縄本島東沖合	
平成18年（2006年）	1月17日	墜落事故（F15戦闘機）	沖縄本島東沖合
	8月25日	落下事故（照明弾）	陸軍貯油施設内へ落下
平成20年（2008年）10月24日	墜落事故（嘉手納エアロクラブ所属セスナ機C-172）	名護市真喜屋のサトウキビ畑に墜落	

資料編

【消防関連等】

〈消防車両〉

令和3年3月31日現在

所属	名称	登録番号	登録年月	車両 メーカー	無線識別信号	備考
嘉手納署	広報車	沖縄830 そ 119	平成11年7月	トヨタ	かでなよぼう1	
	防災活動車	沖縄880 あ 1209	平成25年2月	日産	かでなだん2	軽自動車
	事務用車両	沖縄480 た 9780	平成29年7月	ダイハツ		軽自動車
	指揮車	沖縄800 す 1988	平成21年2月	トヨタ	かでなけいぼう1	
	司令車	沖縄800 す 3562	平成23年2月	日産	かでなしれい1	
	水槽付ポンプ車	沖縄800 は 1004	平成21年2月	いすゞ	かでなぽんぷ1	2,000ℓ
	消防ポンプ自動車	沖縄800 す 2783	平成22年2月	いすゞ	かでなぽんぷ2	700ℓ
	消防ポンプ自動車	沖縄800 す 6652	平成27年2月	いすゞ	かでなだん1	貸与車両
	指揮車	沖縄830 さ 2910	平成29年11月	トヨタ	かでなしき1	
	梯子付きポンプ自動車	沖縄830 さ 2712	平成27年12月	日野	かでなはしご1	
	けん引車	沖縄800 す 3022	平成19年5月	トヨタ	かでなせきさい1	
	救助工作車	沖縄830 さ 2702	平成27年2月	日野	かでなきゅうじょ1	Ⅲ型
	救急車	沖縄830 つ 1810	平成30年10月	トヨタ	かでなきゅうきゅう1	高規格
	救急車	沖縄830 さ 2710	平成27年10月	トヨタ	かでなきゅうきゅう2	高規格

資料編

〈ニライ消防本部消防資機材一覧〉

嘉手納消防署(救助工作車)

使用用途	資器材名
切断器具	小型油圧資器材(カッター・スプレッダー) 油圧カッター 油圧スプレッダー 油圧ペダルカッター 鉄線カッター 活線カッター グラスマスター のこぎり チェーンソー エンジンカッター 酸素切断器 エアソー サーキュラソー レシプロソー(コード式) レシプロソー(バッテリー式)
破壊器具	とび口 金てこ パール ウインドーポンチ 斧(救助用) 木製ハンマー 鉄製ハンマー つるはし 携帯用コンクリート破壊器具 削岩機 ハンマードリル(コード式) ハンマードリル(バッテリー式)
重量物排除器	油圧プランジャーラム マット型空気ジャッキ式
避難器具	空気式救助マット 緩降機 ワイヤーはしご
照明器具	携帯投光器 可搬式投光器
測定器具	有毒ガス測定器 検電器
固定器具	ラムサポート ステップチョーク 車輪止め 各種クリブ
安全帯	安全帯 フルボディーハーネス(グリオンを含む)
救急関係器具	応急処置バック ネックカラー(大・小) 救急用手袋 救急用マスク
高度資器材	画像探索装置Ⅰ型 画像探索装置Ⅱ型 熱画像探査装置 地中音響探知機 夜間暗視装置 地震警報装置

使用用途	資器材名
その他器具	隊員保護用 空気呼吸器(空気ボンベ・警報器を含む) 肘・膝保護パット 防毒マスク 防塵マスク 溶接用面体 耐電衣(上下衣・手袋・靴)
	傷病者搬送 資器材 簡易縛帯 ピタゴール エバックハーネス 救命胸衣 船形担架 スクープストレッチャー バックボード スケッドストレッチャー
	その他 携帯拡声器 三連はしご かぎ付はしご 三脚 各種ロープ(3打ち・スタティック・ワイヤ等) 各種カラビナ(ステンレス・アルミ) 各種滑車(ステンレス・アルミ) 各種保護布 携帯発電機 送排風機(防塵・防爆型) 可搬ウインチ 救命索発射銃 インパクトドライバー(空気式) インパクトドライバー(充電式) グラインダー 各種工具 プリズムメジャー 浮環 荷台車 脚立 油分吸着剤 誘導棒 カラーコーン

資 料 編

〈広域応援〉

(令和5年2月時点)

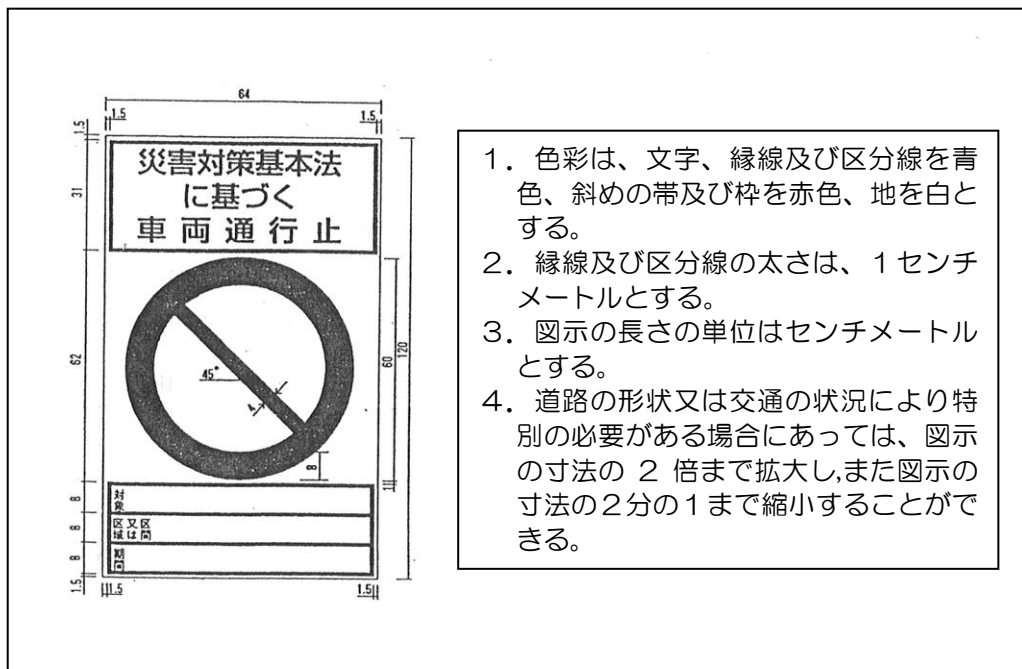
名 称	区 分	締 結 年 月 日	区 域 (締結先)
沖縄県消防相互応援協定		平成18年08月01日	県 下 全 域
消防活動相互援助協約		平成16年05月27日	嘉手納空軍基地消防本部
トリイ基地相互援助協約		平成20年06月10日	トリイ基地消防本部
消防相互援助協約		平成21年01月20日	在日海兵隊基地パトラ-消防本部

資料：ニライ消防本部

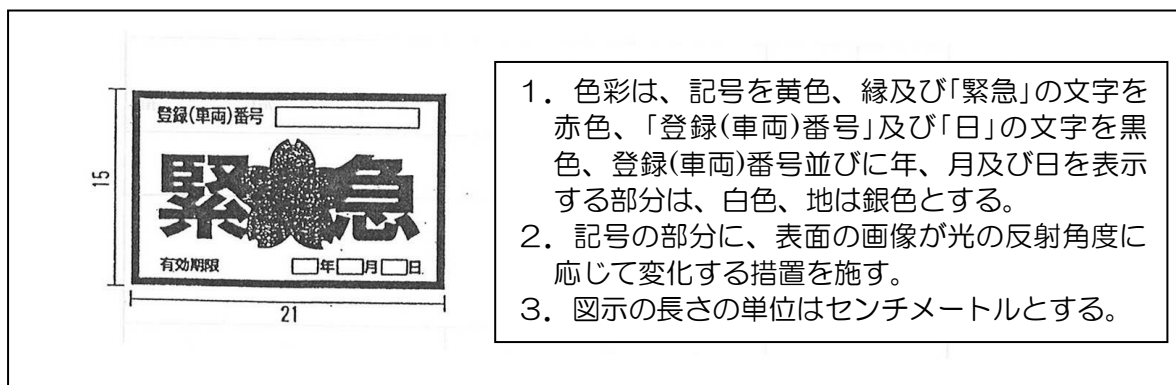
【様式・基準等】

〈車両通行止・緊急通行車両標章及び証明書〉

[様式1]



[様式2]



資料編

[様式3] (証明書)

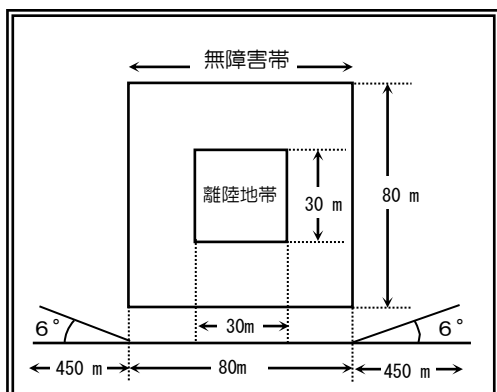
第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
知 事 印 公安委員会 印			
番号標に標示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地		目 的 地
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

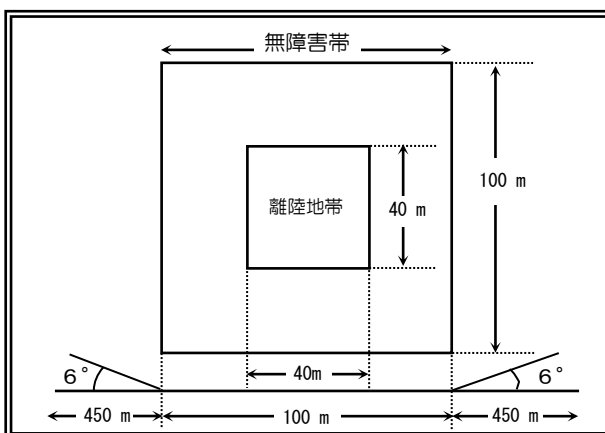
〈ヘリポートの設置基準〉

【離陸地点及び無障害地帯の基準】

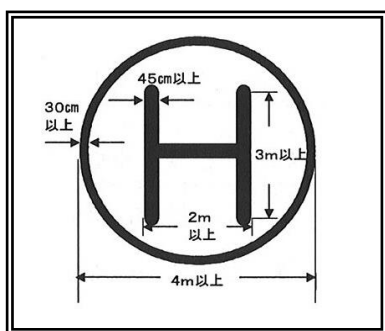
〈中型機（UH-60 JA）の場合〉



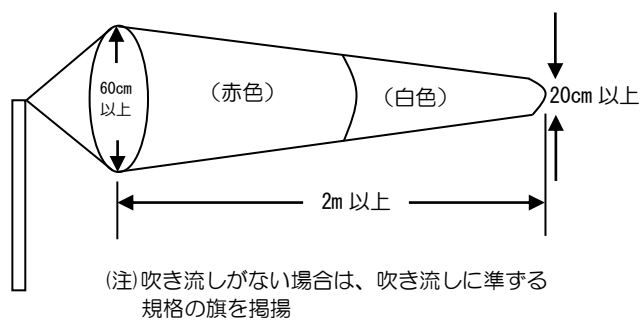
〈大型機（V-107、CH-47）の場合〉



〈ヘリポート表示基準〉



〈吹き流しの掲揚基準〉



※ 着陸地点の地盤は堅固で平坦であること。

資 料 編

〈公用令書、公用変更令書及び公用取消令書（様式）〉

（従事命令、協力命令）

従事第 号 公 用 令 書 住 所 氏 名 災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり 従事 協力を命ずる。 年 月 日 処分権者 氏名	
従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

（保 管 命 令）

保管第 号 公 用 令 書 住 所 氏 名 災害対策基本法 第 71 条 第 78 条第 1 項 の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。 年 月 日 処分権者 氏名				
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

資料編

(管理、使用、収用)

保管第 号 公 用 令 書 住 所 氏 名 災害対策基本法第 71 条 第 78 条第 1 項 の規定に基づき、次のとおり 管理 を使用する。 収用 年 月 日 処分権者 氏名 印							
名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

(変 更)

保管第 号 公 用 変 更 令 書 住 所 氏 名 災害対策基本法 第 71 条 第 78 条第 1 項 の規定に基づく公用令書 (年 月 日 第 号) に 係る処分を次のとおり変更したので、災害対策基本法施行令第 34 条第 1 項の規定により、 これを交付する。 年 月 日 処分権者 氏名 印	
変更した処分の内容	

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

資料編

(取 消)

取消第 号

公 用 取 消 令 書

住 所
氏 名

災害対策基本法 ^{第 71 条} 第 78 条第 1 項の規定に基づく公用令書(年 月 日 第 号)に係る処分を取り消したので、災害対策基本法施行令第 34 条第 1 項の規定によりこれを交付する。

年 月 日

処分権者 氏名

印

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

資料編

〈災害報告様式〉

災害概況即報

災害即報様式第1号

災害名 _____ (第 _____ 報)

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	
報告者名	

災害の概況	発生場所				発生日時	年 月 日 時 分			
被害の状況	死傷者	死傷者	死 傷 人	不明 人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計 人		半壊	棟	床上浸水	棟
*住家について、激甚被災地は倒壊家屋数の報告で良しとする。									
被害集中地域 …									
応急対策の状況									

災害即報様式第2号

市町村名				区 分		被 害		
災 害 名	災害名		田	流失・埋没	ha			
	報 告 番 号	第 報		冠 水	ha			
(月 日 時現在)		畑	流失・埋没	ha				
報告者名			そ		冠 水	ha		
区 分 被 害		文教施設		箇所				
人 的 被 害	死 者	人	病 院		箇所			
	行方不明者	人	道 路		箇所			
	負 傷 者	重 症	人	橋 り よ う		箇所		
		軽 傷	人	河 川		箇所		
住 家 被 害	全 壊		港 湾		箇所			
	棟	世帯	砂 防		箇所			
		人	清 掃 施 設		箇所			
	棟	世帯	崖 く ず れ		箇所			
		人	鉄 道 不 通		箇所			
	棟	世帯	被 害 船 舶		箇所			
		人	水 道		隻			
	棟	世帯	電 話		回線			
		人	電 気		戸			
	棟	世帯	ガ ス		戸			
人		ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所				
棟	世帯	り 災 世 帯 数						
	人	り 災 者 数						
非 住 家	公 共 建 物	棟	建 物					
	そ の 他	棟	火 災 発 生 危 険 物					
		そ の 他						

区 分		被 害		1. 設 置 年 月 日 時 分		
公立文教施設	千円			2. 廃 止 年 月 日 時 分		
農林水産業施設	千円			3. 避 難 状 況		
公共土木施設	千円			4. 応 援 要 請 の 概 要		
その他の公共施設	千円			5. 応 急 措 置 の 概 要		
小 計	千円			6. 救 助 活 動 の 概 要		
そ の 他	農 産 被 害	千円			7. そ の 他 の 措 置	
	林 産 被 害	千円			災害救助法の適用	
	畜 産 被 害	千円			有 ・ 無	
	水 産 被 害	千円			消防職員出動延人数	
	商 工 被 害	千円			人	
そ の 他	千円			消防団員出動延人数		
被 害 総 額	千円			人		
備 考		災害発生場所				
		災害発生年月日				
		災害の種類概要				
		消防機関の活動状況				

公立文教施設被害

市町村名()

学校名	位置	被害程度	被害金額	備考
			千円	
計				

80

注 「位置」欄は、市町村の字名を記入する。

農 林 水 産 業 施 設 被 害

市町村名()

被 害 施 設 名	位 置	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
			千円	
計				

注 1. この表は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設について記入する。
 2. 「被害施設名」の欄は、農地かんがい排水施設、農道、林道、漁港等の名称を記入する。

公 共 土 木 施 設 被 害

市町村名()

管 理 者 (市 町 村)	被 害 施 設 名	位 置	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
				千円	
計					

注 1. この表は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設について記入する。
 2. 「管理者」の欄は、施設を管理する国、県、市町村の団体名ごとに記入する。
 3. 「被害施設名」の欄は、路線名、河川名、港湾名、橋りょう名、砂防設備等を記入する

災害報告様式第1号補助表4

そ の 他 の 公 共 施 設 被 害

市町村名()

管 理 者 (市 町 村)	被 害 施 設 名	位 置	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
				千円	
計					

農 産 被 害

1. 農作物被害

市町村名()

農作物等名	総栽培面積	被害面積	被害減収量	単価	被害金額	備考
	ha	ha	t	円	千円	

2. 施設被害

被害施設名	被害数量	被害程度	被害金額	備考
			千円	

注 1. 「施設被害名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えばビニールハウス等を記入する。

林 産 被 害

1. 林産等被害

市町村名()

林 産 物 等 名	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
		千円	

2. 施設被害

被 害 施 設 名	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
		千円	

- 注 1. 「林産物等名」の欄は、木材、薪炭、しいたけ、竹、苗木等林産物名を記入する。
 2. 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えば天然林、人工林、苗畑等を記入する。

畜 産 被 害

1. 畜産等

市町村名()

家 畜 等	被 害 数 量	単 価	被 害 金 額	備 考
			千円	

2. 施設被害

被 害 施 設 名	被 害 数 量	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
			千円	

注 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えば畜舎等を記入する

水 産 被 害

1. 漁船被害

市町村名()

規 模	隻 数	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
t			千円	

2. 漁具被害水産物等被害

種 類	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
		千円	

3. 施設被害

被 害 施 設 名	被 害 数 量	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
			千円	

- 注 1. 漁船被害の「被害程度」の欄は、減失、大破、中破、小破等を記入する。
 2. 施設被害の「被害施設名」の欄は農林水産業施設以外の施設例えば養殖施設等を記入する。

災害報告様式第1号補助表9

商 工 被 害

市町村名()

被 害 種 類	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
		千円	
計			

注 「被害種類」の欄は、店舗、工業原材料、商品、機械器具等を記入する。

災 害 年 報

市町村名()

り 災 世 帯 数	世帯					
り 災 者 数	人					
公立文教施設	千円					
農林水産業施設	千円					
公共土木施設	千円					
その他の公共施設	千円					
そ の 他	農産被害	千円				
	林産被害	千円				
	畜産被害	千円				
	水産被害	千円				
	商工被害	千円				
	その他	千円				
被害総額	千円					
災 害 対 策 本 部	設 備	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	/
	解 散	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	/
災害救助法適用		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	/
消防職員出動延人数	人					
消防団員出動延人数	人					

資料編

災害報告様式第2号

市町村名 ()

		発生年月日								計
人的被害	死者	人								
	行方不明者	人								
	負傷者	重症	人							
		軽傷	人							
住家被害	全壊	棟								
		世帯								
	半壊	棟								
		世帯								
	一部破損	棟								
		世帯								
床上浸水	棟									
	世帯									
床下浸水	棟									
	世帯									
非住家	公共建物	棟								
	その他	棟								
その他	田	流失・埋没	ha							
		冠水	ha							
	畑	流失・埋没	ha							
		冠水	ha							
その他	文教施設	箇所								
	病院	箇所								
	道路	箇所								
	橋りょう	箇所								
	河川	箇所								
	港湾	箇所								
	砂防	箇所								
	清掃施設	箇所								
	崖くずれ	箇所								
	鉄道不通	箇所								
	被害船舶	隻								
	水道	戸								
	電話	回線								
	電気	戸								
ガス	戸									
	ブロック塀等	箇所								
火災発生	建物	件								
	危険物	件								
	その他	件								
り災世帯数	世帯									
り災者数	人									
公立文教施設	千円									
農林水産業施設	千円									
公共土木施設	千円									
その他の公共施設	千円									
その他	農産被害	千円								
	林産被害	千円								
	畜産被害	千円								
	水産被害	千円								
	商工被害	千円								
その他	千円									
被害総額	千円									
災害対策本部	設置	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分			
	解散	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分			
災害救助法適用	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無			
消防職員出動延人数	人									
消防団員出動延人数	人									

資料編

〔別表1〕

《災害即報様式第1号の記入要領》

災害の概況	発生場所 発生日時	当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。	
	災害種別概況	風水害	降雨の状況及び河川の氾濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況。
		地震	地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況。
		火山噴火	噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
		その他これらに類する災害の概況。	
被害の状況		当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。	
応急対策の状況		当該災害に対して、市町村（消防機関を含む）及び都道府県が講じた措置について具体的に記入すること。特に住民に対して避難の勧告・指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入すること。	

《災害即報様式第2号の記入要領》

各被害欄	原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。 なお、「水道」、「電話」及び「ガス」については、報告時点の断水戸数、通信不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。	
災害対策本部設置の状況	本部設置の有無及び設置の場合においては、設置及び廃止の日時を報告するものとする。	
避難の状況	避難の勧告又は指示をした者、対象となった区域及び人員、避難場所、避難の勧告指示をした日時、避難完了日時、避難の方法その他必要な事項について報告するものとする。	
応援要請	応援を要請した市町村、人員、作業内容の概要、時間その他必要な事項について報告するものとする。	
応急措置の概要	消防、水防その他の応急措置について概要を報告するものとする。	
救助活動の概要	被災者に対する救助活動について概要を報告するものとする。	
備考欄	災害の発生場所	被害を生じた地域名
	災害の発生日時	被害を生じた日時又は期間
	災害の種類概況	台風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波等の種類、災害経過
	消防機関の活動概況	消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況

資料編

〔別表2〕

《被害状況判定基準》

災害により被害を受けた人的及び物的の被害判定は、法令等に特別の定めがあるものを除くほか、概ね次の基準によるものとする。

被害区分		判定基準
1 人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月未満で治療できる見込みの者とする。
2 住家の被害	住家	現実に居住のため、使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟数	建造物の単位で1つの建築物をいう。 主家より延べ面積の小さい付属物が付着している場合（同一棟でなくとも同じ宅地内にあるもので非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）同一棟とみなす。
	世帯	生計を1つにしている実際の生活単位をいう。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	全壊	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家延床面積の70%以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度の者とする。
	半壊	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水した者及び全壊、半壊には該当しないが土砂、竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。	

資料編

被害区分		判定基準
3 非住家被害	非住家	住家以外の建物で、他の被害区分に属さないものとする。これらの施設に人が入居しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。
4 田畑の被害	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利のたい積のため耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没、畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
5 その他の被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校及び幼稚園等における教育の用に供する施設とする。
	病院	院療法（昭和 23 年法律 205）第 1 条に規定する患者 20 人以上の収容施設を有する病院とする。
	道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連絡するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用された河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床上その他の施設もしくは沿岸を保全するために防衛することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	河岸	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ゴミ処理及びし尿処理施設とする。
	崖くずれ	山及び崖崩れのうち、人家、道路等に影響を及ぼすものとする。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	水道	上水道の断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止になった時点における戸数とする。
ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	

資料編

被害区分		判定基準
5 その他の被害	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
	火災発生	地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地農業用施設、林業用施設、漁業施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村	公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。	

資料編

〈災害救助法に基づく救助の概要一覧表〉

平成 29 年 4 月 1 日現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 3 2 0 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7 日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の 供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1 戸当たり 5,516,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 2 0 日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 5,516,000円以内であればよい。 3 同一敷地内等に概ね 5 0 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(5 0 戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は 2 年以内
		○借上型仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の 給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人 1 日当たり 1, 1 3 0 円以内	災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1 食は 1 / 3 日)

資 料 編

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考				
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上				
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上に必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること				
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
		全壊夏	18,400	23,700	34,900	41,800	52,900	7,800
		全壊冬	30,400	39,500	54,900	64,200	80,800	11,100
		半壊夏	6,000	8,100	12,100	14,700	18,600	2,600
半壊冬	9,800	12,700	18,000	21,400	27,000	3,500		
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上				
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上				
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上				
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当りの限度額 574,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内					

資 料 編

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,400円 中学生生徒 4,700円 高等学校等生徒 5,100円	災害発生の日から（教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 210,200円以内 小人（12歳未満） 168,100円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり3,400円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,300円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 135,100円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

資 料 編

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第四百三十三条に規定する歳出の会計年度所属区分により区分した当該年度の災害ごとにおいて、第一条から第十五条までに掲げる経費と法第五条第三項に要した額及び法第十九条に要した額並びに令第八条に定めるところにより算定した額の合算額を合算し、各合計額を合算した額から次に掲げる割合を乗じて得た額の合算額以内とすること。 1 三千万円以下の部分の金額については百分の十 2 三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については百分の九 3 六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八 4 一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七 5 二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六 6 三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五 7 五億円を超える部分の金額については百分の四	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資 料 編

【特別警報・警報・注意報の概要】

〈特別警報・警報・注意報の概要〉

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

〈特別警報・警報・注意報の種類と概要〉

特別警報・警報・注意報 の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	波浪特別警報	高い波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

資料編

注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。

【気象注意報・警報等の種類及び基準】

〈気象警報発表基準〉

警 報 名		基 準（沖縄気象台発表）
暴 風 警 報		平均風速： 25 m/s
波 浪 警 報		有義波高： 6.0 m
高 潮 警 報		潮位 2.0m
大雨 警報	表面雨量指数基準（浸水害）	21
	土壌雨量指数基準（土砂災害）	189
洪水 警報	流域雨量指数基準	比謝川流域＝16.4
	複合基準※	-
	指定河川洪水予報による 基準	-
記録的短時間大雨情報（1時間雨量）		110 mm

※（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。

資 料 編

〈気象注意報発表基準〉

注意報名		基準（沖縄気象台発表）
強 風 注 意 報		平均風速： 15 m/s
波 浪 注 意 報		有義波高： 2.5 m
高 潮 注 意 報		潮位： 1.3m
大雨注意報	表面雨量指数基準	11
	土壌雨量指数基準	132
洪水注意報	流域雨量指数基準	比謝川流域＝13.1
	複合基準※	-
	指定河川洪水予報による基準	-
雷		落雷等により、被害が予想される場合
乾 燥		最小湿度 50% 実効湿度 60%
濃 霧（視程）		視程が陸上 100m 東シナ海側 500m

※（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。

土壌雨量指数：土砂災害の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す指数。
流域雨量指数：河川流域の降雨をもとに洪水の危険度を評価するための指標。

〈津波警報等の種類及び内容〉

①種類

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

②発表基準・解説・発表される津波の高さ等

■大津波警報・津波警報・津波注意報

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- ・津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

資料編

■津波予報

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m 未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っ ての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

■津波情報

① 津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等)参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

資料編

最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ $>1\text{m}$	数値で発表
	観測された津波の高さ $\leq 1\text{m}$	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ $\geq 0.2\text{m}$	数値で発表
	観測された津波の高さ $< 0.2\text{m}$	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。
- 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができて他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

最大波の観測値及び推定値の発表内容(沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点)

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ $>3\text{m}$	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ $\leq 3\text{m}$	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ $>1\text{m}$	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ $\leq 1\text{m}$	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

② 津波情報の留意事項等

ア 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

イ 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

ウ 津波観測に関する情報

- 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

エ 沖合の津波観測に関する情報

- 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

資料編

〈水防警報の基準〉

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	大雨警報又は大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき
水防活動用 津波警報	津波警報又は津波特別警報（大津波警報）	津波により沿岸部において重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき
水防活動用 高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

〈気象庁震度階級関連解説表〉

■使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値である。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではない。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響される。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがある。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なる。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や

資 料 編

構造物の状態、地盤の状況により被害は異なる。

- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もある。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではない。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものである。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更する。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いている。

用 語	意 味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
用 語	意 味
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別している。

■人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度 階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	伝統などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—

資料編

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が目覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少しゆれる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが目覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が倒れることがある	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

資 料 編

■木造建物（住宅）の状況

震度階級	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

注 1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

■鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。

資料編

7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
---	---	---

注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

■地盤・斜面等の状況

震度階級	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱 5強	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
6弱 6強 7	地割れが生じることがある。 大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。 がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

■ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。
高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、高速道路などで、安全確認のため、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域のよって異なる。）

資 料 編

電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

■地震関係

ア 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

沖縄気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

緊急地震速報で用いる区域の名称

都道府県名	緊急地震速報で用いる区域の名称	郡市区町村名
沖縄県	沖縄県本島中南部	那覇市、宜野湾市、浦添市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、南城市、中頭郡（読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町）、島尻郡の一部（八重瀬町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、渡名喜村）

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

イ 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経路による市区町村の防災無線等を通して住民に伝達する。

資料編

ウ 地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	<ul style="list-style-type: none"> 震度3以上 	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 震度3以上（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない） 	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 <ul style="list-style-type: none"> 震度3以上 津波警報または注意報発表時 若干の海面変動が予想される場合 緊急地震速報（警報）を発表した場合 	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 震度1以上 	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など 	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	<ul style="list-style-type: none"> 震度5弱以上 	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 <ul style="list-style-type: none"> マグニチュード7.0以上 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関する記述も発表。

資 料 編

工 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

- 地震解説資料

担当区域内の沿岸に対し津波警報・注意報が発表された時や担当区域内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、津波警報・注意報ならびに地震および津波に関する情報や関連資料を編集した資料。

- 管内地震活動図及び週間地震概況

地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方気象台等で月毎または週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁、管区気象台及び沖縄気象台は週毎の資料を作成し（週間地震概況）、毎週金曜日に発表している。

資 料 編

〈町における避難指示、警戒区域の設定等の基準〉

① 町の避難指示基準

通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。

または、特別警報が発表され、前兆現象の発生や、現在の切迫した状況、地域の特性、沖縄気象台をはじめ防災関係機関等からの情報収集・協議により、人的被害の発生する危険性が非常に高い状況、もしくは人的被害が発生した場合。

災害の種類	基 準
暴風の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台風の来襲により、暴風警報が発せられた等、短時間の後に危険が予想される場合。 （予想された最大風速が 25m/s 程度で、さらに勢力が強まってくると予想される場合） ・ 暴風警報が発表され引き続き風速が強まり、災害の発生が予想され、家屋倒壊のおそれ等から生命及び身体の危険が差し迫ってきた場合。
大雨の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相当な大雨で、短時間の後に危険が予想される場合。 （1 時間降水量が 40mm 以上、あるいは土壌雨量指数が 91 以上の場合） ・ 大雨警報が発表されるなど大雨が続き、災害の発生が予想され、生命及び身体の危険が差し迫ってきた場合。
浸 水	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨警報等の発表や、短時間による浸水等の危険が予想される場合。 ・ 大雨警報や洪水警報の発表や、災害の発生が予想される、又は災害が発生し警戒区域の拡大が予想され、生命及び身体の危険が差し迫ってきた場合。
河川等の氾濫	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水注意報の発表や、平均水位を超え河川の氾濫が予想される場合。 ・ 洪水警報の発表や、豪雨等によりさらに増水が予想され、河川の氾濫が相当差し迫った場合、又は氾濫が起こる恐れが予想される段階に至った場合。 ・ また、河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険が迫ったとき。
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害の前兆現象（斜面のはらみ、擁壁。道路等にクラック発生）が発見された場合。 ・ 土砂災害警戒情報が発表され、避難すべき区域で土砂災害の危険が高まった場合。 ・ 土砂災害が発生した場合。
高 潮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険水位、危険潮位に到達すると予想されることや、高潮注意報等の発表から、高潮の起こる恐れが予想される場合。

資 料 編

(つづき)

災害の種類	基 準
津波の場合	<ul style="list-style-type: none"> • 強い地震（震度 4 以上）、もしくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要と認める場合、あるいは津波警報を覚知した場合には、町長は、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう指示するものとする。
その他の場合	<ul style="list-style-type: none"> • 警戒体制に入り、周囲の状況から判断して危険が予想される場合。 • 地すべりにより著しい危険が切迫しているとき。 • 警戒体制が続き周囲の状況が避難準備の段階より悪化し、相当危険が差し迫ってきた場合、または人命保護上避難を要すると認められるとき。 • その他応急対策上、やむを得ないとき。

資 料 編

② 町の避難指示、警戒区域設定の基準

高齢者等避難の発令基準から、さらに暴風、大雨、洪水、高潮、その他の災害発生事象が悪化し、災害発生の危険が高くなる又は確実視される場合。

または、特別警報が発表され、前兆現象の発生や、現在の切迫した状況、地域の特性、沖縄気象台をはじめ防災関係機関等からの情報収集・協議により、人的被害の発生する危険性が非常に高い状況、もしくは人的被害が発生した場合。

災害の種類	基 準
暴 風	<p>暴風警報が発表され引き続き風速が強まり、災害の発生が予想され、家屋倒壊のおそれ等から生命及び身体の危険が差し迫ってきた場合。</p> <p>(予想された最大風速が 25m/ s 以上で、さらに強まっていくことが予想される場合)</p>
大 雨	<p>大雨警報が発表されるなど大雨が続き、災害の発生が予想され、生命及び身体の危険が差し迫ってきた場合。</p> <p>(1 時間降水量が 70 mm 以上、土壌雨量指数 131 以上の場合)</p>
浸 水	<p>大雨警報や洪水警報の発表や、災害の発生が予想される、又は災害が発生し警戒区域の拡大が予想され、生命及び身体の危険が差し迫ってきた場合。</p>
河川の氾濫	<p>洪水警報の発表や、豪雨等によりさらに増水が予想され、河川の氾濫が相当差し迫った場合、又は氾濫が起こる恐れが予想される段階に至った場合。</p> <p>また、河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険が迫ったとき</p>
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害が発生した場合 ・土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂）が発見された場合 ・降雨指数値が土砂災害発生の目安となる線に到達し、引き続き降雨が見込まれる場合
高 潮	<p>危険水位、危険潮位に到達すると予想されることや、高潮警報等の発表から、高潮による危険が差し迫ってきた場合。</p>
津波の場合	<p>強い地震（震度 4 以上）、もしくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要と認める場合、あるいは津波警報を覚知した場合には、町長は、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう指示するものとする。</p>
その他の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・地すべりにより著しい危険が切迫しているとき。 ・警戒体制が続き周囲の状況が避難準備の段階より悪化し、相当危険が差し迫ってきた場合、または人命保護上避難を要すると認められるとき。 ・その他応急対策上、やむを得ないとき。

【危険区域等の確認ポイント（土砂災害警戒区域、津波浸水想定区域）】

〈急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）〉

自然斜面

（令和3年4月1日現在）

所轄土木事務所等名	水防管理団体名	箇所番号	箇所名	位置			地形			保全対策			急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域				
				市町村	大字	小字	傾斜(度)	延長(m)	高さ(m)	人家(戸)	公共的建物	公共施設		箇所名	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
															指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
中部土木事務所等	嘉手納町	I-118	嘉手納(1)	嘉手納町	嘉手納	御嶽前原	56	375	21.0	32		道路(175m) 河川(250m)	無	嘉手納(1)	H27.10.27	第549号	H31.3.26	第152号
〃	〃	I-119	嘉手納(2)	〃	〃	西原	90	119	20.0	5		町道(70m) 河川(65m) 護岸(70m)	無	嘉手納(2)	H27.10.27	第549号		
〃	〃	I-120	水釜(1)	〃	水釜	宇地原	80	355	15.0	185		町道(255m) 道路(100m) 護岸(175m) ポンプ場(1)	無	水釜(1)	H27.10.27	第549号	H31.3.26	第152号
〃	〃	I-121	水釜(2)	〃	〃	浜桁原	80	300	10.0	14		町道(295m) 河川(190m) 護岸(280m)	無	水釜(2)	H27.10.27	第549号	H31.3.26	第152号
〃	〃	I-355	屋良	〃	屋良	後原	30	45	5.3	0	保育所	1	無					
〃	〃	I-356	水釜(3)	〃	水釜	浜桁原	90	140	10.8	9		道路(10m)	無	水釜(3)	H27.10.27	第549号	H31.3.26	第152号

資料：沖縄県水防計画

資料編

〈重要水防区域内で危険と予想される区域（海岸）〉

令和3年4月1日現在

所轄土木事務所等名	水防管理団体名	沿岸名	海岸名	重要水防区域		危険と予想される主な区域		予想される危険	予想される被害の程度		
				延長(m)	区域	延長(m)	区域		家屋(棟)	耕地(ha)	面積(ha)
中部土木事務所	嘉手納町	琉球諸島沿岸	嘉手納海岸	2,939	水釜地区	2,339	水釜地区	越波	52	9.8	20.4

資料：沖縄県水防計画

〈河川〉 指定区域変更

■二級河川

令和3年4月1日現在

所轄	水系名	河川名	指定区域	指定延長(m)	流域面積(km ²)	指定年月日
中部土木事務所	比謝川	比謝川	左岸：沖縄市字呉屋5丁目355番3から海に至る 右岸： //	15,932	49.66	昭和15年12月10日 昭和50年6月24日変更 平成24年3月30日変更

資料：沖縄県水防計画書

〈海岸保全区域〉

■国土交通省河川局所管海岸保全区域

令和3年4月1日現在

所轄	番号	海岸名	位置	指定延長(m)	指定年月日	指定告示番号	備考
中部土木事務所	51	水釜海岸	嘉手納町水釜	1,660	昭和51年6月3日	187	

資料：沖縄県水防計画書

〈消防水利〉

令和3年3月31日現在

種別	基準数	消火栓	防火水槽		その他(プール等)	計
		65mm	40m ²	20m ²		
嘉手納町	133	142	12	6	0	160
北谷町	368	329	19	3	3	354
読谷村	767	347	53	0	0	400
合計	1,268	818	84	9	3	914

※消防水利の基準数は、メッシュ法を使用した数値である。

資料：消防年報 令和2年度版

資料編

防火水槽設置場所

No.	行政区	設置場所	目標/名称
1	東区	屋良1丁目31番地1	「屋良小学校正門」前
2	〃	屋良934-3	「宮平商店」南側
3	〃	嘉手納125	「島スーパー」前
4	〃	嘉手納141-1	「山口栄忠」宅北側
5	北区	嘉手納312	「嘉手納中学校」裏門
6	南区	嘉手納453	「(有)天照閣」前
7	〃	嘉手納463	「エンジェル薬局」前
8	〃	嘉手納490	「朝夕理容館」前
9	北区	嘉手納562-25	「嘉手納地区学習等供用施設・児童館」交差点
10	中央区	嘉手納77	「公文式嘉手納教室」前
11	〃	嘉手納95	「仲宗根ストア」北東側
12	西区	水釜150	「水釜交番」北側
13	〃	水釜248-1	「泉川良明」宅西側
14	西浜区	水釜6丁目2-11	「ホテル・ナ・ヴィ」前
15	〃	水釜6丁目6-1	「丸栄クリーニング店」前
16	中央区	嘉手納290-10	「ロータリー広場内」北東側

資料：ニライ消防本部

資 料 編

〈危険物施設一覧表〉

事業所の名称	所在地	施設の区分	危険物の品名	最大貯蔵取扱数量
水釜給油所	水釜186	給油取扱所	ガソリン 軽油	30,000L 10,000L
名嘉病院	嘉手納258	地下タンク貯蔵所	重油	25,000L
比謝川行政事務組合 美化センター	久得242	地下タンク貯蔵所	重油	10,000L
ネーブルカテナ	兼久372-2	屋内タンク貯蔵所	重油	4,000L

資料：ニライ消本部

[高圧ガス：一般・冷凍ガス]（対象施設：プロパン 300 kg以上）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ●おきさん中部工場（O2 N2） ●オカノ（LO2）/字屋良 |
|---|

〈津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設〉

嘉手納町における、高潮及び津波浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧

※ 社会福祉施設や学校、医療施設、その他主として防災上の配慮を要する方が利用する施設を「要配慮者利用施設」としています。

No	施設名	施設の種別	津波浸水域	高潮浸水域	住所
1	小規模多機能ホーム比謝川の里	高齢者施設	○	○	嘉手納町水釜6-16-1
2	さわやかホーム比謝川の里	高齢者施設	○	-	嘉手納町字水釜336-2
3	第3保育所	児童福祉施設	○	○	嘉手納町字水釜373
4	ミッキー保育園	児童福祉施設	○	○	嘉手納町水釜6-1-11
5	光の子幼児学園	児童福祉施設	○	○	嘉手納町水釜6-8-14
6	地域活動支援センター ていんがーら	障がい者福祉施設	○	-	嘉手納町字水釜447-1
7	放課後等デイサービスわくわくクラブ あすなろ	障がい者福祉施設	○	-	嘉手納町字水釜447-1
8	みずがま歯科	歯科診療所	○	○	嘉手納町字水釜373-255
9	なかお歯科クリニック	歯科診療所	○	○	嘉手納町字水釜379-12

【災害避難の予定場所・避難所一覧】

〈避難場所・避難所の分類等〉

区分	分類定義	指定・整備	備考	
避難場所	一時避難場所 広域避難場所	<p>広域避難場所へ避難する前の中継地点で、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所とし、集合した人々の安全がある程度確保されるスペースをもつ公園、緑地、団地の広場等をいう。</p> <p>大地震時に周辺地区からの避難者を収容し、地震後発生する市街地火災や危険物、建物倒壊等から避難者の生命を保護するために必要な面積を有し、ポラティア等の活動拠点となる公園、緑地、学校のグラウンド、団地の広場等をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学校のグラウンド、境内、公園緑地、団地の広場等で、集合する避難者の安全がある程度確保されるスペースを有すること 一定の地域単位に臨時応急的に集団を形成するので、集合する人々の生活圏と関連した場所とすること 	大規模災害時に外部からの支援者の拠点や災害廃棄物の一時集積場などある程度の広いスペースが必要なものへの代替使用が可能な場所の候補地となる
	災害時	<p>火災や危険物等による局地的な災害または台風等により、家屋等が現に被害を受けた者又は受けるおそれのある者を、一時的に公民館など既存建物等に収容し保護する所である。</p> <p>また、地震等の大規模災害による家屋の倒壊、焼失など現に被害を受けた者又は受けるおそれのある者を、一時的に学校等既存の公共建物等に収容し保護する所である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊、給食等の生活機能が確保できる施設である 原則として自治会単位と指定設置する 耐震・耐火構想の公共建築物(学校、公民館等)を利用する 収容基準は、一般的には概ね3.3㎡当り2人とされているが、避難者のストレスを考慮し設定する。 	
津波災害時避難場所等	要援護者優先	<p>乳幼児・要介護高齢者、障害者等の特に援護の必用とされる者を、優先的に収容保護する所とする。</p> <p>台風等災害時避難所の中から振り分けるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 主に医療福祉関係の介護師、保育士等の専門員が常駐している場所 要支援資器材の常備、車椅子対応トイレ等の設備が充実している施設 	各条件の一部適合施設を検討
	緊急避難場所等	<p>地震後急速に来襲する津波から避難者の生命を一時的に確保するため緊急避難する場所をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 津波危険予想区域の避難時における緊急性を考慮し、避難距離が特に短い場所とする 5階以上の鉄筋コンクリート造りの建物や高台等の高所で安全な場所を確保する。 	既存の建物や場所から高所を確認
	収容施設	<p>津波による災害から、避難者を安全に収容し保護するために必要な面積と施設を有する二次的広域避難場所である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地形等、津波による安全性と生活機能を確保し、避難所として利用可能な施設及び場所とする。 	

※「避難場所」とは、文字通り避難する場所であり、「避難所」とは、避難する施設を指すものである。

資料編

〈災害避難の予定場所・避難所一覧〉

区分	名称 (標高 m)	所在地 (字番地)	敷地・述べ 床面積 (㎡)	収容想定 人員(人)	一人当 り面積 目安 (㎡)	連絡先 (問合せ)	備考 設備	
避難場所	一時避難場所	水釜児童公園 (4m)	水釜 6-5-1	4,464	4,464	1.0	956-1111	
		屋良城跡公園 (25m)	屋良 656	2,624	2,624	1.0	956-1111	
		屋良第2児童 公園(24m)	屋良 936-2	3,373	3,373	1.0	956-1111	
		嘉手納児童 公園(16m)	嘉手納 420	2,624	2,624	1.0	956-1111	
		屋良ふれあい パーク (31m)	屋良 1-5	4,061	4,061	1.0	956-1111	
		あしびな あ(30m)	嘉手納 162- 1	1,547	1,547	1.0	956-1111	
		ちびっこ広場 (25m)	嘉手納 22-6	571	571	1.0	956-1111	
		野國總管公園 (19m)	嘉手納 322	4,046	4,046	1.0	956-1111	
	広域避難場所	ロータリー 広場(24m)	嘉手納 290-10	2,960	1,794	1.65	956-1111	防災 広場
		嘉手納高等 学校グラウン ド・体育館 (18m)	屋良 806	43,219	26,193	1.65	956-3336	
		嘉手納中学校 グラウンド・ 体育館 (20m)	嘉手納 312	17,853	10,820	1.65	956-2263	
		嘉手納小学校 グラウンド・ 体育館 (17m)	嘉手納 312	17,564	10,645	1.65	956-2264	
		屋良小学校 グラウンド・ 体育館 (28m)	屋良 1-31-1	20,832	12,625	1.65	956-2214	
		嘉手納運動 公園陸上競技 場・スポーツ ドーム等 (19m・31m)	屋良 875	127,859	77,490	1.65	956-1111	
		兼久海浜公園 (2m)	兼久 85-25	74,748	45,302	1.65	956-1111	

資料編

区分	名称 (標高m)	所在地 (字番地)	敷地・述べ 床面積 (㎡)	収容想定 人員(人)	一人当 り面積 目 安 (㎡)	連絡先 (問合せ)	備考 設備
津波を除く災害発生時 避難所	東区コミュニティーセンター(27m)	屋良 928-1	518	314	1.65	956-3179	要援護者優先避難所
	中央区コミュニティーセンター(26m)	嘉手納 81	707	428	1.65	956-6223	要援護者優先避難所
	北区コミュニティーセンター(19m)	嘉手納 312	1,020	618	1.65	956-3928	要援護者優先避難所
	南区コミュニティーセンター(21m)	嘉手納 489-2	555	336	1.65	956-4688	要援護者優先避難所
	西区コミュニティーセンター(15m)	水釜 121	526	319	1.65	956-4544	要援護者優先避難所
	西浜区コミュニティーセンター(4m)	水釜 6-5-29	919	556	1.65	956-4541	要援護者優先避難所
	嘉手納町兼久体育館(3m)	兼久 85-23	207	125	1.65	956-5346	
	嘉手納地区学習等供用施設・児童館(17m)	水釜 558-1	710	430	1.65	957-3274	
	屋良地区体育館・図書室(23m)	屋良 621-1	652	395	1.65	957-2798	
	嘉手納高等学校(18m)	屋良 806	43,219	26,193	1.65	956-3336	
	嘉手納中学校(20m)	嘉手納 312	17,853	10,820	1.65	956-2263	要援護者優先避難所
	嘉手納小学校(17m)	嘉手納 312	17,564	10,645	1.65	956-2264	要援護者優先避難所
	屋良小学校(28m)	屋良 1-31-1	20,832	12,625	1.65	956-2214	
	嘉手納町町民の家(45m)	久得 5	7,563	4,584	1.65	956-6293	
	ロータリープラザ(24m)	嘉手納 290-9	2,708	1,641	1.65	956-4142	要援護者優先避難所
嘉手納町総合福祉センター(14m)	水釜 447-1	3,056	対応人員に応じて収容人数を確定		956-1177	福祉避難所	

資料編

区分	名称 (標高 m)	所在地 (字番地)	敷地・述べ 床面積 (㎡)	収容想定 人員(人)	一人当 り面積 目 安 (㎡)	連絡先 (問合せ)	備考 設備	
避難所	津波を除く災害発生時	嘉手納幼稚園 (18m)	嘉手納 312	1,627	986	1.65	956-4039	要援護者優先避難所
		屋良幼稚園 (28m)	屋良 1-31-1	1,084	656	1.65	956-4140	要援護者優先避難所
		第二保育所 (23m)	嘉手納 147	1,062	644	1.65	956-1219	要援護者優先避難所
		第三保育所 (3m)	水釜 373	970	588	1.65	956-3323	要援護者優先避難所
		かでな未来館 (25m)	嘉手納 603-8	2,007	対応人員に応じて収容人数を確定		956-2213	福祉避難所
		イコモーター (30m)						
		町営水釜高層住宅 10 階建て (3m)	水釜 379-3				956-1111	
		西区コミュニティーセンター (15m)	水釜 121				956-4544	
		西浜区コミュニティーセンター (4m)	水釜 6-5-29				956-4541	
		嘉手納町マルチメディアセンター (4m)	水釜 412				956-1140	
		ホームセンタータバタ (2m)	兼久 372-2					協定締結を検討中
		その他 (大型商業施設等の事業所、アパート・マンション等集合住宅)						協定検討
収容避難所		嘉手納中学校 (20m)	嘉手納 312	17,853	10,820	1.65	956-2263	
		嘉手納小学校 (17m)	嘉手納 312	17,564	10,645	1.65	956-2264	
防災補完施設		道の駅「かでな」 (32m)	屋良 1026-3				957-5678	観光客避難等
		青少年センター (18m)	嘉手納 250-1				956-1717	
		かでな文化センター劇場ホール (23m)	嘉手納 588				956-1112	

※1 民間の福祉施設や宿泊施設、大型商業施設等との各種防災協定等を推進していくこととする。

※2 津波の際の緊急避難場所の「ホームセンタータバタ」については、津波到達予測時間内に標高の高い安全な場所に避難する時間がない場合に避難する場所として想定している。

資料編

〈地区別の避難指定〉

(令和4年12月末時点人口)

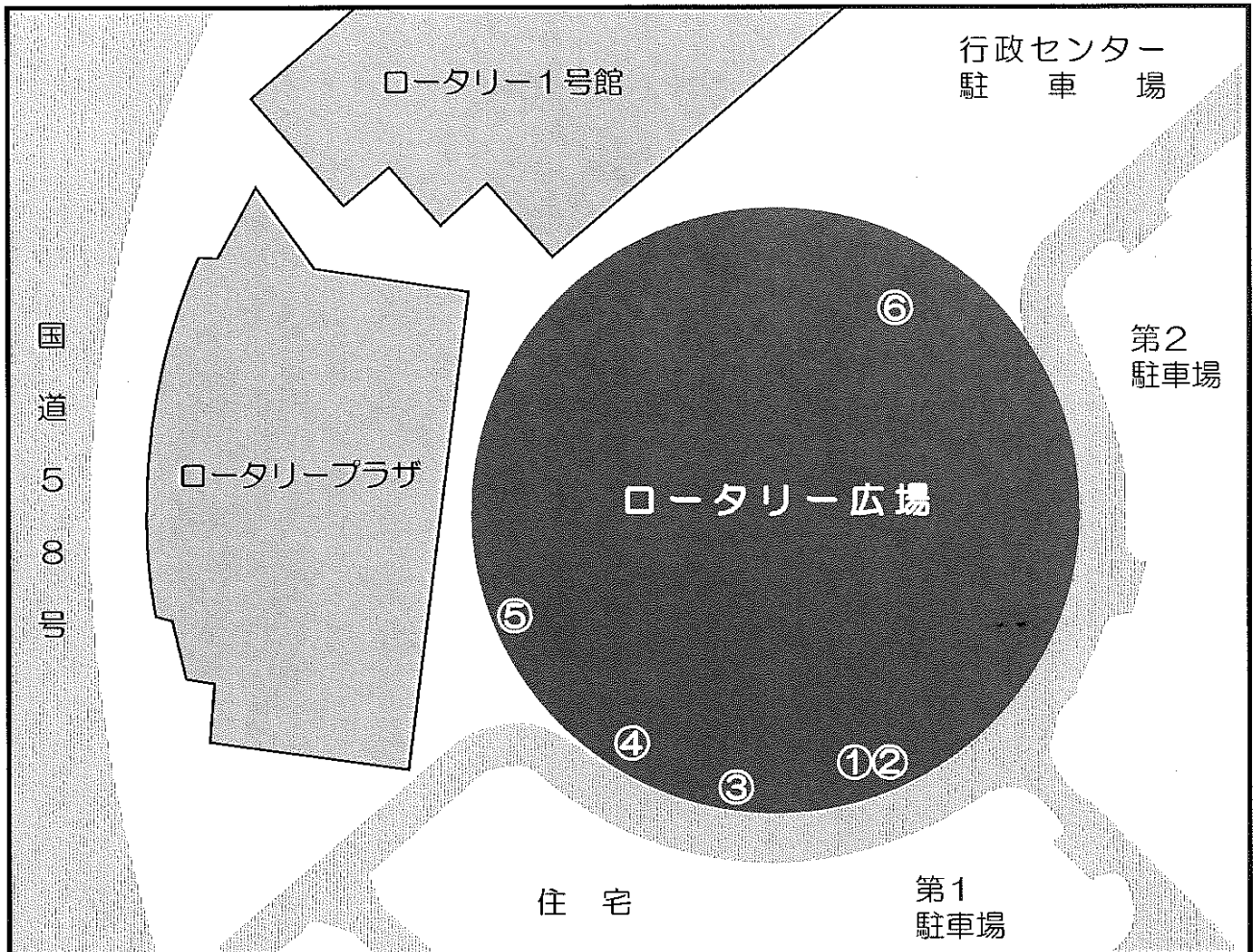
行政区 (人口)	避難場所		避難		津波		名称	所在地	敷地・延 床面積 (㎡)	収容人員 (人)	一人当 たり面 積目安 (㎡)	備考
	一時	広域	災害時	要援護	緊急	収容						
東区 3,084 人	○						屋良城跡公園	屋良656	2,624	2,624	1.0	
	○						屋良第2児童公園	屋良936-2	3,373	3,373	1.0	
	○						屋良ふれあいパーク	屋良1-5	4,064	4,064	1.0	
	○	○	○				嘉手納高等学校(グラウンド・体育館含む)	屋良806	43,219	26,193	1.65	
	○	○	○				屋良小学校(グラウンド・体育館含む)	屋良1-31-1	20,832	12,625	1.65	
	○	○					嘉手納運動公園(陸上競技場・スポーツドーム等)	屋良875	127,859	77,490	1.65	
				○	○		東区コミュニティーセンター	屋良928-1	518	314	1.65	
				○			屋良地区体育館・図書室	屋良119-39	652	395	1.65	
					○		屋良幼稚園	屋良1-31-1	686	416	1.65	
						○	道の駅「かでな」	屋良1026-3				観光客等
中央区 1,595 人							嘉手納町民の家	久得5	7563	4,584	1.65	
	○						嘉手納町第二保育所	嘉手納147	1,062	644	1.65	
	○						あしびな	嘉手納162-1	1,547	1,547	1.0	
	○						ちびっこ広場	嘉手納22-6	571	571	1.0	
			○	○			中央区コミュニティーセンター	嘉手納81	707	428	1.65	
						○	青少年センター(旧中央公民館内)	嘉手納250-1				活用検討
				○			嘉手納地区学習共用施設・児童館	水釜558	710	430	1.65	
	○	○	○				屋良小学校(グラウンド・体育館含む)	屋良1-31-1	20,832	12,625	1.65	
北区 1,682 人	○	○	○				嘉手納中学校(グラウンド・体育館)	嘉手納312	17,853	10,820	1.65	
	○	○	○				嘉手納小学校(グラウンド・体育館)	嘉手納312	17,564	10,645	1.65	
	○	○	○				嘉手納小学校(グラウンド・体育館)	嘉手納312	17,564	10,645	1.65	
				○			野國總管公園	嘉手納322	4,046	4,046	1.0	
							嘉手納児童公園	嘉手納420	2,624	2,624	1.0	
							北区コミュニティーセンター	嘉手納312	328	199	1.65	
南区 1,282 人							嘉手納幼稚園	嘉手納312	916	555	1.65	
	○	○					ロータリー広場	嘉手納290-10	2,960	1,794	1.65	
			○	○			南区コミュニティーセンター	嘉手納489-2	429	260	1.65	
				○			ロータリープラザ(1F・2F)	嘉手納290-9	2,708	1,641	1.65	
							かでな未来館	嘉手納603-8	2,007	対応人員に 応じる		福祉避難所
						○	かでな文化センター	嘉手納588				活用検討
	○	○	○				嘉手納中学校(グラウンド・体育館)	嘉手納312	17,853	10,820	1.65	
西区 1,831 人	○	○	○				嘉手納小学校(グラウンド・体育館)	嘉手納312	17,564	10,645	1.65	
	○	○	○				西区コミュニティーセンター	水釜121	526	319	1.65	
	○	○	○				嘉手納中学校(グラウンド・体育館)	嘉手納312	17,853	10,820	1.65	
西浜区 3,585 人	○	○	○				嘉手納小学校(グラウンド・体育館)	嘉手納312	17,564	10,645	1.65	
	○						水釜児童公園	水釜6-372-12	4,464	4,464	1.0	
	○	○					兼久海浜公園	兼久85-25	74,748	74,748	1.0	
			○	○			西浜区コミュニティーセンター	水釜6-5-29	919	557	1.65	津波緊急時
				○			嘉手納町兼久体育館(勤労者体育館)	兼久85-23	207	125	1.65	
				○			嘉手納町総合福祉センター	水釜447-1	3,056	対応人員に 応じる		福祉避難所
				○			嘉手納町第三保育所	水釜373	970	588	1.65	
					○		イユミーバンタ(高台)					
					○		町営水釜高層住宅(10階建て)	水釜379-3				
					○		嘉手納町マルチメディアセンター	水釜412				
	○	○	○			○	嘉手納中学校(グラウンド・体育館)	嘉手納312	17,853	10,820	1.65	
	○	○	○			○	嘉手納小学校(グラウンド・体育館)	嘉手納312	17,564	10,645	1.65	
					○		西区コミュニティーセンター	水釜121	526	319	1.65	
				○		ホームセンタータバタ※	兼久372-2				1.65	
				○	○	その他(アパート・マンション等)						事前協議 の検討

※「ホームセンタータバタ」については、津波到達予想時間までに安全な高台まで避難する時間がない場合に限るものとする。

〈ロータリー広場（防災広場）の概要〉

ロータリー広場は、嘉手納ロータリー内に位置し休養施設、緑地、ステージ及びトイレ等を設置した広場である。

周辺地区の防災広場（一時避難場所）としての役割を果たしながら、日常においては町民のふれあいと憩いの場を提供し、様々な活動（イベント・レクリエーション等）の場としても多目的に利用されている。



【ロータリー広場の設備】

- ① トイレ
災害等による断水時の使用を考慮し、高架タンクを備えたトイレである。（オストメイト用設備有り）
 - ② 時計
災害時においても稼動するソーラー式時計。（トイレの外壁に設置）
 - ③ 非常用発電設備
災害時の電源を確保するための発電設備である。
 - ④ 防火水槽
ロータリー地区内の消防水利用の確保による設置。
 - ⑤ 野外ステージ
災害時避難場所の拠点スペースとして位置づけ、避難誘導等の連絡所として利用でき、また被災者の応急処置を施すスペースとしても利用可能である。
 - ⑥ 雨水貯水槽
広場内の雨水を貯水し、濁水時の散水用として利用する。また、災害時の消化水としても利用できる。
- [その他]
- 芝生広場
周辺地区住民が災害時に避難場所として利用できる平坦で安全な広場である。
 - かまどベンチ
災害時には、炊事用のかまどとして利用できるベンチである。
 - フットライト
災害等における停電時でも照明が確保でき、また灯具の向きが調整できる。